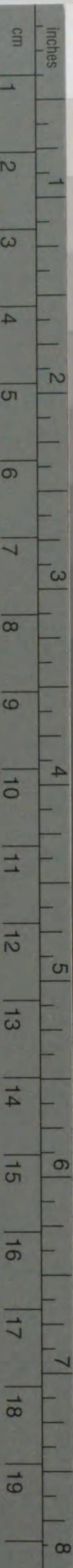


# Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

**A** 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



# Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



591 50

591-150  
1200501526141



24. 11. 24





海野幸徳著

社會事業とは何ぞ



内外出版印刷株式會社發兌



## 巻 頭 に

### 社會事業とは何ぞ

今に於て、歐米諸國に布陣する諸學者の等しく難澁不可解なる謎として決定的斷定に躊躇するこの學的課題に最後の決定を與ふことは決して容易なことではない。米國のデヴァイン氏は social work なる二文字を perplexing combination となし、決定的限定に達することは不可能であるとなし、英國側の限定は茫漠たるもの、外何ものでもなく、(本書に示すが如く) 埃太利の概念限定は初期に屬するが如く、獨逸側の概念限定はその法制とその學論との二つながら未だ暗雲低迷の境にあり、天日を仰ぐをえず、メンメルドルフ博士及ボルツォウ博士は決定的斷定に達しがたしとして……………das in deutschen Gesegen eine einheitliche Bestimmung des Begriffs der Wohlfahrtspflege nicht enthalten ist. Auch in der Literatur ist der Begriff „Wohlfahrtspflege“ nicht fest umrissen, in Theorie und Praxis wird er in den verschiedenen Auslegungen verstanden, bald in weiterm, bald in engerem bald Sinne 〃 總括的斷定を下して居る。

かくの如く、「社會事業とは何ぞ」の最後の解答は今のところ殆んど不可能と言つて宜い。この間にあつて、私が社會事業概念の決定的斷定を與へんとするは、學界の如上の形勢に照應して、一には純



粹學術に寄與せんとするためであり、二には日本人の立場から國民的努力として、多少にても國民的な文化を産出せんとする學究當然の微擧に外ならぬ。素より微力、事志に副はずと雖も、今に於て、不完全にして粗糲なる歐米の社會事業學論が依然として我國民の典據となり、我國民が依然として茫漠なる歐米人の文化を借用して得々たる體あるは遺憾至極のことである。

私は本書に於て、獨自の見地に立つて、世界に於て不明として遇さるゝ「社會事業とは何ぞ」に決定的斷定を與へんとす。拙著「社會事業概論」に於て概括的にスケッチをなしをける自分の學論は、その間一年有半、多少陣容を改めて進出するところがあつた。この進出せし學論が如何なる價值のあるものであるかについては、偏へに江湖の批判を仰がなければならぬが、私はこれによつて社會事業を學として構成する端緒をひらき得しことを希望する（今秋公刊の「社會事業學原理」に於て）

「社會事業概論」に於ける學論は本書にいたつて一進境を示し（自分の見地より）益々歴史社會事業の方向を指して進み、概念の限定及對象の確定についても基礎方針を定むるところがあつた。本書に於て初めて「社會事業とは何ぞ」の論議は一と先づその終局の着陸點を見出したやうに思ふ。

この着陸點を決定すべき決勝點は積極概念を確定することであつた。積極概念一度び確定せんか、勞せずして、自づから綜合社會事業と超越社會事業とは設定せられるであらう。よつて、私は入念に獨逸、奧太利、英國、米國に於ける社會事業の發生史的考察を施し、いづれの國に於ても消極的概念

は積極概念に進出しつゝある状態を指示し、その學論に於ても、諸家は一様に積極概念に達する豫備的行動をなすか、乃至、既にそれに到達せんとしつゝある所以を明かにし、よつて、以て、一體として自分の學論が最後の決勝點に入れることを示さんと力めた。恐く今後社會事業學論の發展により私の學論は自分の着陸點を固執し勝利を博しうるであらうと思ふ。

歴史社會事業と定型若くは概念社會事業とを統合して個別（機能として）と集團（形態として）とを一としてまとめ、以て、社會事業學論に一新境地をひらかんとする私の試みは本書に於て發表せられたこゝに統合社會事業學論が始めて開花する。「社會事業概論」には何の消息をも傳へ得ざりし統合的學論は今春讀者に見えし拙著「貧民政策の研究」に於て貧民政策に關してその適用を得、よつて以て、統合的救貧論を設定するにいたつた。

本書に收載する論議は著者の淺學菲才と相まつて充分その到達しうべき地點に達せず、慚愧の情殺然として起るが、先著「社會事業概論」より進出して新裝をつけ、新境地をひらいたことについては讀者諸氏の回顧をえたいと思ふ。更らに、これによつて、社會事業を一科學として構成しうる端緒をひらいたことについても讀者の認識を得んことを冀ふ。この試みは今秋公刊せらるゝ學としての「社會事業學原理」によつて江湖の批判と教導とを受くことができると思ふ。

社會事業に關し、最も基本的たる課題としての「社會事業とは何ぞ」の問題はこの書によつて最後の



決定に接近し得ることを希望する。  
終りに、この論稿について、間接直接盛情と後援とを給はつた學界の先進諸氏に感謝の意を表明する。

昭和四年八月

海野社會事業研究所にて

海野幸徳

# 社會事業とは何ぞ

## 目次

第一章 社會事業の本質	一
一 社會事業の起源	一
参考文献	七
二 歐米社會事業概念論	七
参考文献	九
三 任意的動作基準説	一〇
参考文献	三五
四 貧民事業基準説	三六
五 労働者福利増進基準説	四一
六 社會問題基準説	四六
七 消極的社會事業	四八



参考文献籍……………五五

八 積極的社會事業への轉成……………五五

九 綜合的社會事業と超越的社會事業への轉成……………七三

一〇 社會事業概念の究極的限定……………七六

参考文献籍……………七六

第二章 英米の社會事業概念限定……………八〇

一 社會事業概念限定の不可能……………八〇

二 消極的限定……………八四

三 積極的限定……………八九

参考文献籍……………九一

第三章 社會事業概念と慈善事業概念……………九三

一 慈善事業概念より區別せられたる社會事業概念……………九三

二 慈善事業概念と社會事業概念との區別……………一〇一

参考文献籍……………一〇三

第四章 社會政策概念と社會事業概念……………一〇四

一 社會政策の概念……………一〇四

二 社會事業と社會政策との區別……………一〇三

参考文献籍……………一一九

第五章 社會事業の形態……………一二〇

一 形態の區分……………一二〇

二 縱斷形態……………一二三

三 橫斷形態……………一二九

四 種別形態……………一四三

五 社會事業形態の進化……………一五六

六 形態的定量の法則……………一七一

A 形態的定量的關係……………一七一

B 現行社會事業に於ける定量關係……………一七五

C 個別形態と集團形態平行の法則……………一七六

D 救助意識の強度及純化……………一七八

E 個別形態への還元……………一八一



七 究極的形態としての統合形態……………一八四

    A 個別形態と集團形態との合流……………一八四

    B 個別形態及集團形態の界限的效用……………一八九

    C 統合形態の成立……………一九三

    参 考 文 籍……………一九五

第六章 貧民事業と統合社會事業……………一九六

    一 貧困救護法の目的及範圍……………一九六

    二 救護の主體と客體……………二〇一

    三 救助の原則及方法……………二〇〇

        A 院内及院外救助主義と統合救助主義……………二〇〇

        B 貧困救護法と方面委員制度との關係……………二〇二

    四 救助の界限と救助費の歸屬……………二〇七

    五 統合的基準による救貧組織……………二五四

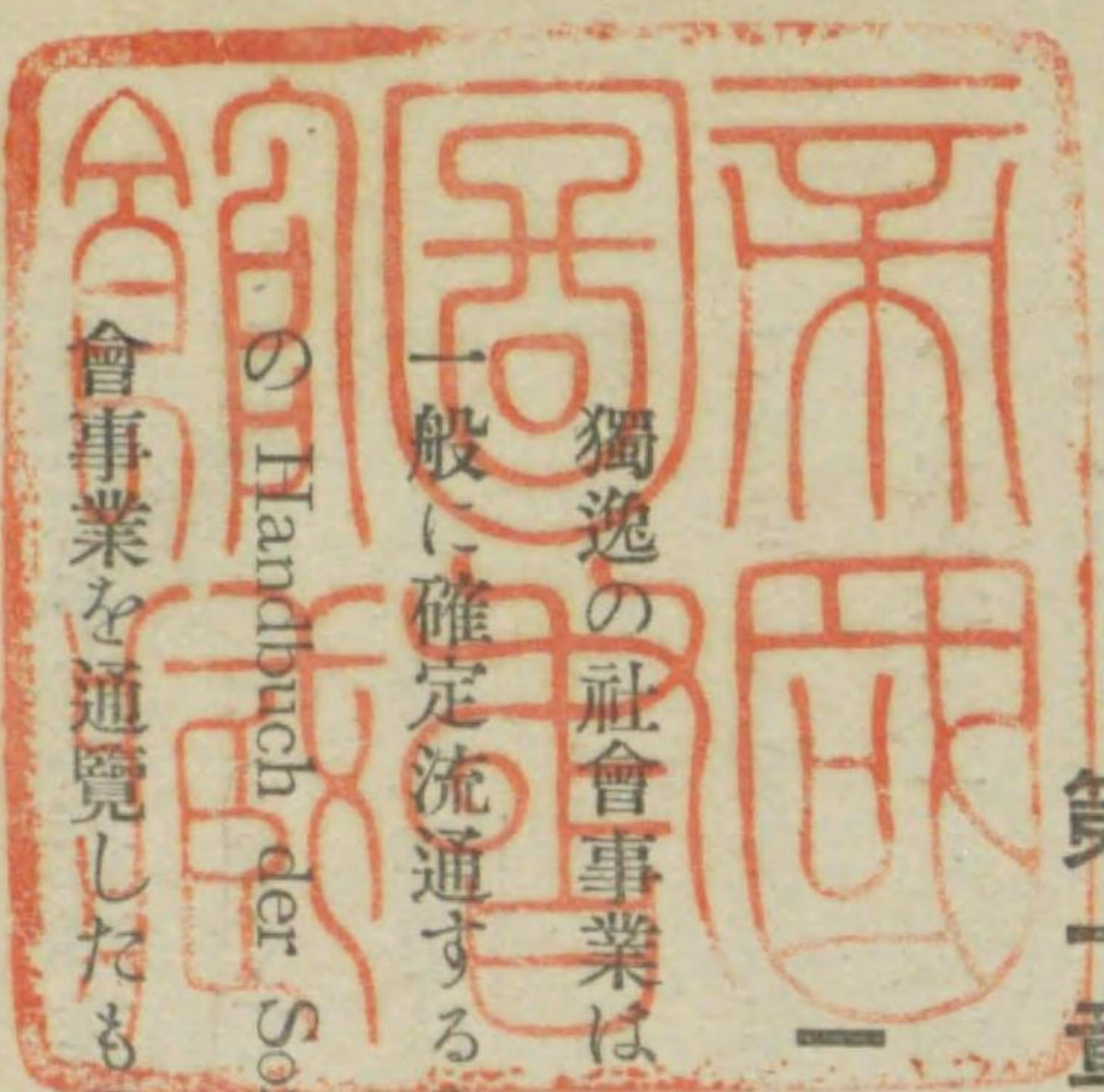
    参 考 文 籍……………二六二

# 社會事業とは何ぞ

海 野 幸 徳

## 第一章 社會事業の本質

### 一 社會事業の起源



獨逸の社會事業は一九〇二年に一期を劃し、この年に於て社會事業を表示する Wohlfahrtspflege が一般に確定流通するやうになつた。一九〇二年には當時の獨逸社會事業を總收せし Prof. Dr. Albrecht の Handbuch der Sozialen Wohlfahrtspflege が現はれた。この文籍は八百頁より成り、當時の獨逸社會事業を通覽したもので、この書に於てア氏は「社會事業を以て國家、都市、私的團體、及び私人によつて、經濟的乃至社會的不遇な階級の救護をなす freien Initiative な動作である」とした。獨逸の社會事業概念論は任意的動作を中心として動き、スタムラア教授は「社會事業の思潮と目的」(Gedanken und Ziel der Wohlfahrtspflege) なる論文に於て、「社會事業とは法的には直截に達せられな

いところの社會改良を任意的動作によつて遂行するところのものである」(Wohlfahrtspflege ist eine



freie Tätigkeit zu einer Sozialen Besserung, die durch besondere Rechtseinwirkung gerade nicht erreicht werden kann, Das Programme der Wohlfahrtspflege, S. 9) を限定して、直接なる法的強制によらざる任意的の動作を社會事業とした。フォン、エルドベルグ博士が之定義に参加したが、この定義はスタムラーフォン、エルドベルグ説として、少くも一九一八年まで續いたと見ることが出来る。併し、この説は今尙社會事業概念論の中堅たるが如き観があるから、私は入念にこれを検討してその不充分的なる所以を示さなくてはならぬ。

○獨逸の社會事業は一九〇二年に一期を劃したけれども、Wohlfahrtspflege なる語の起源はもう少し溯らなければならぬ。一八八一年に開設せられた Deutsche Verein für Armenpflege und Wohltätigkeit に於ては、協會の存続せし十五年間にその發表せし文書の中に Wohlfahrt とか Wohlfahrtspflege とかといふ文字は一八九六年まで用ゐられてなかつた。然るに一八九六年にいたりミュンスタルベルヒ博士は初めてその文書の第二部を Wohlfahrtspflege なる文字を以て表示した。このミ氏の社會事業は後に批評するが如く貧民事業と略同一義のもの若くはこれと密接の關係あるものである (und somit auch Verfall in Armut vorzubeugen bestimmt ist, bestehen zwischen der Wohlfahrtspflege und dem Armenwesen wichtige Beziehungen) この意義に用ゐられて Wohlfahrtspflege なる文字は一八九六年に現はれて來た。それに同年、ハンリッヒ、ゾンレンイ (Heinrich Sohnley) 氏は Die Wohlfahrtspflege auf dem

Land なる著書を出し、Wohlfahrtspflege なる文字を書名に冠し、かつ、これを記述にも使用した。かくて、この文字は一般に慣用さるゝことゝなつた。これによつて獨逸に於て社會事業なる文字は三十三年前使用され始めたことが分る。一九〇二年にいたりアルブレヒト氏が社會事業綱要を公にするにあたり、當時社會的保護の範圍として知られたるものを總收することによつて、一と先づ、獨逸の社會事業は確立することゝなつた。それが科學的なものとなるには更にフォン・エルドベルグ氏の一九〇三年に出せる「社會科學研究としての社會事業」(Die Wohlfahrtspflege, eine Sozialwissenschaftliche Studie) に俟なければならなかつた。かくして、獨逸の社會事業は名實共に確立したのである。

○米國にて Social Work といふ文字の一般に使用さるゝに至つたのは一九〇五年である。Devine 氏は「いつ如何にしてその名稱が起つたかを定めることは困難である。併し講演者は國民會議の會員を Social Workers と呼ぶやうになり、その語によつて表示せらるゝ關心が一般的となつた。たゞ會議の名稱はその儘存続し一九一六年まで變へられなかつた」(It is difficult to say just when and how the name originated but speakers began to refer to the members of the National Conference as "social workers," and to the interests represented in the term was in general use, through the name of the Conference was not changed until 1916, Social Work, p. 16) と云つてゐる。紐育の慈善學校 (School of philanthropy) は一八九八年の創立であるが、一九一九年までその名稱で通つてゐた。併し、一九〇



四年にボストンに創設せられたものは初めより School for Social Workers となつて居た。よつて一九〇四年には既に Social Work たる Social Worker たるといふ用字をすることとなつてゐたことが分る。一九〇四年前には、これに對して、philanthropy とか、Charity とか、social reform とかといふ文字が用ゐられてゐた。この時代には養老院あり、孤兒院あり、救貧院あり、感化院あり、看獄あり、諸種の慈善團體があるといふまでも、これを總稱する名辭がなかつた。Steiner 氏は「social work なる文字は社會改善の領野に於ける特殊的活動の包括的名稱として採用せられたが、現世紀の初めまでは一般に慣用するにいたらなかつた」(term social work has come to be accepted designation for a large group of specialized activities in the field of social betterment was not in general use of the opening at the present century, Education for Social Work,) といつて居り、現世紀の初めには Social Work なる文字のなかつたことを述べてゐる。

當時、諸種の社會改良事業が一名辭によつて綜合されなかつたのは、一九〇四年以前に於ては、貧救院だの孤兒院だの感化院だの精神院などの必要を個々覺知して居ても、これを綜合する一體としての觀念の必要を覺知して居なかつたからである。すなはち、當時に於ては特殊的活動 (specialized activities) はあつたけれども、これを一系體の綜合要素とする觀念には到達して居なかつたのである。かくて、總ての社會改良を總括する觀念の發達によつて社會改良として social betterment の全範圍を

總括する必要を感じ、こゝに初めてその名稱たる social work なる文字が現はるゝに至つたと解釋すべきである。

慈惠の觀念はそれに含まるゝ總ての社會改善を綜合する必要を感じさせ、それに對當する名辭を求むるに至り、社會事業なる觀念が現はれたが、この二つの社會改善の方法はその取扱ふ對象を異にしてゐた。慈善事業の對象は disadvantaged, handicapped, dependent といふやうな社會事件即ち「一人」に關するものであつた。社會的疾病的運載者といふものが慈善事業の目標であつたが、社會事業の對象は社會的疾病的運載者を起す condition たる *force* であつた。これ等の勢力が社會的疾病的を起す condition となるのであつた。そこに adverse condition of life といふものが現はれ、これが環境となつて、總ての社會的 *unfortunate* を生ずるのである。それ故、社會事業にあつては、慈善事業の「人」に對し「勢力」であると言ひうる。この勢力の觀念が環境を改造することを以て慈善事業の remedial measures より一轉し、人を目標として改善の歩を進むる代りに、その病的な人の由つて來る要因を改良の對象となし、病因を屠つて、一舉に社會的疾病的に治療を加へんとしたのである。こゝに於て、漸次、在來の慈善觀念では總てを包括することができなくなり、こゝに social work の觀念を生み出す契機を生じた。

これによつて、米國に於て social work なる文字の慣用さるゝに至つたのは三十年前であることが



分る。これは略三十三年前の獨逸に Wohlfahrtspflege の慣用さるゝに至つた時期と略一致する。

我國に於て「社會事業」の慣用さるゝに至つたのは大正七年頃である。大正七年に桑田博士の掲げられた社會政策云々の演題は當路の忌諱に觸れ、竟に「救濟政策」として演了されてゐる。當時社會事業家としての故ブリス大將の歡迎については恰も社會主義者とても解することによつて物議を惹き起したさうである。これ等の事情を以て判斷すれば大正七年に於て社會事業なる名辭は未だ普く流通することの困難なる状態にあつたことが解る。その當時、内務省に働いて居た當路の人々の意見を綜合しても、慈善事業若くは救濟事業より社會事業なる名辭が分岐し初めたのは大正七年頃であるとすることが能きる。すなはち、我國の社會事業は出現以來やうやく十一年を経たのみで、社會事業の旺盛となり來りし現時に於ても、一般に社會事業の理論的開拓鈍く、現在我國に於て提出せられて居る概念論の如きも甚だ粗雜なる所以のものは多くこの理によらう。

社會事業は一般に若い。けれども、一九一六年を一期として、米國及英國の大學には社會事業講座が開設せられた。社會事業教育については米國最も盛にして、兎に角、三十一の大學が社會事業の講座を一齊に開始してゐる。英國では十大學が社會事業講座を創設したが、獨逸では特殊社會事業學校三十二、佛蘭西には六、白耳義には八、伊太利一、和蘭四、瑞典四、チリイ一、南アフリカー、フィンランド二、チェツク・スロバキア一である。我國に於ては、既に多數の専門技術員を官公私團體に

於て要するに拘はらず殆んどこれを供給せざる慘狀にある。我國には未だ嚴密なる意義に於て社會事業教育機關なしと言つて宜い。

参考文献

- (1) Salmon, Leitfaden der Wohlfahrtspflege, S. 32—59.
- (2) Wronsky, Quellenbuch zur Geschichte der Wohlfahrtspflege.
- (3) Münsterberg, in de Zusammenbericht des Deutsche Verein für Armenpflege und Wohltätigkeit, 1896.
- (4) Albrecht, Handbuch der sozialen Wohlfahrtspflege, 1902.
- (5) Mahling, Die Sittliche Voraussetzungen der Wohlfahrtspflege, S. 1—2
- (6) Devine, Social Work, pp. 15—16.
- (7) Macadam, Equipment of the Social Work, London 1925.
- (8) Steiner, Education for Social Work, Chicago 1921.
- (9) Queen, Social Work in the Light of History, Philadelphia 1922.

二 歐米の社會事業概念論

私は歐米諸學者の社會事業概念を(一)消極學派と、(二)消極積極學派との二に分類する。消極主義の概念限定はやがて消極的積極主義の概念限定に進み、それは更らに、積極主義によるものとなり、一轉して、兩者の綜合せらるゝことによつて綜合社會事業となり、綜合したものは究極對象を目標とす



ることによつて一飛躍をなし、竟に超越的社會事業に究るべきものである〔社會事業概論〕第一篇第

一、二章参照)

この社會事業概念の進轉及限定は自分のものであるが、私は歐米諸學者の消極的社會事業(Negative Social Work)及消極的積極的社會事業(Negative-positive Social Work)を檢討しその不充分なることを覺り、更らに、新たに綜合社會事業(Synthetic Social Work)と超越的社會事業(Transcendental Social Work)の二部門を設けることとなつた。これによつて、私の社會事業概念の限定は歐米諸學者のものとは異なるものとなつた。これまで社會事業研究家の間に理解されて居た社會事業なるものは「社會的障害」(Sozialer Schäden)を輕減除去することにのみ關係して居るから、それは一つに消極的社會事業の一部門にのみ限られて居り、社會事業の概念も又それに従つて限定せられてゐた。これに對し、私は社會事業を(一)消極的社會事業(二)Wohlfahrtspflege ist Einwirkung auf die Lebensverhältnisse der Völker mit dem Ziel ihrer Erhaltung und Fortentwicklungとしての積極的社會事業(三)兩者を合一せし綜合的社會事業、(四)究極對象を豫想する超越的社會事業の四部門に分ち、これに従つて、社會事業概念を限定しやうとする。

以上は社會事業の形式的限定に關するものであるが、その内容的限定に關しては、歐米諸學者(殊に獨逸諸學者)は消極的及消極積極的社會事業に基き、(一)任意的動作(Freiwilligen Thätigkeit)を基準とするもの、(二)貧民事業を基準とするもの、(三)勞働者福利事業を基準とするもの、(四)社會問題を基準とするもの、(五)ウロンスキイ氏の如く「國民生活の維持及び發展」(Erhaltung und Fortentwicklung)若くはザロモン氏の如く「文化思想に對應する國民生活」(Kulturideen entsprechende Volkslebenshaltung)を基準とするもの、五類に分れる。これ等の内容的意義を吟味することによつて、私は在來の概念限定は不充分であることを示さなくてはならぬ。

参考文献

- (1) Erdberg, Die Wohlfahrtspflege, Eine Sozialwissenschaftliche Studie, Jena 1903.
- (2) Herkner, Die Arbeiterfrage, Berlin 1922.
- (3) Münsterberg, Das Elherfelder System, Leipzig 1903.
- (4) Albrecht, Handbuch der Sozialen Wohlfahrtspflege in Deutschland, Berlin 1902.
- (5) Sohnley, Wegweiser für Ländische Wohlfahrts- und Heimatpflege, Berlin 1900.
- (6) Charlottenburg, Wohlfahrtspflege in Volksstat, Berlin 1920.
- (7) Liese, Wohlfahrtspflege und Caritas in Deutschland, Deutschostereich, der Schweiz und Luxemburg, 1914.
- (8) Salomon, Leitfaden der Wohlfahrtspflege, Berlin 1923.
- (9) Wronsky, Handwörterbuch der Wohlfahrtspflege, herausgeben von Dr. Karstedt, Berlin 1924.
- (10) Devine, Social Work, New York 1922.



- (11) 海野幸徳、寛泛の社會事業(京都内外出版印刷株式会社發行)  
 (12) 海野幸徳、社會事業概論(同上)  
 (13) 海野幸徳、社會事業要領(同上)

### 三 任意的動作基準説

私は自分の概念論を確定するために諸家の概念論に對し能きるだけ嚴密な分析を加へなければならぬが、社會事業概念論の中堅はフォン・エルドベルグ及スタムラア説であるから、先づフォン・エルドベルグ博士及スタムラア教授の任意的動作を基準とする説を考察することから初める。このStammlier und v. Erdbergsche Definition といふものは獨逸では一九一八年までの概念論の中堅となつて居たが、同年以來、スタムラア・フォン・エルドベルグ説は衰頽して行つた傾がある。これは獨逸に於て社會事業法制を誘導した新事業の發展によると解釋すべきである。S及E兩氏は法的強制と任意動作とを對立せしめ、後者を以て社會事業の範圍内のものとして居る。社會事業にあつては法的強制と任意的動作とが對立することに盡きるのでないけれども、S及E兩氏の概念論は社會事業を以て法的強制を除外した任意的動作のみに關係せしめてゐる。

フォン・エルドベルグ氏の概念論はスタムラア教授の *Wirtschaft und Recht* の思想に還元せられるであらうから、私はこの場合、主としてシュタムラア教授説を吟味することにする。

フォン・エルドベルグ氏の社會事業概念の限定は左の如くである。

*Wohlfahrtseinrichtungen sind Einrichtungen, beruhen auf freiwilliger Tätigkeit der Gesellschaft, und welche geschaffen werden zur Linderung oder Beseitigung solcher aus der wirtschaftlichen Entwicklung notwendig hervorgehender sozialer Schäden, die auf dem Wege rechtlicher Zwangsnormen nicht oder überhaupt nicht gemildert oder beseitigt werden kann.*

(社會事業とは社會の任意的動作に基く施設であり、經濟的進化の結果必然的に現生するにいたりし社會的障害を輕減除去するものであり、法的強制規範の方法によらず、一般にかくの如き方法を以てして輕減し除去し得ざるものに關す)

フォン・エルドベルグ氏はこれによつて、任意的動作を中心として、社會事業とは社會の任意的活動に基くもので、法的強制的規範によつて未だ輕減若くは除去しえざる社會的障害にして、必然的に經濟的進化より發生したるものを除去するものであるといふ限定に達したのである。フォン・エルドベルグ氏のこの限定はスタムラア教授に溯るべきである。S教授にあつては、社會生活は「外的に規制せられたる人間の結合生活」(das äußerlich geregelte Zusammenleben von Menschen) である。この外的に規制されたる結合生活は絶えず變動して行く。經濟が進化する、そして、外的規制は新たな形勢に順應するために變化しなければならず、法的秩序は又従つて變化しなければならぬ。この變化



を成し遂ぐる手段としてスタムラア教授は「二の異つた可能」(Zwei verschiedenen Möglichkeiten)といふものを提起し、一を中心點 (zentralpunkt) より法的強制によつて遂行するもの、他を自由なる活動 (freien Betätigung) としての個々人及公私團體の任意的動作によるものとした。フォン・エルドベルグ氏はス氏の如上の思想に據り、人間の結合生活を規制するものとして、法的手段を用ゐる前に、先づ任意的動作ありとして、社會事業の解釋に移り、かくてその概念論に達して居る (Ehe nun eine Aenderung der Rechtsordnung mit gesetzlich bindenden Zwang eintritt, ans die Gemeinschaft versuchen in freien Willen die hervorgetretenen Schäden auszugleichen) 法的規範による手段を除外したる任意的動作に基づく手段を社會事業と見ることはいづれにしてもスタムラア教授に溯らなければならぬ。よつて、私は先づ伯林中央國民福利協會 (Zentralstelle für Volkswohlfahrt in Berlin) に於て發表せしス教授の論文 (Gedanke und Ziel der Wohlfahrtspflege) により氏の社會事業の何であるやを究めなければならぬ。

ス教授は善行 (Wohltätigkeit) と社會事業 (Wohlfahrtspflege) とを區別し、善行は個々人にのみ關するものであるが (Es ist die wohltätigkeit mithin etwas vereinzelt, auf die einzelne Möglichkeit blos zugeschnitten, den einzelnen Fall vornehmend, ohne Zusammenhang, wenigstens ohne überlegten planmäßigen Zusammenhang) 社會事業は純一的な集團的現象であるとする (Wir haben es also bei dem Gedanken

der Wohlfahrtspflege mit gleichmäßigen Massenerscheinung in unseren sozialen Leben zu tun) 嚴密に謂ふ倫理的教説は個々人に關するもので、個々人の要求を夫々充足することを目的とするが、社會事業にあつては「結合的交感の正しき種類」(auf die rechte Art der Zusammenwirkens) に向けられ、人間の集團生活如何といふことが問題となる。この分裂した方法にあつては、一は個々 (Einzelnen) を基準とし、その正しい純粹な心情を呼び起し、それを充足しやうとするが、他は集團を基準として、共同的な目的と相互關係とを追及しやうとする。「結合的交感の正しき方法」(rechte Weise des Zusammenwirkens) を特別な目的として追及すると、それは、苦痛や疾病をも、倫理的な缺陷と一絡に除去しやうとするであらう。これは一様に社會的障害を除去することになり、結合生活の正當ならざるころのものを免除するが、絶えて、それは個々人の身體的な苦痛や倫理的な缺陷に關係しやうとしない。社會生活の基本的思想は人間の社會組織體に於ける共棲であり、その規制せられた結合であつて、それによつて適者生殘を實現しやうとする。何が社會的障害であるか。それは一様なる集團的現象に於て、その共同思想が維持されず、具體的には社會生活の基本法則と矛盾するところである (Ein solcher sozialer Mangel liegt vor, wenn gleichheitlich Massenerscheinungen sich zeugen, bei denen in ihrer besonderen Art and Lage der Gemeinschafts gedanke nicht festgehalten ist, bei denen im konkreten Fall ein Widerspruch mit dem Grundgesetze des sozialen Lebens überhaupt auftritt) 共同生活と共同作用とは一定の規制によつ



て成立するが、共同作用がうまく行かない場合には規制が變へられて別の共同生活が現はれてくる。この共同生活の變化が時に社會的障害となるが、この社會的障害を輕減除去する方法は法的強制によるものと任意的動作によるものとの二つに分れる。

かくの如く説明することによつて、スタムラア教授は社會事業を以て任意的動作(freie Tätigkeit)による社會改善 (sozialen Besserung) だとする思想に達した (Wir bleiben also dabei, das wir neben direkt befehlender Zentralisation in weitestem Masse auch blos Möglichkeiten einer freier Betätigung der Rechtsgenossen haben) これによつて、スタムラア教授は社會事業概念を左の如く限定するに至つた。 Wohlfahrtspflege ist eine freie Tätigkeit zur einer sozialen Besserung, die durch besondere Rechtseinwirkungen gerade nicht erreicht werden kann.

(社會事業とは特殊なる法的影響によつて達せられざる社會改善に關する任意的動作である) この定義の中には、法的強制と任意的動作とが對立して居り、後者を以て單り社會事業だとしてゐる。この事の誤りであることは直きに示さなければならぬが、スタムラア教授が如何なる國家と雖も法的手段と任意的手段とを併用するものはないと言ふに至つて最も明かな矛盾が示されてゐる。國家は直接ではないが、任意的に個々人の苦痛を救助することによつて、社會を對象として社會的障害を除去し、社會事業に關與するとス教授は考て居るが、これが法制によつて社會的障害を除去することになると

忽ちそれは社會事業ではなくなると主張してゐる。また、ス教授は法的強制によつて残りなく社會的障害を除去することは能きぬから、社會的障害 (sozialen Schäden) を悉く驅逐し去るには任意的動作によらなければならぬと考へてゐる (Hier, Wo den Gemeinschaftsgedanken ganz widersprochen wird, da ist es nötig, mit freier Tätigkeit soviel wie möglich einzugreifen, um wenigstens etwas zu lindern und zu bessern, da die Rechtsordnung selber unmittelbarem Befehlen es nicht kann) 社會事業は形式的な圖式的な (schematische) もので、ス教授の所謂集團現象 (Massenerscheinung) に關するものであるが、(それは慈善事業及私の所謂概念社會事業に對立する體驗社會事業の個々を對象とするに對して) それは法的命令 (Rechtsbefehle) に關與し、それと共に主として任意的動作に關與するものである (私は社會事業そのものを法の社會事業と愛の社會事業とに二分し、これを廣義の社會事業にまごめてゐる) 法的社會事業としての社會事業政策 (Wohlfahrtspolitik) に對して、愛の社會事業は社會事業そのものであるとする。任意的動作を基本として、集團現象としながら、社會政策の第一次的集團主義なるに對して、それは第二次的集團主義であり、多少具象的で、主として形式的たるものは即ち固有な社會事業である。この義に於てスタムラア教授の單に社會事業を集團現象とするのも不正確であるし、それを以て唯任意動作に關するものだといふことは無論不十分であらう。

私は愛の社會事業を社會事業そのものと解し、法の社會事業を社會事業政策と解す。社會事業は愛

法  
愛  
社會事業



を前景とし法を背景とするから、法的規範若くは法的強制の意義の稀薄なるものではあるが、それは何づれにしても、法的強制の出現を以て社會事業たらざるに至ると解すべきではない。社會事業は愛により殊に社會倫理によつて經營することが多少その性質に合つたものであるが、それは慈善事業の最も愛による性質に合つたものなるに對し「多少」それに合つたものである。併し法的強制によつて施行する場合、それは忽ち社會事業たらざるにいたるが如きものではない。

一九一八年以來、獨逸に於ては法制を以て社會事業を運營することとなり、それ以來この新形勢の發生によつてスタムラアエルドベルグ説は一掃せられんとしてゐる。Mahlings 博士はこれに關し In der neueren Zeit besonders seit 1918, sucht man sie etwas anderes zu fassen; von dem Augenblick an, wo der Staat seinerseits die Wohlfahrtspflege mit in die Hand genommen hat und ihr durch seine Verfassung, seine Gesetze und seine Einrichtungen ein bestimmtes Gepräge gegeben hat, hat man das Empfinden, mit der genannten Begriffsbestimmung nicht mehr auskommen zu können (近時殊に一九一八年以來、人々はこれを別なものに解釋することとなつた。國家の側より社會事業を取上げ、その法現や施設を通じて一定の形體を與ふにいたり、これまでの總ての概念限定は最早廢物となつたかの如き感じを與ふるにいたつた)と言ひ、スタムラー、エルドベルグ説の衰頹する所以を述べてゐる。獨逸に於て社會事業は戰後殊に發展すべき機運に際會した。戰時に生ぜし負傷者の救護、寡婦及孤兒の保護、父

を失つた兒童の保護及その教育等戰時及戰後に生ぜし夥しき社會事件を處理するため、國家はこれに介入關與することとなり、かくて、法制によつて社會事業を運用する必要に逼られてきた。この事は我國でも同一で、大正七年、内務省の救護係が社會課になり、その後それが社會局となり、今日、更に外局として、それが社會局長官を有つこととなり、今正に社會省若くは勞働省新設の聲を聞き、各種の社會法制(兒童扶助法、貧困救護法、爭議調停法等を初めとして、今正に懸案となつてゐる勞働組合法など)を連發して居るが、これ等の雜多な巨大な社會事業はスタムラア氏によれば法に關係する刹那忽ち社會事業でなくなるのである。この事は如何にも事實と合一することの能きぬもの、若くは事實を無視するものである。

### ワグネルの憲法

獨逸に於ては、一九一九年發布せし法律によつて社會事業は法として確定し、社會事業の法制及公的秩序を保持することが無限に進まんとしてゐる。その第七條には貧民及浮浪人保護、人口政策、母親保護、兒童保護、乳兒保護、健康増進、勞働法、勞働者及傭員保險、職業紹介、戰爭に従事し若くは孤兒となれるもの、保護を規定してゐる。第十條には土地及その分割權、住宅に關する社會的保護を規定する。かくて、社會法的、社會政策的、社會事業的法制が導入確立せしことがわかる。現時に於ける社會事業法制の隆盛に關しては、たとへば、Hans Muthesius 氏の近著 Wohlfahrtspflege systematische Einführung auf Grund der Fürsorgepflichtverordnung und der Reichsgrundsätze & 今正に公



にせられし Bolzau 博士の他との合作たる Fürsorgepflicht und Caritas, Abhandlung zur Rechtsordnung über die Fürsorgepflicht の書名を見たゞけでもフォン・エルドベルグ氏やスタムラア氏の限定の一見不當であることが解らう。今日、獨逸に於ては盛に法制によつて社會事業を實施し初め、法によつてそれを施行するに方り、忽ち、それが社會事業でなくなるといふことは事實に合一することが能きなくなつた。獨逸に於ける社會法の制定は極めて活潑であつて Behrend 博士の Helene Stranz = Hurwitz 女史共著の社會事業法の全集は Sammlung von Wohlfahrtsgesetzen des Deutschen Reiches und Preussens nebst den allgemeinen Wohlfahrtsgesetzen von Sachsen, Thüringen, Hamburg, Mecklenburg = Schweinf., Thüringen, und = Streit, Oldenburg, Lippe und Lübeck といふ書名で、上下二冊、總紙數實に千百三頁に上つて居る。獨逸の社會事業法は七部に分れてゐる。(1. Kriegsbeschädigten und Kriegshinterbliebenenversorgung und Fürsorge. 2. Sozialrentengesetz. 3. Kleinrenterfürsorge 4. Wohn - hilfe = und Wohnfürsorge. 5. Arbeitsnachweisgesetz. 6. Hausarbeitsgesetz. 7. Jugendfürsorgegesetz)

獨逸に於ける以上の新たな形勢を見ても、國家が社會政策的となり、社會事業政策的となり、更らに社會事業法的となつたことが分る。これ等各種の法的保護はスタムラア教授が私は如何なる國家と雖も法的強制と任意的動作の二つを併用するものを知らず、又併用すること能はざる性質のもので二の可能 (beiden Möglichkeiten) を同時に行ふこと能はずと斷定して居ること、明かに矛盾し衝突して

居る。スタムラア教授は國家は直接命令的な集中 (direkt befehlender Zentralization) によつて社會的障害を除去するが、これを社會事業であると見ることは能きぬとする。何故法的強制によるものは社會事業にあらず又あらざるべからざるかは社會事業のその他の本質と並せ考察した後でなければ言ひ得られぬことである。スタムラア教授が若し自説を維持しやうとすれば更らに新形勢をも考察し、尙ほ一層本質的な確定を俟つて然る後斷定を下さなければならぬ。獨逸の新形勢は一九一八年以來のものであるが、フォン・エルドベルグ氏は同年尙ほも舊説を維持すべく努力し、一九一八年十月には、「國家的社會事業」(staatliche Wohlfahrtspflege) なる論文を發表し、「いづれにしてもそれは國家的に運營せられず、法によるものは社會事業ではなし」(das irgendein staatliche erfassenes, Gesetz nicht Wohlfahrtspflege sein kann) と斷定し、國家的社會事業なる稱呼は國家が法によらずして任意的社會事業 (freien Wohlfahrtspflege) として運營する間用ゐらるべきもので、社會事業は Organisator (組織者) として出現し Gesetzgeber (法制者) として存在することの能きないもので、それが法によつて運用せらるゝ刹那社會事業でなくなると再び言つてゐる。然るに、フォン・エルドベルグ氏は何故法によつて運用せられるものは社會事業でないかといふ理由を本質の邊に於て些かも示して居らぬ。この事はスタムラア教授も同一である。

これで私は一應スタムラア・フォン・エルドベルグ説を検討した積りであるが、一九一八年後に於



て尙ほも同一な限定を繰り返すものがある。たとへば、一九二〇年に Paul Frank 氏は Wohlfahrtspflege im Volkstaat, Gedanken zur Umgestaltung des Fürsorgewesens という論文に於て社會事業概念をかく限定してゐる。「社會事業は法的責任を帶ぶ動作ではない。それは温情と同情との表出である」(Die Wohlfahrtspflege ist eine Tätigkeit zu der keinerlei rechtliche Verpflichtung besteht; sie ist eine Ausfluss warmen Hergens und Mitgeföhls.) この限定によつて見ると、恐らくフランク氏は社會事業概念と慈善概念とを明かに區分することができないであらう。

更らに、スタムラア教授は法と社會事業との關係を drei Möglichkeiten として、三の關係をもつとする。その第一は集中的權力が社會事業を取り上げ、社會事業がそれを補充する場合である。たとへば、獨逸に於ては貧民事業は集中化して居り、それが國家によつてあらうとも、都市によつてであらうとも、直接命令的な法的秩序 (direkt befehlende Rechtsordnung) として運用されてゐる。けれども、それは、いつでも任意な社會事業によつて補充されてゐる。國家の法によつて達成するところのものが不充分である場合には私的な任意な作用によつて補充される。それと共に、労働者保護法は法によつて運用されるのみならず、いろいろ任意的社會事業 (freie Wohlfahrtspflege) によつて補充されてゐる。

第二の可能は任意な社會事業が主位を占め、法がこれを補充する場合である。たとへば、醜惡文藝に關する保護や、圖書館に關する施設などは、主として任意的動作の範圍となつてゐる。その外、姪産婦の保護や、乳兒の保護や、學童預り所 (Kinderhort) に關してはいづれも任意な社會事業として運用されてゐる。住宅供給に關しては法と社會事業とが彼此推移出入し、時に法であり、時に社會事業であつて、兩者の限界は明かに定めがたい。かやうな論法によつてスタムラア教授は法と社會事業とを強いて分離せんとするため、論理は自づから曖昧となる。社會事業が法に關係あるか否か、たゞ任意的なものであるかどうか、法的であつても宜いかどうかといふスタムラア教授の救助の Zwei Möglichkeiten の問題は社會改良を遂行する手段によつて決められずして、その本質によつて決められなければならない。もし、社會事業の本質が任意的である外その他のものでもあれば任意的動作 (freie Tätigkeit) を手段として取扱ひ、手段によつて一を社會法制他を社會事業と分斷することは安當ではない。スタムラア教授は社會事業の本質に關して終始何も分解してゐない。どこにも社會事業の本質を確定する如き論述がない。たゞ手段が二つであるとするまで、ある。法的と任意的と。たゞそれだけのことである。よつて、スタムラア教授の社會事業概念の限定はその本質の邊に於てせられず、手段の邊に於てせられて居り、従つて竟に概念確定に達しがたい憾みがある。私の如く社會事業を消極的社會事業と積極的社會事業と総合的社會事業と超越的社會事業とに分ち、その形式的意義と共に内容的意義を認定せんとする方針を採れば、社會事業の本質は究極に向ふから、かゝる本質露出によつて、社



會事業の概念は自づから限定せられる。然るにスタムラア教授の社會事業概念の限定は手段の邊に於てのみなされて居るから、手段によつて一を社會法制、他を社會事業となし、住宅問題は法と社會事業との中間にあつて、或は時に全部法であり、或は時に全部社會事業であるといふやうな曖昧なことになる。本質として社會事業たるべきものは今日任意動作としても、法としても施行されてゐる。それが手段の異なるによつて、法として存する場合、忽ち社會事業の本質を失ふといふやうな言分は妥當ではない。Dr. Bolzauの編纂してゐる *Fürsorgerecht und Caritas* に於ては私的な任意な社會事業をも公的な法的な社會事業と共に社會事業であるとする原則により、任意な社會事業と法的な社會事業との併立若くは併用 (*Zusammenarbeit*) を論じてゐる。たとへば、ボルツォウ氏は *Die freie Liebestätigkeit in den Wohlfahrtsgesetzen der deutschen Länder* に於て、公的社會事業 (*die öffentlichen Wohlfahrtspflege*) を任意的なるものと共に法的限定によるもの (*Auf Grund gesetzlicher Bestimmungen*) となし、公私社會事業の補充提携を論じ Dr. Wüermeling はその論文「公的並任意的保護の結合」(*Zusammenarbeit der öffentlichen und der freien Fürsorge*) に於て、「新國法は社會事業の範圍では任意的社會事業との關係に於て慶賀すべき進歩をなした」(*Die neuere Reichsgesetzgebung auf dem Gebiete der Wohlfahrtspflege weist erfreuliche Fortschritte in ihrer Stellung zur freien Wohlfahrtspflege auf*) と述べ、法的社會事業と任意的社會事業との併立を明かにして居る。勿論、ボルツォウ氏にしても、ヴェルメエリッング氏にしても、社會事業と法に關し嚴密な論述をして居るものとも思はれないから、これによつて、スタムラア氏に對立させることはできないが、ス氏の如く法的社會事業を否認することは多くの社會事業學者に共通でないといふことだけは少くも言へると思ふ。ズタインウエツグ氏は任意的社會事業 (*freie Wohlfahrtspflege*) より分岐したものを「公的社會事業」(*öffentliche Wohlfahrtspflege*) となし、これを解釋して「法を基として施行されたる社會事業」(*auf Grund von Gesetzen ausgeübten Wohlfahrtspflege*) と言つてゐる。然らばズ氏も亦法的社會事業を社會事業の一種と見做すのであつて、このことは別の論文 (*die Innere Mission der evangl. Kirche und die Wohlfahrtspflege*) に明かである。

スタムラア教授の第三の可能とするところのものは最初私的社會事業によつて運營せられたものが一定の實驗を経てこれを官公に引渡す場合に關する。たとへば、兒童保護については私的な事業として初められたが、その後これを法的に保護することゝなつた如きそれである。

これで更に精細にスタムラア・フォン・エルドベルグ説を分解した積りであるが、今、これを收結してスタムラア・フォン・エルドベルグ説と私の説との異なる諸點を明かにしなければならぬ。

その一

スタムラア・フォン・エルドベルグ説は任意的動作 (*freie Tätigkeit*) を中心として社會事業を定めてゐる。併し、第一、それにも拘はらず、現實としての社會事業はスタムラア・フォン・エルドベル



グ説にも關せず、法的なものとして發達しつゝある。第二、任意的動作と法的強制とは彼此推移し混合してこれを明確に分斷することの能きぬ場合が多い。スタムラア教授と雖もこれを認め、兩者の限界は不明で彼此推移するから、これを形式的に決定することは能きないと言つてゐる (Manchmal schwankt es hin und her..... Die Grenz ist natürlich flussig, Wir können blos die Schemata als solche angeben) 第三、社會事業を任意的動作と法的強制とによつて分斷するが、社會事業は任意的手段と法的手段といふやうに、主として手段によつて分界を與へうるものではない。兩者の分界は更らに進んで本質によつて區別されなくてはならぬ。

その二

スタムラアIIフォン・エルドベルグ説の分界の原則は單に手段として取扱はるべきでなく、それは又本質を表示するものでなければならぬ。freie Tätigkeit は心情 (Gesinnung) と關係があり、それは強制によらぬ freier なもので Zwingender Natur のないものである。よつて、それは warmen Herzens や Mitgeföhls に關するもので、それによつての救助は即ち freundliche Fürsorge である。かくて任意的動作は畢竟 freier Liebtätigkeit といふこととなり、愛の活動といふことになる。

この内容的意義による社會事業は私の愛の社會事業といふものと略同一である。すなはち、スタムラア氏フォン・エルドベルグ氏は任意的動作を手段として分界の原則として居るが、それは本質の要素としての愛として表示すべきものであると言へる。ポウル・フランク氏はスタムラア説の後を承けて任意的動作を基準として社會事業を限定し「社會事業は法的責任のない動作である。それは溫情と同情との表出である」(Die Wohlfahrtspflege ist eine Tätigkeit, zur der keinerlei rechtliche Verpflichtung besteht; sie ist ein Ausfluss warmen Herzens und aufrichtigen Mitgeföhls) と言つて居るが、これはスタムラア氏の所謂 freien Wohlfahrtspflege の内容を表示したものである。

私はスタムラア教授の如く法と愛とを無理に分斷しやうとしない。スタムラア氏の如く時に兩者は相推移出入するものであると言ひ乍ら、一を法、他を愛と明かに分斷するやうなことは避けたい。よつて、私は愛であり法であるとする見地を採り、法を背景となし愛を前景としたものを社會事業とし、法を前景とし愛を後景とするものを社會事業政策とする、それ故、法であるとする社會事業政策と愛であるとする社會事業とは同一體に屬するものとなし、實體は同じでありながら、その表現の異なるにより或は社會事業となり或は社會事業政策となると解す。

かくて、社會事業と雖も法に關係なきものにあらず、時に任意的な純粹愛の活動となり、時に法によつて強制するものとなる。たゞ法による社會事業が社會政策的のものとならないのは、それは法によつて強制するものにてありながら、あくまで愛の意義を明かにし、愛を主體とし、法を以てそれを表現する手段と見做すからである。たゞ、それは多くの場合硬化し形式化して強制の意義が前景とな



り愛の意義が後景に退く傾きがあるであらう。かゝる場合には、それは純然たる社會政策となり、又社會事業政策として運用せられることゝもならう。

一國に於ける社會事業が純粹愛の活動として表現されるか、乃至、法の活動として表現されるかといふことは初めより決定的のもので、それはいづれにしても法を中心として動くであらう。然らば、それは社會事業政策であつて嚴密に謂ふ社會事業ではないであらう。この意味に於てはスタムラア氏及フォン・エルドベルグ氏は正しいであらう。けれども、我々は現實の表現について論じてゐるのでなく、學問上の課題としてその如何あるかを論じて居るのであるから、愛の社會事業と法の社會事業を全く別物として分界を施すわけには行かぬのである。愛と法とは社會事業の本質の中には一體として存し、法は本質に内在するのでなく、それに附着するのではあるが、その表現が時に愛となり時に法となるに過ぎない。よつて、社會事業であるか社會事業政策であるかといふことは見方の相異によるものであり、又これを運用するものゝ表現如何によつて定まることでもある。私は社會改良に於ては社會政策的なものであらうとも、社會事業的なものであらうとも全體として愛の活動を主調とし、法を副次とするから、國家及都市の社會政策的なるものと雖も、愛の活動を促すことによつて任意的社會事業化されなければならぬものと考へてゐる。よつて、官公に於て施行する場合に於て、それが必ずしも政策的ならざるべからざる理由なく、愛の活動を基調とする政策的なるものとなりうるのである。

ある。スタムラア氏やフォン・エルドベルグ氏の如く必ずしも國家や都市の仕事となり、法に關係しても、Zentralgewaltにより、純粹強制的な命令によるものにつきるのではない。この意味に於て、社會立法家及社會行政家は社會倫理を表現する博愛家であり人道家でありうる。彼は一面立法家乃至行政家であるが、他面人道家博愛家であるであらう。

いづれにしても、スタムラア・フォン・エルドベルグ説の論據は今一層精練する必要がある。けれども、この説は社會事業本質に關し最もよくその眞髓を露出したものだといふことは同時に見失はないうやうにしたい。

マーリング氏はスタムラア氏に従ひ、飽くまで任意基準説を維持せんとして、一度び法的となつたものが再び心情化するのだと言ふ。國家は法を以て個人や集團を保護する必要を感じて來た。この法の制定は國家に於ける社會事業より發する行動であるが、かの如き法を社會事業精神より行ひ、それを内的義務の感情より行ふ場合、それは社會事業的なものである。國家の代理人はかくの如き社會立法を内的に必要なものと感じて社會事業法を設けた。國家は心情の動機とその目的を取り上げ、法の制定に方り兩者に具體的な形態を與へた(Der Staat übernimmt ein Gesinnungsmotiv und ein Gesinnungsziel, er läßt beides in seiner Gesetzgebung konkrete Gestalt gewinnen) これによつて心情が法となつて表現された。かくて法は任意的な社會事業たる表現の可能を失つて了つた。社會事業は心情の



はたらきである (Die Wohlfahrtspflege ist ein Akt der Gesinnung) それ故、それは自由を擔つてゐる。法典化した社會事業は既に社會事業ではない (Rechtliche kodifizierte Wohlfahrtspflege ist darum nicht mehr Wohlfahrtspflege)

マーリング氏の論法をこの上吟味する必要はない。それはスタムラア氏の代辯人たるまで、ある。斯様な論理は社會事業の性質をよく表はすことが能きるけれども、愛と法との關係をその終局に於て決定することは能きぬ。

その三

社會事業は全然集團的ではないが第二次的集團的である (社會政策の第一次的なるに對し)。社會事業は慈善事業の主觀的なるに對し客觀的であり、形體的である。それは抽象的形式的全體を救助の對象とする。慈善事業に於ては救ふものと救はるゝものとの對立があるが、社會事業にはこの兩者の對立がない。社會事業にあつては救ふも救はるゝも全體のため、救ふものに犠牲があるのでなく、救はるゝものに感謝の必要があるのではない。救ふも救はるゝも Gesamtwohl のためであり全體のためである。この全體に歸屬することによつて救はるゝ形式即ち社會事業の救助形式が現はれる。社會政策にあつては、労働者がその労働によつて主張する權利や要求を根據とするのであつて、それは何れにしても労働の對價を權利として要求することに關する。これは單に社會に歸屬することによつて救ひ又救はるゝ社會的保護 (社會事業) の形式とは明かに異つて居る。Hans Mainer 氏によると社會事業の保護は Zugehörigkeit zur Gemeinschaft によつて行はれる。

全体救助  
各人的救助  
抽象的形式的

今、私は社會事業の救助形式について論じやうとは思はないが、これによつて、社會事業の本質は少くも明白になるだらうと考へる。社會事業の本質のうちには愛とか法とかといふことも含れるが、その本質としては抽象的形式的であるといふこと、全體救助であるといふこと、客觀的救助であるといふことが含れる。最も本源的な救助形式は私の所謂體驗社會事業であるが、(この事については「社會事業概論」第二篇、第二及三章参照) これに次いで個人的な内的な人格的な慈善事業が来る。この二の救助形式に對し社會事業形態による救助形式は價值あるものではないが、大量的な救助形式としてはこれに依る外はない。それは全體的な抽象的な救助形式であつて、その救助の目標は集團である。よつて、社會事業には Massenproblem があるばかりである。それは個々人を救助の對象とする innerlich-personlichen (内的人格的) な救助形式ではなく、客觀的窮狀 (Objektive Notstände) を救助の對象とする非人格的なものである。それ故、それは、人格的で内的で、人と人と、魂と魂とが調整さるゝといふことに何の關係もなく、全體が調整されば宜いといふ冷淡なものである。それでも社會事業は全然集團的ではないから、任意的な自由な動作として發展する餘地があり、この意義に於て又愛に依るものだと言ふことができやう。社會事業形態による救助形式の出現は、これを救助形式とし

おのの目標——集團也



て見る場合、主として個々人を救助の對象とすることより集團を救助の對象とする形式、方法、及び技術の發達を促す事情の發生に因る。されば、社會事業形態の發生を餘儀なくする事情の發生する限り、それが任意的動作であらうとも、法的強制であらうとも、其他何であらうとも、社會事業形態は必然的に發生出現する外はない。それが法的であるから、抽象的形式救助でなくなるとか、集團的救助でなくなるとか *Zugehörigkeit zur Gemeinschaft* による救助形式でなくなるとか言ひ得るものではない。よつて、法的であつても任意であつても社會事業形態の發生出現には何の關係もないことなる。任意的社會事業が法的たるにいたり抽象的形式的救助が失はれるとか、集團的救助でなくなるとか、全體に歸屬する形式でなくなるとか、客觀的救助でなくなるとか言ふことは言ひ得られることではない。スタムアラ氏やフォン・エルドベルグ氏や、マリーリング氏や、フランク氏などは、愛と法との關係を考察するばかりで、社會事業の本質及其諸相を考察して居ない。社會事業をして社會事業たらしむるは體驗社會事業や慈善事業の *Einzelnen* を對象とするに對し、集團を對象としなくてはならぬ。それは *Massenerscheinung* を取扱ひ *Massenproblem* を課題とする。併し乍ら、それは第二次集團的であるから、多少任意的動作たることが能き、愛によることが能き。愛や任意的動作のないものは全然社會事業の範類を外づれる。法的社會事業であつても、愛をいれ任意的動作をいれうるのであるから（第二次集團的だから）これ又社會事業たるを妨げない。次に社會事業は抽象的形式的標準的である。それは慈善事業の如く無限の結合を對象として救助するのでなく、無限の結合の中より抽出されたるものを集團にまとめ、それを抽象的に形式的に取扱ひ大量的救助を遂行せんとするものである。それ故、慈善の無限の結合に於てし、體驗社會事業の全一に於てするものと異り、社會事業は器械的に抽出されたるもの、略全體にわたり（社會政策の全く全體たるに對し）形式的に取扱ふことを方針とする。更らに、社會事業は慈善 (*Carras*) の内的人格なるに對し、外的であり非人格的である。それは客觀的窮狀 (*Objektive Notstände*) を救助の對象とし、倫理的意義の加入を妨げる。これによつて、慈善事業及體驗社會事業の *menschliche* なるに對し、社會事業は *sachliche* なるものとなつて現はれる。内的人格的な人間的な *Gesinnung* による意味は凡て社會事業から取り除かれる。それに社會事業の救助形式は慈善事業の個々人に對する倫理的な心情に於てするに對し、全體に歸屬する故に救助さるゝのである。最後に社會事業は第二次集團的であるから、社會事業に於てもスタムアラ教授の任意的動作たることを妨げない。私は社會事業の本質を以上の如くに解し、これ等諸要素の綜合を以て社會事業とするから、スタムアラ教授の任意的動作だの愛だのといふことを本質の中の *Element* を以て社會事業とするに過ぎない。よつて、私はス教授の如くこの所謂單一要素を以て或は社會事業たり或は社會事業たらずと斷定するの失當なるを覺ゆるのである。多少任意的動作や愛が稀薄になつたからとて、その他の諸要素が社會事業の本質として存して居たならば、法的たる刹那それは社會事業たらず

である。それは慈善事業の如く無限の結合を對象として救助するのでなく、無限の結合の中より抽出されたるものを集團にまとめ、それを抽象的に形式的に取扱ひ大量的救助を遂行せんとするものである。それ故、慈善の無限の結合に於てし、體驗社會事業の全一に於てするものと異り、社會事業は器械的に抽出されたるもの、略全體にわたり（社會政策の全く全體たるに對し）形式的に取扱ふことを方針とする。更らに、社會事業は慈善 (*Carras*) の内的人格なるに對し、外的であり非人格的である。それは客觀的窮狀 (*Objektive Notstände*) を救助の對象とし、倫理的意義の加入を妨げる。これによつて、慈善事業及體驗社會事業の *menschliche* なるに對し、社會事業は *sachliche* なるものとなつて現はれる。内的人格的な人間的な *Gesinnung* による意味は凡て社會事業から取り除かれる。それに社會事業の救助形式は慈善事業の個々人に對する倫理的な心情に於てするに對し、全體に歸屬する故に救助さるゝのである。最後に社會事業は第二次集團的であるから、社會事業に於てもスタムアラ教授の任意的動作たることを妨げない。私は社會事業の本質を以上の如くに解し、これ等諸要素の綜合を以て社會事業とするから、スタムアラ教授の任意的動作だの愛だのといふことを本質の中の *Element* を以て社會事業とするに過ぎない。よつて、私はス教授の如くこの所謂單一要素を以て或は社會事業たり或は社會事業たらずと斷定するの失當なるを覺ゆるのである。多少任意的動作や愛が稀薄になつたからとて、その他の諸要素が社會事業の本質として存して居たならば、法的たる刹那それは社會事業たらず



るに至ると輕々に論斷し去ることは能きなからうと思ふ。然り、任意的動作や愛が稀薄になることは多少社會事業たるにそれだけ資格を滅失したかも知れぬが、(法があまりに明かとなり働き出すと社會事業政策となる) 畢竟それはたゞそれだけのことで、これによつて、忽ち社會事業たらざるに至ることは斷定することが能きぬ筈である。それに法的社會事業にあつても、第二次集團的なる限り任意的動作や愛をいれ得るのであるから、社會法制成立と共に在來の社會事業は消失すると考へるには及ばぬ。スタムラア教授が任意的動作の一を以て或は社會事業たり或は社會事業たらずと論ずるは何づれにしても輕卒であり失當であると言はなければならぬ。私は社會事業を法的なものにしたからと直ちにそれを純粹法的なものとなし、社會事業政策の形ちに於て運用することは避けなければならぬし又極力社會事業には内的意味や人格的な契機や人道的意義の表現を求め度いと思ふのである。よつて社會事業法は運用者の如何によつて或は純粹社會事業となり、或は社會事業政策となると考へる。社會事業法を以て社會事業の純粹形式を全然離れると考へるのは第二次集團的な社會事業の性質を無視し若くは確保しないものである。社會事業たるからには心情や人道的觀念を全然脱失してはならぬ。

社會事業法にしても法の運用を通じて心情や人道を表現し、被救助者を *menschliche* なものとして取扱ふことは(法による *sachliche* な取扱ひに對し) 社會事業法の目的でなければならぬ。社會事業は第二次集團的であるから、法によつたからとて、この特質はその儘繼續せられる。よつて、社會事業

法に於ても、任意的動作をいれうる餘地があるのだから、法となつても純粹社會事業形態を去るといふやうなことはない。かくて、私はスタムラア説フォン・エルドベルグ説を容れながら、法的社會事業を以て社會事業の一種であるといふ論斷に達する。勿論運用の如何によつては、それは社會事業政策ともならう。私をして言はしむれば、第二次集團的なる社會事業にあつては、その法的なもの雖も純粹社會事業政策として運用することは寧ろ外道である。社會事業形態としてその動機をなすものはスタムラア教授の任意的動作であり、尙ほそれは愛であらう。この住意的動作は *freie Wohlfahrtsphase* の中心となると共に又法的社會事業に加入するものである。法的社會事業と雖も任意的動作や自由や愛を全然脱出するものではない。よつて、スタムラア教授にあつては *zwei Möglichkeiten* であつて、一が任意的動作、他が法といふやうに分斷されるけれども、私にあつては分斷することもあるが又一可能として融合することもありうる。法的社會事業は融合の一例である。私は現今の社會事業法は多くスタムラア教授の任意的動作と法とが合體したものだと思ふ。この事は、私の綜合要素をまとめるものとしての社會事業の本質論より來る當然の結論である。社會事業政策は法的強制によつても一種の社會事業であることは、それが社會事業の本質をなす綜合要素を具備して居ることを見れば直ぐ解る。よつて、社會事業政策は矢張り *Zugehörigkeit der Gemeinschaft* の形式によつて救助するもので(社會政策の權利として救助せらるゝに對し) 社會政策的なるよりも社會事業的なるもの又社



會事業に組み入れて宜いものである。何づれにしても社會事業は任意的動作といふ一要素によつて限定せられずして、要素の綜合たる本質そのものによつて限定せられなければならない。社會事業法は總ての社會事業としての綜合要素に法の加入したもので、其中には任意的動作の面影の殘存するものであり、何づれにしても社會事業若くは社會事業的なるものである。社會事業の綜合要素より任意的動作が脱出すれば、それだけ社會事業の意義を失ふが、これはその他の要素の脱失の場合も同様である。よつて多少任意的動作が少なくなつても綜合要素が大體纏つて居ればそれは社會事業又は社會事業的であると言へる。

社會事業たるには全然 freie Thätigkeit を失ふことはできず、それを法によつて全然取り除かれるば最早社會事業ではないと言ふことも能きるが、これはその他の要素に於ても同様に言はるべきことである。たゞかくの如き意味に於てのみスタムラア教授の説は是認することが能きる。任意的動作を失へば社會事業でなくなるといふことはス教授と私と略同一意見である。ス教授は全く社會事業でなくなると言ふに對し、私はそれだけなくなるといふのである（任意的動作は綜合要素の一であるまで、あるから）ス教授と私の論點の相異は（一）ス教授は freie Thätigkeit なる一要素のみを擧ぐるに反し、私は社會事業の本質を掲げこれを構成する綜合要素を擧ぐる、（二）ス教授は任意的動作の脱失のみによつて社會事業であるかないかを決めるが、私は他の要素の有無によつても社會事業であるかどうか

決められるとする。従つて他の要素がない場合には任意的動作だけあつてもそれは最早社會事業でなくなる（慈善事業には最もよく任意的動作が表現せられるが慈善事業の社會事業でないことは明かである）（三）ス教授はたゞ任意的動作の有無のみによつて社會事業か社會法制かを決めるが、綜合要素に決定権を與ふる場合には、法的社會事業と雖も社會事業的動作を含むこととなる。ス教授は法的社會事業には全然任意的動作なしと見る抽象論であるが、私は第二次集團的たる社會事業法にも任意的動作ありとする具象論である。抽象的には社會事業法より任意的動作を除きうるが、具象的にはそれが第二次集團的なる限り除き得るものではない。（四）ス教授は實現の社會事業に充分な注意を拂はぬに對し、私は歴史的な現實な社會事業に對しても注意し入念に分析を加へてゐる。

これによつて、社會事業概念限定にあたり、最も肝要なるスタムラア・フォン・エルドルグ説の提要とその批判をも終つたから、更らに轉じて、社會事業に於ける諸種の内容的意義を吟味することにする。

参考文献

- (1) V. Erdberg, Die Wohlfahrtspflege, S. 1—35.
- (2) Stammier, Gedanke und Ziel der Wohlfahrtspflege (Das Programme der Wohlfahrtspflege, 1—12)
- (3) Mahling, Die sittliche Voraussetzungen der Wohlfahrtspflege, S. 2—14.
- (4) Frank, Wohlfahrtspflege im Volksrat, Gedanken zur Umgestaltung des Fürsorgewesens, Berlin 1920.



- (5) Steinweg, Die innere Mission der evangl. Kirche die Wohlfahrtspflege, München 1922.
- (6) Bolzau, Fürsorgerecht und Caritas, 1927.
- (7) Salomon, Leitfaden des Wohlfahrtspflege, S. 1—5.
- (8) Behrend, Sammlung von Wohlfahrtspflege.
- (9) Wroensky, Handwörterbuch der Wohlfahrtspflege, S. 442—3.
- (10) Wiese, Einführung in die Sozialpolitik.

#### 四 貧民事業基準説

社會事業を以て貧民事業と同一視するものがあり Wohlfahrtspflege を Armenpflege を同一に取扱ふものがあるが、貧民事業は凡ゆる救助 (Fürsorge) の中最原始的のもので基本的のものであるから、これと彼とを混同することは時に避けがたい。Fürsorge は公的救助 (öffentliche Fürsorge) と私的救助 (private Fürsorge) と、任意な愛の行動 (freier Liebestätigkeit) と、任意な宗教的な愛の行動 (freier konfessioneller Liebesarbeit) とに分れる。Fürsorge とは個人又は集團が經濟的倫理的的精神的に自助の能力を喪失し他力によつて保護せざるべからざるに至りし社會改善の謂ひであるとなし、公的救助とは保護の對象が集團であり、且法的なものであるとすることが出来る。これに對し、私的救助は個人を保護の對象と示し、法に依らずして心情により、同類と國民の生活に對する内的な社會意識よりするものであるとすることが出来る。任意な愛の行動による救助は社會責任感より發するもので、同類に對する奉仕及犠牲獻身となるものであり、任意的宗教的な愛による救助は愛が宗教的根源より出づるもので、宗教團體乃至教會によつて行はれるものであるとすることが出来る。これ等の救助形式を通じて社會事業は諸多の分枝を出だし社會的障害 (sozialer Schäden) に對應するものとなるが、救助形式と社會事業分枝とを根源状態に還えすれば必ず貧民救助に究極するを見る。佛蘭西に於ては貧民救助 charité をなる文字を以て表示し、英國では charity なる文字を以て、伊太利や西班牙では carità や beneficenza を以て、和蘭では Weldadigheid を用ゐるが、これ等の場合に於ても、いづれも貧民事業と同一に解釋せられる。

獨逸の貧民研究家たるミュンステルベル博士は社會事業と貧民事業とを同一に取扱ひ、貧民事業を以て社會事業と見做して居るやうである。但し、氏は一九〇八年に出せる論文 Die Koporationen und die Wohlfahrtspflege では社會事業と貧民事業とを區別して居るようであるが、(Dannats unterschied man noch nicht, wie Wir es heute tue, so sorgfältig zwischen Armpflege und Wohlfahrtspflege) 一八九七年に發表して居る論文に於ては社會事業を以て略貧民事業と同一視してゐる。但し氏の用字は極めて曖昧であるから正確にその意義を捕捉することは能きない。併し、社會事業概念の限定は少くも一九〇三年までは極めて曖昧であり、現時に於ても、これに明確なる限定を施すことが困難とせ

Charity



られて居るから、ミ氏の概念限定の曖昧なることも氏の專賣を見ることは能きなからう。フォン・エ  
 ハドメルグ氏は一九〇三年に於ても社會事業概念の何であるやを限定することは凡て失敗に歸して居  
 ることを嘆じてゐる (Dagegen zeigt sich in den immer zahlreicher erscheinenden Handbüchern für Wo-  
 hlfahtspflege das Bestreben diesen Begriff festzulegen. Leider fehlt den Autoren aber selbst das rechte  
 Vertrauen zu ihren Definition, deren allgemeine Gültigkeit sie darum durch die Wendungen unter Wo-  
 hlfahtseinrichtungen sind hier verstanden oder Wohlfahrtseinrichtungen werden genannt, "oder gar  
 das Wort Wohlfahrtspflege bedeutet für uns nichts anderes als eine Sammelnahme.")

ミ氏は一九〇八年に於ては、社會事業と貧民事業とを区分して居るようであるが、それでも氏は意  
 識的無意識的に食民事業即社會事業といふ意を所々反覆して居る。氏は社會事業に次の限定を下す。

Handelt es sich bei jenen (der Armenpflege und der Wohlfahrtspflege) um Hilfe an Bedürftige,  
 so sind diesen (den Wohlfahrtseinrichtungen) Bestrebungen gemeint, die sich das Volkswohl angelegen  
 sein lassen, wichtige hygienische Massregeln, Einrichtungen für Erziehung und Unterricht fördern, den  
 Sparsinn beleben, für Herbeiführung von Versicherungseinrichtungen und Einrichtungen, das Verhältnis  
 zwischen Arbeitgeber und Arbeitnehmer zu bessern, Sorge tragen, Kurz alles herbeiführen wollen, was  
 die ärmeren Volksklassen davor bewahren kann, fremde Hilfe, d. h. Fürsorge in engerem Sinne in  
 anspruch nehmen zu müssen.

この定義は曖昧なもので Volkswohl つか、Fürsorge in engerem Sinne つかの何であるやを充分明  
 確の限定しがたいが、約言すれば、社會事業とは was die ärmeren Volksklassen davor bewahren kann  
 といふてゐるのだからそれに従つて、ミ氏の社會事業は畢竟貧民救助のことだと言ふことにならう。

ミ氏の如上の限定は氏の貧民研究家であること、社會事業分枝發生の由來とに歸因するであらう。  
 ザロモン女博士は一般社會事業 (allgemeine Wohlfahrtspflege) なる部門を設けて居るが、この一般  
 社會事業といふものは貧民事業より發達し來つたものである。歴史的には一般社會事業は社會事業分  
 枝中最原始的のもので、それは要救護たるべき貧困者を救助するものであり、主として經濟的救助に  
 向ふが、時に身體的教育的救助にも向ふ。更らにそれは「經濟的でなく一般的でなく、人間的で全生  
 活を抱擁する社會事業」(nicht wirtschaftliche, sondern allgemein = menschliche, das ganze Leben umf-  
 assende Wohlfahrtspflege) に關するものである。よつて一般社會事業は經濟的なものではなく、全的  
 なもの、人間的なもので、人間生活の全局面を包含するものである。かくの如き一般社會事業の基本  
 たり根源たるものは貧民事業である。貧民事業は原始基督教に於て見るが如く、全的人間的なもので、  
 經濟的のものではない。この事は原始基督教慈善史によつて充分明かである (These, Geschichte der  
 Caritas) リイゼ教授は異教徒には眞の意味に於ける貧民事業なるものあることなく、たゞ基督教に於



てのみ之れあるとなし、猶太人について「猶太人は實に心情的な宗教的貧民事業に與りうるが……唯該國民にのみ全くそれが限られてゐる」(Das Judentum kann zwar viel herliche religiöse Armenpflege …… aber sie beschränke sich fast ganz auf die eigenen Volksgenossen) と云ふてゐる。貧民事業と社會事業との如上の關係は又社會事業を貧民事業に還元する思想となつて現はれざるをえぬ。殊に、ミユンステルベルヒ氏の如く貧民研究を以て終始せし學者にあつてはその傾向一層顯著となるを免れぬ。これ、ミ氏の貧民事業を以て社會事業と同一視せし所以であらう。併し、貧民事業より始り、諸多の分枝を出せし社會事業の諸分類を以てその一分類と混同する如きは明かに許すべからざる誤謬であると言はなければならぬ。

私は歐米社會事業學者の如く社會事業を以て單に消極的社會事業に限るのではなく、この外、積極的社會事業、綜合的社會事業、及び、超越的社會事業の三部門を設けるから、社會事業の分類に於ても、歐米諸學者より異なるものとなつて現はれざるを得ぬ。よつて、單に、一切に共通する消極的社會事業の分類のみに照らし、社會事業は既に貧民事業たるのではなく、また分化せし社會事業を以つて貧民事業に還元することは能きるものでないとする。

プロシヤの社會事業は(一)保健事業 (Volkswirtschaftswesen) (二)住宅事業 (Wohnungswesen) (三)一般社會事業及兒童保護事業 (Allgemeine Wohlfahrtspflege und Jugendwohlfahrt) に分類されてゐる。更らに、獨

逸社會事業の現状に照らして分類すれば、(一)保健事業、(二)社會教育的社會事業、(三)勞働及職業社會事業、(四)一般社會事業となる。Alice, Salomon Wronsky 兩女史はその著書 (Leitfaden der Wohlfahrts-Hege) に於て、社會事業を(一)一般社會事業、(二)保健事業、(三)兒童福利及教育的社會事業、(四)職業的保護事業の四に分つてゐる。私はこれに對し、(一)一般的社會事業、(二)保健社會事業、(三)兒童社會事業(四)教化社會事業、(五)經濟的社會事業の五分類となす(拙著「社會事業概論」に於ける分類論參照) 一般社會事業の中には、貧民事業、浮浪人保護、戰傷者及廢兵保護、綜合社會事業などが含れるが、貧民事業は單にその一項目たるに過ぎない。今や、兒童保護や妊産婦保護は貧民救助たるの面影を失ひ、一般的根源より、兒童保護事業や保健事業や經濟的保護事業や教化事業が分岐し、到底貧民事業の一を以て社會事業の全範圍を蔽ふことができなくなつた。かくて、貧民事業を以て社會事業と見る説は自づから凋落衰滅せざるをえない。

## 五 勞働者福利増進基準説

勞働者の福利増進を基準として社會事業を限定せんとするものがある、たとへば、ヘルクナア教授の如きはそれであるが、教授は社會事業を限定して「通常雇主の固有意志より發する施設を社會事業とす」(Man pflegt solche von den Arbeitgeberern aus eigener Initiative hervorgehenden Vera



nstaltungen in der Regel als Wohlfahrtseinrichtungen zu bezeichnen) を言つてゐる。これを以て見れば、ヘルクナア教授の社會事業は主として労働者福利増進事業なること明かである。

Dr. Atenrath は工場福利増進の目的を限定してゐるが (Die Arbeit, das Arbeitsverhältnis zwischen Arbeiter und Unternehmer und die Beziehungen zu Mitarbeiterschaft zu einer Arbeits- und Lebensgemeinschaft in der Weise auszubauen, das drohender materieller Not vorgebeugt wird, die Arbeit selbst zu einem Mittel innerer Befriedigung wird und die Arbeitsgemeinschaft zu einem Verhältnisse gemeinsamen Strebens, gegenseitiger Hilfe, materieller und ideeler Förderung sich gestaltet) 氏は、工場工業に於て脅威となるべき障害を除去することを以て工業福利事業の目的としてゐる。この目的を以て施設せらるべき工場福利事業の概念は何であるか。ア氏は工場福利事業の一般的觀念を決めた上で、上擧の特殊目的を附加したものが工場福利事業であるといふ意見である (Mit der allgemeinen Begriffsumschreibung ist naturgenähs das spezielle Ziel noch nicht klargelegt) ア氏は、この二の要件を提出し、(1)

工場福利事業たるべきものは法的強制的なものではなく任意的なものたることを要す、(2)それは社會改善にいたるべきものでなければならぬとする。この二の要件を具備することによつて初めて Fabrikwohlfahrtspflege たるべきが能きるとア氏は考へてゐる。それでア氏に於ては「社會改善の施設」(Einrichtung zur sozialen Besserung) をいふことは、その消極的意義たる「社會的障害の軽減」(die Lind-  
erung sozialer Schäden) をいふことが、任意的動作を通じて實現せらるゝもの即ち工場福利増進業  
事であるといふことになる。

この説の由つて來るところのもの、シユタムラア、フォン・エルドベルグ説なるは明かである。ア氏自づから、フォン・エルドベルグ氏の定義を掲げて自説の何なりやを説明してゐる。この説の不完全であることについてはさきに検討したが、ア氏の工場福利事業はこの説に則り工場工業に發生する諸種の「脅威する障害」(drohenden Schäden) を除去することを目的とするものである。

もし、ヘルクナア教授の労働者福利増進を以て社會事事の本體なりとするならば、畢竟それは法的手段若くは任意的手段により、工場工業に發生する脅威たるべき諸種の障害を除去することによつて Sozialen Besserung にいたる Einrichtungen なりと解釋さるゝであらう。もしこの解釋にして誤なしとすればヘルクナア教授は雇主の労働福利事を以て社會事事なりと見做すものである。

然るに社會事事と稱せらるゝものには、(一)公的社會事事、(二)私的社會事事、(三)任意的愛の動作、(四)宗教的愛の動作の含まるゝこと上述の如くである。宗教的社會事事と稱せらるゝものは、たとへば、ライゼ教授の Wohlfahrtspflege und Caritas; Geschichte der Caritas を見たゞけでも、それが、獨逸、  
奥地利、瑞西及ルクセンブルグ等に於て如何に擴張蔓延してゐるか、解る。然るに、ヘルクナア教授の定義によれば、之等の宗教的社會事業は一切労働者福利事業にあらずとして、社會事業のリストよ



み除かざるべからざることとなる。アングロ・サクソン系統の社會事業は私的社會活動を中心として發達して居ること、恰もそれ等の國に於て大學が私的なものとして發達してゐると同一である。私人及私團體の社會事業は殊に米國に於て旺盛を極めてゐる。米國に於ける慈善家の喜捨は一年四十億圓に達する(官公費をも含む、但しその三分二は私的喜捨である)。紐育市の社會事業團體は二千三百であるが、慈善家の喜捨よりなる其總支出額は一億二千萬圓である。即ち紐育では毎年二千萬億の家庭福利に對する喜捨があり、四千萬圓の兒童保護費が喜捨せられ、一億圓の病院費が私人より支出せられ、四千萬圓の教育、娛樂、隣友團體事業費が市民より提供せられてゐる。我國に於ける大都市に於ける總喜捨の零細にして言ふに足らざるに、官公社會事業は近年遙かに長足の進歩を遂げたるは(大正七年以來)アングロサクソン系統の社會事業と獨逸及我國の社會事業系統とが別種のものに屬することを説明するものである。市俄古市に於ける最近一年間の公團體の總慈惠金は一千三百一十一萬千三百六十四弗であるが、私團體の總支出は遙かにこれを凌駕し、四千七百八十五萬二千六百十五弗に達してゐる。我國に於て、慈善事業も社會事業も私的なものとしては發達困難であることや、私立學校の維持經營困難なる事情は全く私的奉公の精神の缺乏や社會經濟狀態の相異に因ると解釋しなくてはならぬ。

私人及私團體の社會事業がアングロサクソン系統に於て旺盛を極め、或は病者に對し、或は兒童に對し、或は教育に對し、或は家庭に對し、單り米國だけでも、一年四十億圓の善行が積れて居るが、これ等は凡てヘルクナア教授にあつては一切勞働者福利事業にあらざる故を以て社會事業のリストより除外せられなければならぬといふ窮境に立つ。

私は國家的社會事業、分縣的社會事業及都市社會事業といふものを區別して居るが、これ等の事業は我國に於ては近年發足の發達を遂げた。我國に於ては、官公社會事業獨り旺盛にして、私的社會事業は寧ろ衰頹の跡歴然たるものがある。素よりアルミイ氏の設定する公私社會事業反比例の原則なるものがあつて、公的社會事業發達すれば私的社會事業減衰し、私的社會事業旺盛なるに至れば公的社會事業は却つて衰頹するのではあるが、(この原則の不充分なものであることに就ては後に明かにするし、又、これについては「貧民政策の研究」第一編第五章第三節「公私社會事業反比例の法則」参照)、社會事業の健全なる發達は兩者の適度の組合せによつてのみ初めて可能である。よつて、我國の社會事業は今や極めて變則的な發達を遂げつゝあるものと言はなくてはならぬ。我國には、兒童保護、經濟的保護、醫療救護、社會教化等に從事する官公私の社會事業團體は四千三に上るが、(昭和三年五月現在)、私團體及私人は凡て資金枯涸して進退兩難の窮境にある。

かくの如く考察を進めると、ヘルクナア教授の勞働者福利事業基準説なるものは自づから窮境に陥り、到底社會事業の本質を表示限定するものと考へられぬに至るであらう。



## 六 社會問題基準説

米國の Devine 博士は社會問題を基準として社會事業を定義し、「本書に於ては社會事業とは貧乏、疾病、犯罪及其他の社會的異常状態に關する社會問題をめぐる活動の錯綜關係に表示する」(In this book it is used to denote the whole complicated net-work of activities which center around the social problems of poverty, disease, crime and other socially abnormal conditions, Social Work, p 19) といつてゐる。デ氏の社會事業は以上の限定によつて、(1) Relief of poverty (2) Care of sick, disabled and defectives (3) Treatment of Criminals (4) Improvement of living and working conditions なることをいふ。

デ氏は社會事業の「統合要素」(unifying element)と稱するものを掲げ、これを「共通なる社會問題」(common social problems)としてゐる。社會事業は共通なる方法及動機によつて統一せられるよりも、寧ろ共通なる社會問題によつて統合せられるのである。(The unifying element in social work lies in these common social problems with which it is concerned, rather than in a common method or motive) デ氏はこれによつて社會事業は社會問題なるが故に社會事業であると解釋し、社會問題としての the unifying element が社會事業の基準であるといふ。かくて、デ氏は社會問題を俗用のものより一層精確に限定する必要ありとしてゐる (In this restricted sense it used to mean some troublesome condition or difficulty, of such a nature and of such an extent as to affect appreciably the common welfare, which cannot be handled by the individuals concerned or by the social and economic and political institutions which serve the general needs of the average member of society, p. 20)

デ氏の定義は氏自づから言ふやうに暫定的のものである外何ものでもなからう。「社會」と「事業」なる二の文字の結合によつて言表さるゝところのものは混迷すべき結合(perplexing combination)でありしばらく、その意義の確定するを待つべきもので、當分社會事業なる名辭を用ゐるものは如何なる意味を以てそれを使用するかを表示する特別なる義務があるといふ。何づれにしても、社會事業には「公認せられたる定義がなく」(There is not yet, however, an accepted definition of it, p. 17)のであるから、自信を以て、この perplexing なる二語の結合の意義を限定することは不可能であるとする。The term is used with a wide range of content であるから、これをその儘 wide range なるものと認め、強いて何が社會事業概念であるかといふことを表示しない方がよい、然る場合には、各自その如何なる内容のもの本質のものと言ふことを廣告し合ひ知り合へば宜いのであるといふ。

我々は今に於て既にデ氏の wide range of content を局限して、概念を結晶し沈澱することが可能と考へるので、各好きなやうに限定して廣告し合へば宜いとは考へない。最早、社會事業概念の何であ



るかは漸次確定する程度に達しつゝある。私の試みはこのデ氏の perplexing combination of two words を現時に於て可能とする程度にまで嚴密に一先づ限定しやうとするものに外ならない。私は自分の努力が如何なる着陸點を見出し、如何に妥當なるべき社會事業概念に接近しうるかは分らないけれども、再三陣容を改めて肉薄すれば、漸次その正體を露出することが能きるだらうと考へてゐる。

### 七 消極的社會事業

スタムラア・フオン・エルドベルグ説によつて最も深く探明せられた任意動作基準説も、ミュンスルベルヒ氏によつて掲げられた貧民事業基準説も、ヘルクナア教授によつて提出せられた労働者福利増進基準説も、デヴァイン氏の社會問題基準説も、凡て「社會的障害」(sozialer Schäden)を軽減除去することによつて社會改良にいたらんとするもので、いづれも消極的なものなるに於て同一である。私はこれ等の社會事業に對し消極的社會事業(negative social work)なる用字を以て一括表示することにする。私はこれまで歐米に發表せられた總ての社會事業概念論を精密に分類し、入念に取扱つた積りであるが、これ等の概念論はいづれも消極的なものなるに於て相同じ。私の諸家の概念論より離れ去る所以のものは更らに Sozialen Besserung を基準とすることにもよるのであつて、Sozialer Schäden に つきるのではないとみるからである。

消極的に概念を取扱ふものゝ終局は社會事業を以て消極的なものゝ「總名」(Sammelname)だとすることである。ゾンレイ氏は社會事業を以て社會改良的、公益的、國民教育的課題の總計であるとして社會事業を限定し、「社會事業とは社會改良的、教育的範圍の改善に関するもので、これまで慈善として取扱はれた總ての社會改良の分枝を總括するものである」(Das Was Wort Wohlfahrtspflege ist für uns nichts anderes als ein Sammelname für eine Reihe von sozialreformischen, gemeinnützigen und volkspädagogischen Aufgaben auf dem Lande die bisher grösstenteils noch arg vernachlässigt wurden und die insofern mit Liebe und Wohlwollen zusammenhängen, als sie ohne ein vollgerüstet Man von treuer Liebe zu unserem Landvolke nicht vorwärts gebracht werden können) と言つてゐる。同様な限定はケルレル氏によつても Die Arbeiter Wohlfahrts Einrichtungen なる論文に掲げられてゐる。これによつて、社會事業は社會改良的、國民經濟的、公益的、若くは、國民教育的課題解決の總計(Summe) となりになる。これがアルブレヒト氏に至り、明かに消極的なものとなり、社會事業は「貧窮階級」(unbemittelten Klassen)の經濟的社會的地位を改善するものゝ總計を指すとなし、社會事業を定義して「社會事業とは國家、都市、團體、及び私人の自由意志より發したもので、貧困階級の經濟的乃至社會的地位を改善することに關する總名である」(Unter sozialen Wohlfahrt Einrichtungen verstehen wir die Summe derjenigen aus der freien Initiative von Staat, Gemeinde, Körperschaften und



privatpersonen entsprochen Einrichtungen, die dazu bestimmt sind, die wirtschaftliche und soziale Lage der unbemittelten Klassen zu bessern) と言つてゐる。アルブレヒト氏は何故に Wohlfahrtspflege に sozialen なる文字を冠するか分らないが、この文字は種々の意味に用ゐられるから、sozialen Wohlfahrtspflege として表示すれば意味一層曖昧となり不明となるを免れぬ。たゞアルブレヒト氏によつて、社會事業は「貧窮階級の經濟的乃至社會的地位」 (wirtschaftliche und soziale Lage der unbemittelten Klassen) を改善するものゝ總計であるといふことが明示せられ、さながら、社會事業は消極的なる改善の總收であるといふことが斷定せられてゐるが如くである。それに、アルブレヒト氏にあつては、社會事業は國家、都市、團體及私人の aus freien Initiative に基く任意行動であるが、これは無論シユタムラアIIフォン・エルドヘルグ説と相通するものであり、従つて少くも千九百二十四年を以て一期を劃せし獨逸の社會事業を説明することができないやうである。

獨逸の社會法制には Wohlfahrtspflege なる文字は絶えて限定されて居らぬ。獨逸社會事業法によつて社會事業の概念を決定することは今のところ不可能である。一九二四年二月十三日に發布せられた Fürsorgepflichtverordnung にも社會事業の何であるか々明示されてゐない。Fürsorgepflichtverordnung 又は Reichsgrundsätze によつて社會事業として取扱はれて居るものは、要救護者若くは要救護者にして救助若くは保護を受くるを要するものに對し、保護團體より救助若くは保護するものといふ程のこと

であるに過ぎない。(Wohlfahrtspflege nichts anderes bezeichnen als die Maßnahmen der Hilfe und des Schutzes für diejenigen Hilfs und Schutzbedürftigen die Kraft positiver gesetzlicher Vorschriften der Fürsorge der deutschen Fürsorgebände anvertraut sind, Muthesius) 一八七一年四月十六日發布せられた Reichsverfassung に於ける社會事業に當るものは einen ewigen Bund zum Schutze des Bundesgebietes und des innerhalb desselben gültigen Rechts sowie zur Pflege der Wohlfart des deutschen Volkes といふ曖昧なものであるが、勿論これによつて社會事業の本質を捉へようと考へるものはないであらう。更らに一九一一年八月十一日發布の新法令には Das deutsche Volk, von dem Willen besetzt sein Reich in Freiheit und Gerechtigkeit zu erneuen und zu festigen, dem inneren und dem äusseren Frieden zu dienen und den gesellschaftlichen Fortschritt zu fördern といふ文字が掲げられて居るが、意味茫漠で何が社會事業であるかを捉へることができない。舊法令には Wohlfahrtspflege といふ文字は用ゐられて居らず、單に内容によつて社會事業たることを知りうるのみであるが、新法令にはわづかに Wohlfahrtspflege なる文字を用ゐて居る。その第七條には Wohlfahrtspflege なる文字によつて社會事業の全範圍を抱擁するものとし、更らに、社會事業の分類にわたり、貧民事業、浮浪人保護、母親保護、幼兒保護、少年保護、人口政策、戦傷者及孤遺保護の部門を設けてゐる、第百十九條には子供の多い家族保護、第百二十二條には國家及都市の兒童酷使防止を規定し、その倫理的、精神的、身體的保護を企



圖し、不良にいたる途を杜絶せんとしてゐる。これによつて、在來の貧民事業 (Armenpflege) を以て社會事業とする形勢は一變したわけである。

獨逸の社會法制を理解し、その社會事業の何たるやを探明するには今一層精細なる分解を進めなければならぬが、如上の形體を以てしても、獨逸社會法によつて、社會事業の何たるかを了解することは不可能であることを見出す外はない。獨逸の社會立法家は凡て未だ社會事業の明かな概念に到達して居らず、その本質を露出捕捉することに成功して居ないやうに思はれる。獨逸社會法制の研究家ムセシウス博士は「如何なる文字も概念も論理的必然なる内容を有つて居ない。尙社會事業なる概念の内容について一般的に一致したものは何もないのである」(Kein Wort und kein Begriff hat ein logisch notwendigen Inhalt. Auch über den Inhalt des Begriffs "Wohlfahrtspflege" wird sich allgemeine Übereinstimmung niemals herstellen) と言ひ初めより社會事業概念の限定に匙を投げてゐるが、更に獨逸社會法制に社會事業の限定なきことに関し Auch als Ausdruck der Reccspruche, d. h. der Gesetzgebung, ist "Wohlfahrtspflege" kein feststehender Begriff と言つてゐる。未だ我國の社會法制家によつて社會事業が限定されたことはなく、また、我國の社會事業研究家にして社會事業概念を明確に限定したものはないやうである。俗間社會事業と稱するものは茫漠たるもので、凡て何を意味するか分らないやうなものである。

デザイン博士は social の work を perplexing Elements となし、この結合を perplexing combination と呼び、字義上の詮索より社會事業の本質露出を企つることは不可だといふことを述べて居るが (Social work, p. 10) 獨逸に於てもこれと大同小異で、Wohlfart と Pflege の意味を穿鑿して社會事業の何であるやを決定しがたいとしてゐる。たとへば、ムセシウス博士は Wohlfart も Pflege も一義的のものではなく、その意義を決定することは困難だとしてゐる。Wohlfart は獨逸語に於て比較的若い文字で、個人及人類の總體が身體的精神的乃至倫理的に發達し、若くは、個々人として將又團體の一員として發達することを意味する。Pflege は舊い語で、保護とか、慎重なる取扱ひとかいふことを意味する。この二文字の意味するところのものを結合したところで、無論社會事業の何を意味するかは明確に分らない。Wohlfahrtspflege 又は Pflege der Wohlfart のことであつて、國家的見地よりすれば Pflege der Wohlfart とは國民の意志を通じて國民の發達することだといふことにならう。いづれにしても、獨逸の社會法制や社會立法家によつて社會事業の概念を決定することは今のところ全然徒勞である。但し、獨逸社會事業法の發達を一觀すれば、社會事業の何であるかは一層明かに理解することができると考へらるゝであらう。よつて更に一九一四年以來の獨逸社會法制の推移に一瞥を與へることとする。

獨逸官公社會事業の發達は歐洲大戰後特に顯著となつて現はれて來たが、三の原因、即ち、(一)これ



までの貧民事業を改善して其後發達し來りし諸々の社會事業を加入するに堪えうるものたらしめ、(二) 國家の社會事業の負擔を軽減せんとする財政々策上の顧慮により、(三) 戰時及戰後に發達せし各種社會事業が分斷を重ね何等統一するところがない狀勢に鑑み、これを一體として組織し、社會事業の人的乃至物的能率と效果とを擧げんとすることによつて獨逸の新社會事業組織が開展するに至つた。かくて、國家の再興を目標として進むに至り、これによつて獨逸戰後の社會事業は貧民事業をこえて多岐なものたるに至つた。歐洲大戰前の獨逸社會事業は貧民事業であつたと言ふことができる。獨逸の貧民事業は幾多の缺陷を有ち、實行上にも支障を來すので Deutsche Verein für Armenpflege und Wohltätigkeit などによつて改善の歩を進められたが、歐洲大戰を一期として獨逸の社會事業は貧民事業より分化して多岐のものとなつた (1. die Fürsorge für Rentenempfänger der Invaliden und Angestelltenversicherung 2. die Fürsorge für Kleinrenter 3. die Fürsorge für Kriegsbeschäftigte und Kriegshinterbliebene 4. die Fürsorge für hilfbedürftige Minderjährige 5. die Wochenfürsorge 6. die Flüchtlingsfürsorge) 大戰中及後に貧民事業より社會事業が分岐したといふことが獨逸社會事業界に於ける顯著な出來事である。獨逸社會事業界に於ては、戰前に於ても私的社會事業がなかつたわけではないが、殊に戰時に至り、奉公の念をもつて官公社會事業の外に任意な愛による私的社會事業が發達して來た。戰後に於ける各種の救護を要する社會事件の夥しき發生は又公的手段に依る公的社會事業を促進し、法によつて救護を全ふせんとする機運を生み出した。戰傷者又孤遺の救護により、その勞働力を恢復せしめ、寡婦保護や兒童の教養を全ふすることによつて救護をして單に生活維持 (Lebensunterhalt) たりしめず、更らに、建設的教育的なものとなさんとするに至つた。かくて、貧民事業により、消極的に社會的障害を調整除去することより、諸種の社會的障害を調整除去することに轉じ、國民資力の保持及促進 (Erhaltung und Förderung der Volkskraft) をいふことを目標とするに至つたのである。

戰後に於ける獨逸社會事業は未だ消極的の範圍に止つて居るけれども、純真なる消極的社會事業たる貧民事業より一轉して、單に諸種の社會事業を併列するのみでなく、これを「國民及國家の總體的再建」(gesamten Wiederaufarbeit an Volk und Staat) をいふことを基準となし目標とすることによつて統一し、この目的を實現する手段として諸種の社會事業を企畫實現するに至つた。更らに、この目標は國民及國家の再興たる Erhaltung und Förderung der Volkskraft に向けられ、再轉して aufbaue, erziehliche Fürsorge をいふことに向ひ、私の所謂積極的社會事業の面影を具備するに至つた。

かくて、私は理論的にも實際的にも社會事業の進展する方向を指示することができたやうに思ふ。社會事業は單に消極的なものに盡きるのではなく、更らに一回轉をなすことによつて、積極的なものに轉成せらるべき約束のものでなければならぬ。然らば、積極的社會事業の本質は何であるか。

参考文献



- (1) Münsterberg, Die Koporation und die Wohlfahrtspflege (Das Programm der Wohlfahrtspflege, S. 66—70)
- (2) V. Erdberg, Die Wohlfahrtspflege, S. 3—22
- (3) Liese, Caritative=Soziale Lebensbilder, S. 10.
- (4) Herkner, Die Arbeitstrage.
- (5) Alenrath, Aufgaben und Organisation der Fabrikwohlfahrtspflege in der Gegenwart, S. 1—2.
- (6) Liese, Wohlfahrtspflege und Caritas im Deutschen Reich, Deutsch=Osterreich, der Schweiz und Luxemburg.
- (7) Proctor and Schak, Financing of Social Work.
- (8) Devine, Social Work.
- (9) Sohney, Wegweiser für ländliche Wohlfahrts- und Heimatpflege.
- (10) Kellen, Die Arbeiter-Wohlfahrtseinrichtungen in Deutschland.
- (11) Albrecht, Handbuch der sozialen Wohlfahrtspflege in Deutschland.
- (12) Muthesius, Wohlfahrtspflege, systematische Einführung auf Grund der Fürsorgepflichtverordnung und der Reichsgrundsätze.
- (13) Bolzan, Fürsorgepflicht und Caritas.
- (14) Hirtfelder, Die staatliche Wohlfahrtspflege in Preussen, 1919—1923.

## 八 積極的社會事業への轉成

獨逸に於ける戦時及戦時後に於ける社會事業の推移は又一般社會事業の推移であるといふことが能

きる社會事業が消極的なものだとする思想は殆んど總ての社會事業研究家に共通のものであるが、それにも拘はらずそれは擴張し行ける社會事業の全範圍を抱擁することができないので、不知不識、積極的意義をいれて居るものが多い。すなはち、その概念限定が破綻を呈露して居るけれども、舊慣によつて、なほ社會事業とは soziale Schäden に關するものだと考へてゐる、私の指摘しやうとするところのものは、現時に至るまでの社會事業は少くもこれまで諸家の提出せし概念によつて掩ふことが能きるけれども、現時に至り分岐して多義となれる社會事業はかくの如き社會事業概念を以て掩ふことが熊きないこと之れである。

獨逸に於ける社會事業は Hans Muthesius 氏の言ふが如く、一九一四年に一期を劃したもので、戦後に於ける獨逸社會事業は貧民事業より一回轉をなし、軍事救護 (Kriegsfürsorge) たるに至り七の社會事業範圍を分ち、貧民事業から回轉した。私の分類では消極的社會事業は五に分れるけれども其根源はいづれも貧民事業である。獨逸に於て社會事業が七の事業範圍を分つに至りし理由も略同一である。すなはち、一九一四年前に施行されてゐた貧民事業よりザロモン女史の四分岐 (1. Allgemeine Wohlfahrtspflege 2. Gesundheitsfürsorge 3. Jugendwohlfahrt und Volksbildungswesen 4. Berufsfürsorge) が分れ同じく貧民事業より獨逸社會法制の對象たる七の事業が分岐したのである。ムセシウス氏は Diese grundsätzlich Trennung von Kriegsfürsorge und Armenfürsorge ist ein wesentliches Merkmal auf die



Gebiet der Wohlfahrtspflege in den Jahren des Krieges und darüber hinaus と言ひ、明かに貧民事業時期と社會事業時期とを區別してゐる。

この事はいづれの國に於ても略同一であつて、社會事業の出現せし以來、即ち獨逸では三十三年前米國では三十年前、我國では大正七年以來、社會事業は驚くべき速度に於て分岐して行つた。我國の内務省地方局の一救濟係が大正八年社會課となり相次いで内局としての社會局、外局としての社會局となつて社會局長官を置き、今又更らに社會省設置の聲あるに至りし如く、米國に於て兎角異議に花を咲かせてゐた社會事業教育が、一九一六年にいたり一時に解決し、兎に角三十一の大學が一齊に社會事業講座を開設せし如き、英國に於て一九〇三年に社會事業が大學に入り (Macadam: The connection of the university with social training dates from 1903, when Professor Gonner for many years Professor of Economics in the university of Liverpool, conceived the idea of the establishment of a School of Training of for the Social work under the auspices of the university of Liverpool) 急速に一流の十大學が相次いで社會事業講座を開設するに至つた如き事情は社會事業の分岐と一致するものでなくてはならぬ。すなはち、社會事業の分化と共に社會事業の形態俄かに膨脹し、これが社會事業教育にも反映するに至つたのである。

現今の社會事業はその activity に於ても、institution に於ても頗る分化して居り、雜多のものが社會事業として loosely に結合されてゐる。Tutts 氏はかくの如き無造作な社會事業を Social work is whatever the social worker does といふて居るが、かくの如く雜多にして何等の限定を施されないものが恰も屑籠の如く何でも屋として社會事業に抱擁されてゐる。American Association of Social Workers は Activity によつて社會事業を左の如く區分してゐる。

I 社會的個別事業 (Social Case Work)

- 一、兒童福利事業
- 二、教會訪問
- 三、家庭福利事業
- 四、醫學的社會事業
- 五、職業災害救助
- 六、保護及看獄事業
- 七、衛生看護婦事業
- 八、精神病的社會事業
- 九、學校訪問
- 一〇、齒科訪問事業
- 一一、職業指導

II 社會的集團事業 (Social Group Work)

- 一、米國化事業 (Americanization Work)
- 二、隣友團體組織事業 (Community Organization Work)
- 三、コムムニチイセンター事業 (Community Center Work)
- 四、俱樂部事業
- 五、運動場事業
- 六、娛樂事業
- 七、隣保事業 (Settlement Work)

III 社會改良事業

- 一、市民事業
- 二、住宅事業
- 三、法制
- 四、廣告及財政
- 五、衛生事業
- a. 看護事業
- b. 社會衛生事業
- c. 結核撲滅事業
- d. 兒童衛生事業
- e. 工業衛生



IV 社會調査

- 一、調査事業
- 二、研究
- 三、展覽
- 四、統計

V 産業

- 一、職業紹介事業(公私)
- 二、産業調査
- 三、工場監督
- 四、人事
  - a 雇傭
  - b 健康及衛生
  - c 安全施設
  - d 社會活動 (Which may be some form of Social Case Work or Social Group Work or both)
  - e 訓練

VI 特殊事業

- 一、農業
- 二、音樂指導
- 三、演劇
- 四、優生事業
- 五、財政及社會宣傳
- 六、家庭經濟
- 七、院舍事業
  - a 院長
  - b 吏員
  - 八、語學
  - 九、精神検査
  - 一〇、看護
  - 一一、醫療
  - 一二、身體的訓練
  - 一三、心理學
  - 一四、精神病學
  - 一五、記録
  - 一六、事務

これ等の社會活動は職業的な社會事業家によつてなされると共に、特志家慈善家によつてなされるものであり、かつ、この外、社會事業とその他の中間的な Borderline fields に屬するものも多い。米國社會事業家協會の發行せし The Profession of Social Work は社會事業家の職業紹介に關し、求人と求職との適度の組合せをうるために分類を施したもので、これによつて求職者が社會事業諸分枝中如何なるものに適合するか、また求人にあつて如何なる職業を與ふべきかを決定する目的を以て

分類されたものである。一九二一年の發行にかゝる New York Charity Directory は三百七十一頁を以て諸種の社會事業團體を網羅して居るが、我國の中央社會事業協會より發行せられし社會事業名鑑は一千頁を以て官公私社會事業團體を網羅して居る。昭和二年編纂せし内務省社會局より出せし社會事業一覽には、

- (一) 社會事業に關する機關として、(a) 聯絡統一機關、(b) 調査研究機關、(c) 養成機關、(d) 助成機關、(e) 委員制度、(二) 兒童保護として、(a) 妊産婦保護事業、(b) 乳幼兒保護事業、(c) 兒童相談事業、(d) 病弱兒保護事業、(e) 貧兒保護事業、(f) 感化事業、(g) 異常兒保護事業、(三) 經濟的保護事業として、(a) 住宅供給、(b) 宿泊保護、(c) 公設市場、(d) 簡易食堂、(e) 公設浴場、(f) 公設質屋、(g) 小資融通、(h) 授産、(四) 失業保護事業として、(a) 職業紹介、(b) 失業共濟、(c) 失業救濟、(d) 職業輔導、(五) 救護事業として、(a) 老廢保護、(b) 窮民救助、(c) 罹災救助、(d) 軍事救護、(六) 醫療保護事業として、(a) 無料診察、(b) 實費診療、(c) 特殊療養所、(七) 社會教化事業として、(a) 融和事業、(b) 隣保事業、(c) 矯風事業、(d) 勞働者教育、(e) 教化事業、(八) 其他事業として、(a) 人事相談所、(b) 慰安事業、(c) 助葬、(d) 不具者廢疾者救護、(e) 勞働婦人保護、(f) 衛生思想及衛生事業を網羅し、三千五百九十八の社會事業團體を擧げてゐる
- かくの如き分類は素より科學的ではないけれども、これによつて、現今、實施されてゐる社會事業が如何に雜多で多岐であるかを窺れやう。この雜多にして多岐なる社會事業が唯一消極的にして Sozi-



aler Schaden を對象とするものだと考ふるは事實を無視し、若くは、依然歐州大戰前の形勢を以て觀るものであり、今尙ほ舊慣を墨守する失當なるものでなくてはならぬ。獨逸の一九一四年前に於ける Armenpflege は無論消極的なものであるけれども、それ以後のものは Kriegsfürsorge となり、七の事業分枝を出してゐる。この七の事業分枝も亦消極的なものだといふことに異りはないが、軍事救護の背後をなす原則といふものが最早消極的なものと見做すことができなくなつてゐる。一九一九年に發布せられた Zuständigkeitsgrundsätze と稱する社會事業法は軍事救護の範圍を遙かに超越してゐる (Muthesius, Diese Zuständigkeitsgrundsätze sind für die Weiterentwicklung der Wohlfahrtspflege auch über den Rahmen der Kriegsgeschädigten—und Kriegshinterbliebenenfürsorge hinaus von erheblicher Bedeutung geworden) 該社會事業法にあつては、戦傷者をして勞働並に職業生活を恢復せしめ、寡婦をして、家政及兒童教育を遂行するを得せしめ、孤兒をして職業上の能力を獲得せしめ、かくして漸次生活の保護及保障につぎるのでなく、「建設的教育的保護」(Aufbauende, erzieherische Fürsorge)を目的とするものに進んでゐる。よつてこれは軍事救護より一轉して「國民生活の積極的建設的再興」に極まつてゐることを示す。かくて、獨逸社會事業法は Sozialer Schäden につぎるのでなく、更らに積極的な意義によるものに轉成せられつゝあることを知る。すなはち、獨逸に於ては、貧民事業は「國民資力の保持及發展」(Erhaltung und Fortentwicklung des Volkskraft)が前景に現はるゝに至つたのである。一

九一九年十二月六日發布せられた所謂 Zuständigkeitsgrundsätze は更らに教育の見地より組織的に兒童を保護することとなり、一九二二年六月九日にいたり Reichsjugendwohlfahrtsgesetz を發布したが、これ明かに獨逸社會事業が教育てふ建設的なものに轉せしことを示すもので、獨逸に於ては不知不識、社會事業は積極的な部門をひらくにいたつたのである。一九二三年を基點として獨逸社會事業を眺むれば、その組織に於ても、財政に於ても多岐たるにいたつたが (Armenunterstützungsempfänger, Kriegsgeschädigte, Kriegshinterbliebene, Sozialrentner, Kleinrentner, Wöchnerinnen, usw) 然かも、なほ社會事業運営に關しては統一的原則の樹立せざる状態にある。獨逸の社會事業及社會法制は未だ整齊統一する程度にまで發達せず、紛然雜然たる状を呈するけれども、その進路は Sozialer Schäden より徐々に回轉し、明かに、これまで社會事業學者が提出せし社會事業概念をふみこぎて Gesamten Wiederaufbauarbeit an Volk und Staat を目標とし、einheitlichen Gesichtspunkten の主義によつて積極的目標、綜合的目標、更らに、究極的目標の方面にをもむきつゝあるを見る。戦後に於ける獨逸社會事業界に於ては、官公私團體は凡て分散分斷の弊に陥り、綜合社會事業形態を要求するにいたりしこと、(綜合社會事業については拙著「社會事業概論」第九章を参照せられたし) これまで實施せられし貧民事業改修の要あるにいたりしこと、公的救助費節減の要あるに至りしこと、社會事業の物的、乃至、人的資源を合理的に利用する要あるに至りしことによつて、在來の消極的社會事業より徐々に積極的



社會事業に進轉し、不知不識、國民及國家の再興とその積極的な繁榮を目標とするに至つてゐる。國家及國民の再造及繁榮は無論 Sozialer Schäden より意味の廣いものである。こゝに至り、獨逸の社會事業は *blos Gewährung des notwendigen Lebensbedarfs* の主義を離れ、國民教化、家庭、母親、及兒童保護を通じて國家を再造し、國民をしてその如何に劣弱なる地位にあるものと雖も、集團に屬するものたる意識を喚起し、國民と國家との再造及繁榮に寄與せしむるものたらしめんとする遠大の目標を掲げ來りしものなることを知る。兒童に對しては教育と職業能力の獲得とをばかり、勞働力のあるもの、勞働力の制限せられたるものに對しては齊しく經濟的に自助の能力を獲得することによつて國家の勞働力を増大せしむる方針をとり、母親保護に對しては國民の健康及倫理生活の發展を目標となし、これ等の途を通じて保護及救済を組織化し、以て、國家の再造と繁榮とに寄與貢獻せしむるものたらしめんとする。各種の保護は體系として存する國家再興事業の要素たるまであるとする。實にかくの如き戰後に發達せし各種の保護事業は ein Glied der Gesamten Erziehung, Wirtschafts- und Sozialpolitik des Deutschen Reiches を目標とするに外ならぬ。これ、我國に於て大正七年以來既に雑多な社會事業と四千三の機關とをつくるに至り、紛然雜然その目標の定めかねる無方針無理想なものとする所以である。獨逸國民はその社會事業に於ても遠大なる抱負と深遠なる計畫とを包藏してゐる。これに對し、我國社會事業の目標は單に應急施設たることにありて存し、學理を無視して能率

と效果との疑はしき各種社會施設を造つたまでである。事業は多岐であらうし、機關も少きに苦しまぬであらう。併し、その主義や原則や目標は組織化されて體系をつくらず、漫然 Sozialen Schäden を輕減除去するといふが如きその日送りのものである。

更らに activity より轉じて institution を基準として社會事業を觀るにいたり、一層それが消極的なものにつぎるのではないことを知る。機關乃至運載者によつて社會事業を分類すれば、(一)家庭に關するものとして、(a)家庭福利協會、赤十字家庭事業部、家庭個別事業といふが如きものを目的とするもの、(b)家庭に於ける保護を目的とする子供家庭委託會、その他同様な兒童團體、(c)住宅保護、家なき男女に宿泊を供給するもの、(d)訪問家政取締及訪問齒科醫師、(二)官衙に關するものとして、(a)官衙の改善又はそれと協力する目的を以て開設せられた市民團體、改良團體、市民俱樂部、この目的をもつところの諸々の委員會、(b)貧民救助、母親年金、工場法、兒童保護法、盲人、精神病者、病者、不良少年保護を目的とする兒童局、少年教育研究所等、(c)司法に關するもの、少年裁判所、保護司、法律相談所、免囚保護、看獄協會等、(三)經濟的機關として、(a)農業に關するもの、(b)商業に關するもの、(c)工業に關するもの、(四)衛生に關するものとして、(a)公衆衛生に關するもの、(b)結核撲滅、社會衛生委員會等特殊的事業、(c)訪問看護婦、(d)營養事業、(e)精神病に關する社會事業、(f)精神衛生、(五)娛樂に關するものとしての運動場、夏期殖民、公衆音樂、俱樂部、ビーチェント等、(六)教育及藝術に關す



るものとして、(a)学校の社會化、(b)學校訪問及訪問教師、(c)職業指導、(d)獎學金、(e)圖書館、(f)研究讀書、擬國會に關する俱樂部、(g)ボーイ・スコート・カムプファイアガールズ、(h)移民、職工、文盲等特殊教育、(i)音樂及繪畫教育、(七)宗教に關するものとして、(a)教會の社會事業、(b)基督教青年會女子青年會、(c)教團の農村事業、(d)隣友團體事業、(八)産業事業、救世軍等の事業、(九)友愛及相助を促進するものとしての少年及成年俱樂部、(十)その他の事業として、(a)上掲各種事業の一以上を融合せしもの、人種的地理的職業的團體の如きもの、(b)目的及主義を達成するため未だ特殊機關を有たぬものとしてのセトルメント事業の如きものである。

機關によつて表示されたる社會事業を以て唯一消極的範圍につきるものとは言ひがたいであらう。教育、藝術、宗教に關する社會事業の中には積極的な多くの事業や施設が含まれて居り、經濟團體に於てもさうであり、衛生事業の中に於てさへも、國民一般の健康増進といふが如き積極的なものが含まれてゐる。機關の點檢に於ても、*Sozialer Schäden* を唯一の目標とするものは社會事業のリストの中より取り除かなければならぬ社會事業分枝の多いのを見て今更周章狼狽するであらう。

更らに、これをその他の基準より分類して觀察する場合に於ても、多岐なる社會事業の中必ず消極的社會事業の一範圍に收めえざるものを見出すべく、かくて、消極的社會事業は今や現實として破綻に瀕すと言ふも差聞へないであらう。

この現實な進展に照應して社會事業の理論構成も亦積極的意義を入れんとしてゐる。併し、それは尙ほ未だ消極的姿態を脱却することができないである。これに對し、私はこれを一括して消極積極學派といふことで表示する。

Dr. Erik Wolf はその論文 *Die soziologischen Grundlagen der Fürsorge und Wohlfahrtspflege* に於て社會事業の對象を論じてゐるが、氏の *Sozialnotwendige Elemente* を對象とするものは私の積極的社會事業に當る。氏はいふ。

「それは社會學的要素の集團を取扱ふ。こゝに社會的完全態についての客觀的乃至主觀的能力が缺けてゐるのではない。但し、それはその残りのものに關し、それは生活戰に於て積極のものをも取扱ふ。私はこれについての範疇を共同必然的要救護客體と呼ぼう。それによつて、私は社會の防衛を取扱はず、劣等者の除去や危険の防遏を意味せず、一定の集團に殊に價值ありとせらるゝ民衆を根本的に向上發展させることを意味する」

Es handelt sich die Gruppe der soziologischen Elemente. Hier fehlt es weder an objektiver noch an subjektiver Fähigkeit zur sozialen Vollwertigkeit. Es soll über die Wohlfahrtspflege hier ein Übriges, d. h. für ein Plus im sozialen Lebenskampf sorgen. Wis wollen die hierher gehörige Kategorie die Gemeinnotwendigen Pflegeobjekte nennen und damit zum Ausdruck bringen, das es



sich hier um eine soziale Abwehr handelt, die nicht auf Beseitigung von Minderwertigkeit oder Verhütung von Gefahr abzielt, sondern grundsätzlich auf die Stärkung gewisser, dem Kollektivverband besonders wertvoller Glieder (S. 37)

ウォルフ氏の観念は明かに積極的社會事業に進んでゐる。この社會事業限定に於ては、「社會的特權者」(sozialprivilierten Elemente)を取扱ふといふところを見れば、貧者、病者、弱者、劣者をのみ取扱ふ在來の社會事業でないことは明かである。それに、氏は für ein Plus といふて居るが、ein Plus は即ち積極的なものにあらずして何であるか。氏は之種の社會事業の對象は nicht auf Beseitigung von Minderwertigkeit oder Verhütung von Gefahr abzielt であつて消極的なものでないといふことを明かに斷言してゐる。更らに、その對象は「一定の集團に殊に價値ある民衆を發展させること」(grundsätzlich auf die Stärkung gewisser, dem Kollektivverband besonders wertvoller Glieder) であると言ひ、積極的な社會要素を助長することが社會事業であるとして居る。こゝに於て、ウォルフ氏は消極的社會事業觀念より積極的社會事業觀念に進んでゐることが分る。併し、氏に於ても、未だ、積極的觀念が充分明かにならず、積極的社會事業の新部門を分立する程度に達して居ないから、私はこれを過渡的なものとして消極的積極的學派の中へ數へる。ウォルフ氏はその社會學的な研究の結果として、社會事業は人間問題を究極なものとなすと言ひ、Und darauf, wie etwas getan wird, das es mit Menschenwürde, Menschenschen, und Menschenliebe getan wird, kommt auch in den problemen der Fürsorge und die Wohlfahrtspflege letzten Endes alles and jedes an. Die erzieherische Hingabe an den Menschen .....ist der feste grund aller aufbauenden Wohlfahrtspflege となし、社會事業を教育的であるとするところを以て見れば、充分明かではないが、社會事業を積極的なものとして構成理解してゐるやうである。尤も、かくの如き解釋は私の勝手な獨斷によるもので、これに對しウ氏は不満であるかも知れないが、もしウ氏にして不満であれば私は直ちに氏の論理の變改を乞はなければならぬ。氏の論理は充分明かではないが、その暗流や底流は充分積極的なものであり、更らに、その表流もさうであるといふことが能きであるであらう。

Wronsky 女史は Dr. Oskar Karstadt の編纂にかゝる Handwörterbuch der Wohlfahrtspflege に於て社會事業を積極的なものとして限定してゐる。即ち wohlfahrtspflege ist Einwirkung auf die Lebensverhältniss der Völker mit dem ziel ihrer Erhaltung und Fortentwicklung (社會事業とは國民生活の保持及發展の目的を以て國民生活關係に影響を與へることである) と言つてゐる。

ウロンスキイ女史の社會事業とするところのものは「國民生活の保持及増進」を目的として、それに影響を與へることである。私はこの限定を以て消極的積極的といふよりも積極的なものであると認める。但し、Erhaltungを以て或は消極的社會事業を表示するといふかも知れぬが、Fortentwicklungに



よるものは明かに積極的なものである。これによつて、ウ氏は一應社會事業を以て消極的なものと積  
 マ極的なものとする觀念を導入してゐるといふことが能きであらう。これを私の如く開展して明か  
 に部門に分くるに至れば、恐く消極的社會事業の部門と積極的社會事業の部門とを掲げ出す外はな  
 らう。ウ女史は W. ist eine der Triebkräfte in der Kulturentwicklung der Völker, die einen wesentlic-  
 hen Einfluss auf die Gestaltung der Substanz der Menschheit haben. Sie vermag ihr die notwendigen  
 Lebenskräfte zuzuführen, Raum zu ihrer Formung frei zu legen das gesunde Wachstum ihrer zellen  
 ellen zuzufördern und unorganische Bildung zu entfernen と言つてゐるが、これは恐く社會的障害をの  
 み対象とするものと異ふ。ウ氏の Erhaltung と言つてゐるところのものは Erhaltung lebendige Kräfte  
 のことで、この活力を付與することによつて文化の進歩があるとなし、これを保持することが社會事  
 業の目的であり、更らに、その Fortentwicklung によつて文化の増進することが社會事業の目的で  
 あると云ふのであらう。これにより、社會事業は lebendige Kräfte の Erhaltung 及び Fortentwicklung  
 により新文化を創造形成し、文化の増進を促すものとなり、貧者、病者、弱者、劣者にのみ關する社  
會的障害の輕減除去とは異ふものとなつて現はれたことが斷定せられるであらう。

ザロモン女博士の定義は一層明かにその積極的意義によるものたることを示す。但し、ザ氏の定義  
 は消極的部分と積極的部分とを併合し、社會事業が最初に消極的、次に、積極的たることを示してゐ  
 る。この二の意義を定義に併合することは正しい概念限定には缺くことの能きぬものである。たゞ、  
 この二の觀念が究極的觀念によりて綜合せられ、若くは更らに究極的觀念を対象とすることに究つて  
 居るかどうかといふことに於て、概念限定が不完全であるか、乃至、完成して居るか分れるだけ  
 ある。ザ氏の如く概念のうちに、たゞ二の部門が併合されて居るといふだけのことでは何故に併合さ  
 るゝかの理由が解らぬ。よつて、統一原理を豫想することによつてのみ併合されなければならぬが、  
 ザ氏の定義の中には單純に消極觀念と積極的概念とが併合されて居るだけである。ザ氏は社會事業を  
 限定してかくいふ。

「社會事業とは當時の文化的思想に對應する國民生活を成立保持する目的をもつての國家及社會  
 の總ての努力を意味する。それは保健的に、精神的倫理的に、乃至、經濟的關係に於て、文化に遅  
 れたる又は危険なる階級の發達を促進する總ての動作に關する。」

Unter Wohlfahrtspflege versteht man alle Bestrebungen von Staat und Gesellschaft, die sich zum  
 Ziele setzen, eine den jeweiligen Kultulideen entsprechende Volkslebenshaltung herbeizuführen  
 oder zu bewahren. Es handelt sich dabei um jede Tätigkeit, die eine Forderung der kulturell weniger  
 entwickelten oder gefährdeten Schichten in gesundheitlicher, geistig = sittlicher und wirtschaftlichen  
 Beziehung bezweckt.



この定義の中には、二の觀念即ち(一)社會事業とは文化思想に對當する國民生活を導入保存する目的をもつて國家及都市の遂行する努力の總收を指し、(二)それは健康に於て、精神的に、若くは、經濟的に、文化に後れた階級を進むるところの總ての活動を意味するといふことが含まれてゐる。この事は恐く正しいであらう。更らに、この定義はザロモン氏とウロンスキイ氏との共著に載せられてゐるものであるから、ウ氏の定義は亦この定義によつて解釋することができるであらう。向きに引用せしウ氏の定義は大體積極的なものと言ひうるが、それはザロウ兩氏共同の定義の前半に當る。よつて社會事業をもつて文化思想に對當する國民生活の導入及保存といふ積極的なものがウ氏定義の眞意と見做しても宜いであらう。然らば、ザロウ氏定義によつて、一層明かにウ氏の定義が積極的なものであるといふことが解る。更らに、ザロウ氏の定義は在來の消極的意義による健康に於て、精神的に、若くは、經濟的に文化に後れた階級を進むるところの總ての活動を指す義を附加してゐる。然らば、この定義によりて、消極的社會事業と積極的社會事業とが併合せられて居ると見做すことができるであらう。

たゞ、この兩者の中、いづれがザロモン氏及ウロンスキイ氏の思想を支配してゐるかと言へば、ウ氏にあつては社會事業字典に於て、ザ氏にあつては別著 *Gesundheitswesen und Wohlfahrtspflege* (S. 64) に於て、社會事業を積極的なものに限つてゐる。かくてザ氏及ウ氏に於ては共に積極的社會事業

觀念が重要なものであると言ひ得るであらう。

これによつて、社會事業は現實に於ても、理論構成に於ても、漸次消極的なものより積極的なものに轉成せられつゝあるを見る。よつて、私は社會事業を以て積極的部門を分出する約束のものとし、消極的社會事業の外に、積極的社會事業の一新部門を設くることゝしたのである。この事は社會事業の究極的觀念を導入することによつて一層明白になるであらう。

### 九 綜合的社會事業と超越的社會事業への轉成

社會事業觀念が消極的意義より積極的意義に進轉する所以のものは人類生活の完成を豫想するからである。何故に *Sozialen Schaden* を輕減除去するかと言へば、人類の生活を完成するためであるが、人類生活の完成は單に消極的なものにつきてはならない。社會事業觀念の進行は單に社會的障害の故に社會的障害を輕減除去するのではなく、人間の生活を完成するために社會的障害を輕減除去することにならう。よつて、最初は社會的障害のみを輕減除去することによつて始つたものも、その限界の擴張と共に、人間生活完成の目標が不知不識取り入れられ、よつて以て、積極的なものとして觀念が修正せられるであらう。例へば、我國に於て社會政策的に開始せられた公設市場はその後農商務省に相次いで、商工省に移り、社會政策的なるより産業政策的となり、都市の生活資料を安價に新鮮に豊



富に迅速に全市民に對し（社會政策的市場に於ての下層民、一部中等階級に關するものに對し）供給することゝなつた。併し、市場が産業政策的たるに至り忽ち社會事業のリストの中より取り除かなければならぬといふ理由はない。消極的なるものと積極的なるものとの間に一線を引いて彼此區別することは多くの場合不可能である。それに、治療は豫防ともなり、治療と豫防とを嚴密に分界することもできない。治療も豫防も消極觀念であるが、この外、constructiveな動作が導入せられる。

斯くの如き新事業の發達により、社會事業觀念は不知不識づれて來る。最初は社會的障害を對象としたのではあるが、更らに、雑多な分枝を出すことにより、その中、消極的ならざるものが簇生し、乃至、消極と積極とを分つことができなくなり、社會的障害は一轉して、人間生活の完成なる觀念を導入することゝなる。ために、發達繼續中の社會事業は出生當時とは全く別の觀念によるものとなるこれ、私が現實について、それに映應するものとしての理論構成について、やゝ入念に分解し、消極的社會事業形態が積極的社會事業形態に進轉するに至りし理由を示さんと力むる所以である。ザロモン氏が Kulturideen entsprechende Volkslebenshaltung を目標とするといふのは畢竟これ私の人間生活完成を目標とするものに進轉すべき一里塚たるに過ぎない。當時の文化的水準に追従し、これに對當する生活をするのが社會事業だとすれば、それは畢竟人間生活を完成するためにさうだと解すべきであらう。ザロモン氏の文化思想に對當する國民生活を導入保存することは積極的なるものであるが、私

の人間生活完成は積極的なると共に消極的なるものである。ザロモン氏の所謂健康に於て、精神的倫理的に、若くは經濟的に後れた階級を進むる總ての活動によつても國民生活は完成される。すなはち、國民生活の完成は消極的と積極的とによつて遂行せられるが、更らに、國民生活の完成は消極及積極兩者の綜合によつて成し遂げられる。言はゞ、消極的と積極的とは人間の生活完成を原理として綜合せられる。こゝに、綜合社會事業が導入せられる。ウロンスキイ女史の Erhaltung und Fortentwicklung の到着地はいづくぞと言へば、矢張り、lebendige Kräfte を保持し、これを進展せしむることによつて、到達しうる人間生活の完成に外ならぬであらう。この場合ウ女史の積極的意義の鮮明とその強調とは第一時期による社會事業觀念より第二時期による社會事業觀念に進展せしことを表示するであらう。更らに、この進展の方面を究むれば、第一時期と第二時期のものが合流し、こゝに綜合社會事業を形づくるであらう。この綜合社會事業觀念は人間生活の完成である。これより、一步を進むれば再びそこに超越的社會事業觀念が現はれるであらう。

消極的社會事業と積極的社會事業とが人間生活の完成を綜合原理として統合するとするも、綜合原理の研究は又一部門として分れなければならぬ。綜合的社會事業に於ては消極的社會事業と積極的社會事業との綜合せらるゝプロセスを研究するが、一體としてある究極對象を研究するには、更らに、綜合形態を超越し一飛躍をしなければならぬ。よつて、超越的社會事業の對象は究極對象として人間



生活の完成そのものとなる。

## 一〇 社會事業概念の究極的限定

私は社會事業概念の批判的討究を通じて、社會事業を(一)消極的社會事業、(二)積極的社會事業、(三)綜合的社會事業、(四)超越的社會事業の四部門に分ち、これに對し、私は社會事業概念を左の四つとする。

(一)社會事業とは社會的障害を輕減除去するものである。

この社會事業概念は在來の消極的社會事業に當るものである。けれども、社會事業を以て Sozialer Schaden にのみ關し、それを以て終結するといふ觀念と究極對象を豫想することによつて消極的觀念の設定を見るといふ觀念との間には千里の差がある。消極的社會事業觀念はそれによつて終結するのでなく、人間生活の完成をはかるために、更らに進轉して、積極的社會事業觀念にいたるのであるから、消極的觀念といつてもそれ自身獨立のものでなく、他の觀念即積極、綜合、超越を豫想し、それと共存することによつて初めて存在の意味をうるのである。よつて、私の謂ふ社會的障害を輕減除去するのは社會的障害を除去する故にそれを除去するといふやうな無意味のものでなく、究極對象を豫想する故に除去するのである。かくて、Sozialer Schaden の觀念は更らに一進展をなす約束のものとなる。

(二)社會事業は積極的に人間の福利を企圖し、生存の合理方案を目標とするものである。

社會事業は單に消極的なものに終ることは能きない。それはかくの如き約束のものとして進展しつつある。社會的障害の輕減除去は更らに人間生活の合理的法案を目標として回轉する趨勢を生み出す單に社會的障害を取り除くといふ構想さへも、除去の故に除去といふ觀念によること<sup>が</sup>能きず、社會を一層良きものとなす觀念によつて居る。よつて、この觀念の方向は自づから積極的のものとならざるをえぬ。社會の改善は消極であつても、積極であつても、その他何であつても、一層それを良きものとする觀念を含むから、畢竟、それは消極的なものにつき<sup>る</sup>ことは能きないこととなり、人間の福利を積極的に企圖する合理的方案を目標とするにいたる。この部門の社會事業を私は積極的社會事業と呼ぶ。

(三)社會事業は社會的障害を輕減除去すると共に、生存の合理方案を目標とし、更らに、これを綜合し、究極對象を豫想するものである。

社會事業は人類社會の缺陷を輕減若くは除去するだけでなく、また、生存の合理方案を目標とするだけでなく、これを綜合して、最後の目標としての人間生活の完成に向ふべきものである。この部門の社會事業を私は綜合社會事業と呼ぶ。

(四)社會事業は文化的基準に則り、人間生活の完成を目標とするものである。



社會事業は綜合的なるより尙一進して文化的基準に則り、人間の社會生活を完成しなければならぬ。よつて、社會事業は人間生活の完成を目標とし、これを究極對象として研究する。私はこの部門の社會事業を超越的社會事業と呼ぶ。

これによつて、私は社會事業概念を左の如くに限定する。

社會事業とは文化的基準に則り、人間の社會生活を完成するために（超越的社會事業）、社會の缺陷を除去調整し（消極的社會事業）、生存の合理的方案を目標とし（積極的社會事業）、これを統一して綜合原理による生活を實現し（綜合社會事業）、以て人間生活の完成を企圖するものである。

これによつて、一と先づ、私は社會事業概念の限定を遂行した積りであるが、これはその他の問題と關連して更らに明確を期さなければならず、私は切に一層これを明確にする衝動を感じるが、これは私の主著「社會事業學原理」の公刊（今秋）に於てなし遂ぐべき事業である。

「社會事業概論」に於て、私は社會事業を eine wissenschaftliche なものとなすことに成功せしことを希望するが、私は更らに學として社會事業を構成することを企圖し、「社會事業學原理」一巻の公刊を目論見である。

参考文献

- (1) Hans Muthesius, Wohlfahrtspflege, S. 9—21.
- (2) Salomon, Leitfaden der Wohlfahrtspflege, S. 7.
- (3) Macadam, Equipment of Social Worker, p. 33—44.
- (4) The Profession of Social Work (American Association of Social Workers)
- (5) Tafts, Education and Training for Social Work, pp. 17—31.
- (6) Steiner, Education for Social Work.
- (7) Salomon, Soziale Frauensbildung und Soziale Berufsarbeit.
- (8) Wolf, Die soziologischen Grundlagen der Fürsorge und Wohlfahrtspflege S. 21—39.
- (9) Cheyney, The Nature and Scope of Social Work.
- (10) Karstadt, Handwörterbuch der Wohlfahrtspflege, S. 444—3.
- (11) Salomon, Leitfaden der Wohlfahrtspflege, S. 1.
- (12) Salomon, Gesundheitswesen und Wohlfahrtspflege, S. 644.
- (13) Bolzau, Fürsorgerecht und Caritas.
- (14) 海野幸徳、「社會事業概論」(京都、内外出版印刷株式会社發行)
- (15) 海野幸徳、「貧民政策の研究」第壹編 (同上)



## 第二章 英米の社會事業概念限定

### 一 社會事業概念限定の不可能

前章に於ては、主として獨逸及奧太利の社會事業の概念論より社會事業概念を分析闡明したが、補足として、簡單に英米の社會事業概念論に據る場合に於ても亦略前論と同一の結論に到達し得る所以をのべやう。

Devine 氏は當分社會事業なる名辭を用ゐる者は如何なる意味に用ゐるかを表示する義務があり、今に於て、到底社會事業の確定的限定を施すことはできないといふ流議であるが、Lilian Brandt 氏はこれを「社會福利なるこの如き事件は醫學乃至法學の如く限定せられた範圍ではない。それは、性質として終局に達することを期待することができなす」(This affair of social welfare is not a delimited field like medicine or law, for example.....In the very nature of the case it can never be expected to reach the stage of finality)と言ふが如く表示してゐる。プラトン氏の意見では社會事業と言はるべきものは、これまでの發展の跡によつて判すれば諸々の科學や多くの見解の參與してゐるもので、その生命及び將來に於ける健全なる發展は、能きるだけ多岐な人類の知識と、能きるだけ多角な人類利害の continued accessibility to suggestion とによつてのみ達成しうる。かくて、プラトン氏は今に於

て社會事業の確定的限度に達することは不可能であるといふ見解である。

Alice S. Cheyney 女史は更らに一歩を進めて、今に於て社會事業を限定することは寧ろ害あつて益がないと考へてゐる。女史は There is a temptation to anticipate for it more certainty, more obvious consistency and more clearly formulated purposes when it shall have become better established, but any such anticipation fails to take account of its wholly relative nature (それが一層確立せんには一層確實に一層明確なる妥當に一層明白に形ちづくられたる目的を豫想する誘惑にかゝるが、それはその全く相對的性質を認むることができないからである)といふことによつて、社會事業の確定的限定を有害無益としてゐる。チエネイ氏は社會事業は試験的であり、實驗的であつて、未完成のものであり still on trial のものであるから、この時期に於て、明確に決定することは時期尙早である。それが一層觀念を明かにすることを繼續する限り、これを一層確實になし、これを一層堅牢になし、一層これを明かに表示する誘惑にかゝつてはならない。社會事業は明確な限定や、合理的な構成を無視して、確實性の乏しい未開拓の領野に踏み入らなければならぬ (Social work will take many more forms and all of them will prove temporary) 一九二二年 American Association of Social Workers の社會事業を限定するものを見ると社會事業は俗用のものと混同して居り、容易に彼と此とを分つことができぬ。その他のものに於けるが如く、社會事業に於ても、俗用による名辭や觀念が専門的のものと同併用



せられ、今に於て、社會事業を明確に限することは困難である。たゞ、併し社會事業なる名辭によつて表示さるゝところのものを professional と呼ばるべき以上、それに含蓄する意義だけは分析提示しなければならぬ必要がある。併し、to give an authoritative dition of this term は到底今に於て成功する見込がないといふ。この事は Steiner 女史に於ても同様で、女史は Education for Social Work の第一章を The Nature of Social Work となし、社會事業なる名辭は現世紀の始めに至るまで慣用せらるゝにいたらず、今に於ても、これを明確に限定する術がないと言ふてゐる。社會事業を正しく理解するには remedial and ameliorative activities の外に社會調査の方法とか、社會生活の分析とか、社會的方案の構成とか、組織的な娛樂の技術とか、社會事業行政とかといふことが導入せられ研究されなければならぬ (a scientific interpretation of social work, upon which can be based an adequate plan for professional education, must place in the right perspective the activities that make up its technical field ……: The proper care of dependent families, of orphaned and neglected children, of antisocial and subnormal individuals, requires skill, and no social worker, whatever his specialized form of work, dare be ignorant of the technique needed in this field) 社會事業は二三十年前に慣用せられてゐた charity にか、philanthropy にか、correction にか、out-door relief にか、care of dependent にか、defective にか、delinquent にかに關する activities から分化したもので、一八九七年にリツチモンド女史の社會事業學校の開設を

主張せし論文の題目は An Training School in Applied Philanthropy となつてゐた。かくの如き名辭及それに含蓄せらるゝ意義から社會事業は分岐したものと見なければならぬ。一世紀前の社會事業、は charity の philanthropy に関與してゐたのであつて、その時代に於ける救助の對象は disadvantaged や handicapped であり、これに對して、科學的な取扱方法を講ずることであつた。科學的方法により治療することになれば forces の問題に注意が轉向せらるべく、かくて、from the ranks of philanthropic worker there arose those who took up the fight against adverse conditions of life instead of in behalf of the unfortunate who were disabled by these conditions といふことになつた。すなはち、社會事件の問題より、それを生起する conditions の問題に注意が移つて行き、こゝに社會事業が現はるゝに至つた。然るに、改善的方法から病源を絶滅する方法に進むにあたり、社會事業の領野は紛糾錯雜するものとなり、全領野を見渡すことができなくなつた。社會事件を對象とする間はその固有の領野の何であるかといふことは一見明瞭であつたけれども、adverse condition of life を對象するにいたり、遽かに多岐となつて、社會事業は common welfare を促進するものと同一義になり、一定の社會的目的を有つものとし言へばその如何なるものと雖も社會事業を以て呼ばるゝに至つた。かくの如き論法を以て Steiner 女史は社會事業を明確に限定することは困難であるといふ斷定に達してゐる。

英米の社會事業概念は明確に限定すべからずとするものより、同じく消極的と積極的限定とに漸次



進展し、諸々の限定が交錯するを見るのである。

## 二 消極的限定

米國に於ける社會事業家の多くは社會事業を明確に限定する時期に達してゐないといふ意見であるが、既に獨逸概念論の研究に於て、私は漸次これを限定することが可能になりつゝある所以を示さうとし、私自からも自分の限定に達したが、米國に於ても略同様な順序を経て社會事業概念はその明度を増大しつゝある。私は社會事業概念開展の階段を區分して(一)消極的、(二)積極的、(三)綜合的、(四)超越的としたが、米國の社會事業概念論も亦限定すべからずとなすものと共に、或はこれを消極的に限定し、更らに、進むで既に積極的觀念に到達するものあるを見る。米國の社會事業概念論は獨逸のものより粗雑に見えるけれども、その發達や開展の方向及順序は略同様なものがあるやうに思ふ。私は獨逸社會事業の研究に於て知り得た原則及結論は米國乃至英國社會事業の場合に於ても同じく言はれ得ると思ふ。これによつて、一層私の論理は支持せられて居るやうに見える。

英國聯合大學の A Report drawn up by the Joint University Council for Social Study はバーミンガム大學、ブリストル大學、エデインバアグ大學、グラスゴウ大學、リーズ大學、リバプール大學、ロンドン大學、マンチエスタア大學などの参加作成せしものであるが、この中に無論純眞な社會事業の限定を求めることはできない。併し、その傾向や性質を了解することはできる。聯合大學では The subjects themselves are not only very general but also very difficult to define.....any standardization of syllabuses, any strict definition of the scope, would de disaster and would destroy the vitality of the teaching と言ひ、教える見點から社會事業を限定してゐる。この種の限定が直ちにその本質として限定と相通するかどうかは知らないが、恐く、これによつて、社會事業に對して明確なる限定は米國側の研究家と同じく有害無益といふことになるのであらうと思ふ。

併し英國聯合大學の報告によつて、社會事業は略消極的のものとして限定することが能きやう。社會事業について聯合大學の報告は次の如く述べてゐる。

Social work is now considered requires that each of the subjects of instruction shall be treated with continual reference to social actual life and its difficulties. For the whole aim in social study is to educate the citizen's understanding of the social life of which he is a part, to train and test his judgment in dealing with the complexities for the good of his neighbors as of himself to furnish him with a background of fact and ideal with shall throw light on all his practice as an administrator to increase his power of dealing with people and their present difficulties and to inspire with faith in the value of his efforts.



この限定は大體消極的なるものであつて、社會事業の對象を difficulties (困窮)としてゐるやうである。

米國の Queen 博士も社會事業の對象を difficulties となし、社會事業に限定を施して「社會事業は困窮を克服するに助勢することにより個人的關係を調整する技術である」(Social work is the art of adjusting personal relationships of helping to overcome the difficulties)と言ひ、例を擧げて、内國人と外國人との間、雇主と雇人との間、學校と家庭との間に生起する difficulties などを取扱ふと類としてゐる。「社會事業は一方には踏み外つした個人及家族を助けて生存の進行に於て一層秩序づけられたる歩調をなさしむる用役の一形式であり、他方、可能ならばその障害を除き最良なる生活をなさしむる」(Social work, then is a form of service which attempts, on the one hand, to help individual or family which is out of step to attain more orderly rhythm in march of existence, and on the other, to remove, so far as possible, the barriers which obstruct others from achieving the best of which they are capable)と言ひ、同じく社會事業を消極的なるものとして限定してゐる。社會事業の諸形式は單に偶然的なものとして取扱はれて居るのではなく、それには一定の限られた目的があり、一定の方法によつて施行せられるといふ。

Harbert 氏は社會事業を限定して、「社會事業とは科學的基準に則り、人類福祉のために社會組織と制度をつくり變へ、或は調整する仕事である」(Social work is the business of producing, changing or adjusting social organization and procedure on the interests of human welfare according scientific standards)としてゐる。ハルバート氏は社會事業を他のものと對比限定して、それは單に difficulties を取扱ふ廣義のものとするよりも、a special business of helping poor and delinquent「貧乏人及犯罪人に助勢する特殊な作業である」とすべきであると言ふ。ハ氏が社會科學の現出せしより以來、それを以て救助事業を基礎づけ、合理化することが能きるやうになり、こゝに社會事業が生起するに至つたと言ふところを以て見れば、氏は貧困者や犯罪人を科學的に取扱ふもの即社會事業といふ意見である。これによつて、氏の限定も亦消極的のものであることは明かである。Devine 博士の社會事業の定義は既に提示したが、氏は Lilian Brandt 氏と共に American Social Work in the Twentieth Century に於て限定を施し、次の如く言ふてゐる。「米國に於て、社會事業なる文字は近年包括的なものとなり、慈善、公的救助、刑罰、改善及その他の意識的努力を抱擁するものとなつた。それは寄生者、病者及犯罪人に對し、貧乏と、疾病と犯罪の程度を減却し、一般的生活及勞働状態を改善するため、國家又は私的な發意によつてなされる意識的努力である」(In the United States of American social work has come into use in recent years as a comprehensive term, including charity and philanthropy, public relief, punishment and reformation and all other conscious efforts, whether by the state or on private



initiative, to provide for the dependent, the sick, and the criminal, of diminish the amount of poverty, and crime, and to improve general living and working conditions) これはデズアイン氏がその後 Social Work (p. 19) に於て限定したものと實質に於て同一である。

リッチモンド女史は社會事業を、(1) case work (2) group work (3) social reform (4) social research に分つてゐる。case work は個人を個々として、乃至、個人と社會環境とを意識的に調整する方法を採り、一層良き社會關係にいたらんとするを目的とするものであり、group work は集團的活動としての隣保事業、娯樂、俱樂部、近隣などを取扱ふ。個々人はそれによつてはあはれるが、なほ、その中の一員といふ意義による。social reform は集團的方法を通じ、主として社會宣傳と社會法制によつてその目的を達する。それが、住宅改善であらうとも、生活狀態の改善であらうとも、その他何であらうとも、社會關係を改良することによつて其目標に到達しやうとするに於ては同一である。社會調査は社會改良、集團事業、乃至、個別事業の基礎を供給するものとして、社會事業に含る。リッチモンド氏は case work, group work, social reform, social research (個別事業、集團事業、社會改良、社會調査) を總括するものを社會事業だと見る。リッチモンド女史は目的によつて社會事業を限定する方針を採り、社會事業を「人格發達」(the development of personality) にいたるべきものだとしてゐる。

### 三 積極的限定

次に、米國社會事業研究家にあつても、獨逸の場合に於けるが如く、消極的社會事業は、或は消極的積極的に、乃至、積極的概念に轉成せられつゝあるを見る。

Porter R. Lee 氏は積極的社會事業の存在を暗示して、「社會事業の大部分は總ての人に對し苛烈を加へる環境的要因の影響を軽減することを目的として施行されるものである。その他の多くの部分を占むるものは、環境に應合するために、大なる努力を發達させることを目的とするものである。併し、現今では社會事業の大部分は環境によつて最も障害せられてゐる人々に一層適應力を高めることであり、若くはそれ等の障害を起す環境的要因と變化することに向けられる」(A large part of social work is conducted with the purpose of softening the effect of environmental factors which bear with undue severity upon all men. Another large part of social work aims at the development of greater resourcefulness in all men in meeting environmental demands. The greater part of social work however, is at present devoted to the development of a higher adjusting power in those persons who are most handicapped by environment or a modification of those particular environmental factors which handicap them) を言つてゐる。かくの如くライ氏は社會事業の多くは未だ消極的なものである



とするが、それと共に、積極的な社會事業の分岐することを述べてゐる。社會事業の對象は the adjustment of men to their environment といふことである。社會事業は人間が環境に適應することの困難より生起して来る。これ等の difficulties は時に人であり、時に環境であるといふ。

Cheyney 女史は社會事業を限定して、社會事業は人間の需要を充たすために行はれる諸活動の總名であるといふ意を述べてゐる。(Social Work seems to comprise a group of allied activities called by a common name and considered to be but various phases of a single undertaking because they are all engaged in spontaneous efforts of extend benefits in response to the evidence of need) チェネイ女史は Southard 博士の社會事業を以て「害惡の芟除」(the eradication of evil) に關するものだとする説を引用し、社會事業は今一步を進まなければならぬとする。It may sound better to sow goodness or to transplant goodness, or even to graft goodness in the eager social world. (それは熱心なる社會に良いものを移し植え、良いものを接木すること)であり、罪過の絶滅が主要なものとしても grafts of goodness も亦無視することの能きるものでないと言ふ。チ氏は社會事業には、その他のものに於けるが如く、構成的建設的なるものがあることを主張し、it is indeed possible that along the lines of prevention, social works developing a function which is positive in the same sense as hygiene positive in the field of medicine and that social work will, to that extent, independently "plant good" as well as

“eradicate evil” (それは實に豫防線に沿ふて恰も衛生が醫學領野に於て積極的なるが如く、社會事業も同様に積極的な機能をもつことは可能である。かくて、社會事業はその範圍に於て悪いことを芟除するものであると共に、良いものを植えつけることでもある)と言つて居る。チ氏の plant good は私の積極的社會事業のことで、その eradicate evil は消極的社會事業のことである。かくてチ氏は明かに構成的建設的な社會事業を設定したと言へる。

これによつて、私は米國若くは英國の社會事業に於ても、その概念は渾沌として限定しざるものより、一轉して消極的のものとして諸々の限定が施されるゝが、竟にそれは消極的なもの、乃至、純粹積極なものに轉成せられる所以を示すことができた。よつて、私が獨逸社會事業の研究に於て設定した原則は略英米社會事業に於ても設定することができ、社會事業は消極的社會事業より消極的積極的社會事業に、乃至、積極的社會事業に進轉する約束のもので、竟に綜合社會事業及び超越社會事業に極るべきものなることを斷定することが能きるやうに思ふ。英米の社會事業に於ける着陸點も亦獨逸社會事業と同一であり、斯くて私の分析闡明しつゝある方針によつて其概念を結晶沈澱しつゝあるが如く見える。茲に於て、社會事業概念の進展は明白になつたやうである。

参考文献

(1) Devine and Lilian Brandt, American Social Work in the Twentieth Century.



- (2) Cheney, The Nature and Scope of Social Work, pp. 25—47.
- (3) Halbert, What is Professional Social Work? pp. 21—22.
- (4) Tufts, Education and Training for Social Work, pp. 38—65.
- (5) Queen, Social Work in the Light of History, pp. 17—19.
- (6) Hodson, The Proceedings of the National Conference of Social Work, 1925 (p. 29)
- (7) Mary E. Richmond, What is Social Case Work, pp. 258—4.
- (8) Steiner, Education for Social Work, pp. 1—5.
- (9) Lee, The Proceedings of the National Conference of Social Work, 1915 (p. 697)
- (10) Devine, Social Work, p. 19.
- (11) Odum, An Approach to Public Welfare and Social Work, pp. 1—11.
- (12) A Report drawn up by the Joint University Council for Social Studies, 1918

### 第三章 社會事業概念と慈善事業概念

#### 一 慈善事業概念より區別せられたる社會事業概念

慈善 (Caritas) と社會政策 (Sozialpolitik) と社會事業 (Wohlfahrtspflege) の三つの概念は彼此推移混同して明確に區別することは困難である。けれども、これに向つて完全なる切開を行ひ、それ等の正體を明かにしなければ各概念の範圍を明定することができず、従つて、各概念を明かに理解することができない。よつて、私は内よりの概念限定より一轉して更らに外よりの概念限定に従ひ、慈善の概念、社會事業概念及び社會政策概念の各境界を決定することに轉ずる。

慈善 (Caritas) は Wohltätigkeit (善行) と同様に略同様である。この Wohltätigkeit は Wohlfahrtspflege (社會事業) と區別せられなければならない。社會事業の意義は既に明確に限定せられたが、この Wohltätigkeit は屢々 Wohlfahrtspflege と混同せられる。併し、この兩者は原則に於て全く別ものである。

ジンゲル氏は Wohltätigkeit を限定して斯くの如く言ふてゐる。

Die daneben bestehende private Fürsorge für Personen, die wenn auch nicht arm, so doch aus irgend welchen Gründen unterstützungsbedürftig erscheinen, wird in ihren vielgetaligen form als



wohltätigkeit bezeichnet (Soziale Fürsorge, S. 1) (それと共に存する個人に向つての私的保護に對しては、たとへ、それが貧困にあらずとも、何かの理由で保護を要する場合、それ等の多形なる一切のものを Wohltätigkeit によつて表示する)

この場合善行と慈善とは大體同一意味のものとして用ゐられるが、善行とは個人的な善良なる行爲を言ひ、慈善に對しては其動機となる。すなはち慈善は善なる行爲、善行はその動機を意味する。隣人の愛によつて幾世紀の間貧民や困窮者を助けて來た個人に向つての私的救護 (private Fürsorge für Personen) は貧民を初めとする雜多な困窮に關する多形なもので、慈善家より個人に向つて加へらるるものである。

「善行」といふ觀念に總括さるゝところのものは、慈善家により、特定の個人に向つて隨意に兩下さるゝもので、著るしく Zufälligkeit (偶然) の意味を帶び、それが爲めに亂雜に陥り、所謂濫救となつて弊害を生ずる。慈善は偶然的善意であつて、屢々、その豫期に反し百害を醸すことあるは之が爲めである。之故に善行は益々組織化さなければならぬ性質のもので、それは竟に systematische Fürsorge (組織的保護) に極まらなければならぬ。その上、慈善による救助の對象は多くの場合、既に救ふべからざるに至れるものを救ふのであり、多くの場合効果がないから、これを Vorbeugung (豫防的) の形式によつて救はなければならなくなる。よつて、「豫防的」と「組織的」が合流して一定の方案に則

り、豫め病根を杜絶せんとする努力となる。豫防的組織的救護は最早個人を對象とせず全國民 (ganz Volksklassen) を對象とするにいたる。こゝに於て個人を對象とする單なる善行でなく又慈善でなく wohlfahrtspflege & soziale Fürsorge (社會的保護) が現はれてくる。社會的保護の對象は素より集團である。

社会事業には技術 (technique) が要るが、この技術は慈善事業には必ずしも不可缺のものでない。これに Steiner 氏が言ふ。

But however legitimate it may be to speak of social work in this broad sense as merging into different fields, there is without doubt a point beyond which popular effort cannot go and maintain a high efficiency. It is evident, for instance, that social investigation involves processes for which is required a technique of its own. It is even more clear that technical equipment is needed to deal with the situation that arise in connection with the care of the dependent and handicapped. No one doubt that adjustment of the social forces of communities requires the same touch of a hand trained for its task.

(かくの如く廣義に社会事業を言表すれば、諸々の範圍に出入しはするが、それは又通俗の手段ではヨリ以上浸入し能はざる一點があり、ヨリ高き能率を示すには是非さうありなければならぬといふ



ことは疑ひのないことになる。それは例へば社會的調査がそれ自づからの技術をもたなければならぬやうなものである。何人と雖も、社會に於ける社會的勢力の調整には該事業に熟練せるものゝみそれに従事するをうるものなることを疑ひはしまし

Steiner 氏はこれによつて、社會事業以前には諸々の社會改良範圍に學校や教會や商業會議所やその他のもが銘々勝に出動參加して改良に従事してゐたが、漸次そのやうな素人によつては *technique of its own* を要する社會事業は遂行することができないやうになつたといふ意を力説してゐるのである。ス氏は *The social worker may be working hand in hand with many people interested in the same general problems but he is distinguished from them because he is qualified through special training to accomplish well certain tasks that only incidentally come to the attention of those in other fields* (社會事業は同じ一般的問題についてそれに關心する多くの人々と手をたづさへて働くだらうが他の範圍の人々には偶然問題となるに過ぎないところの特別なる習練を了したといふ資格によつてその他の人々と區別せられる) と言ひ、慈善家は素人でもよいが、社會事業家は一定の専門技術を習得したものでなければならぬことを言ふてゐる。

かくて、科學的方案が開展するのであつて、能きるだけ完全な方法で救助に奏功せんとするに至り經濟に動員を命ずるのみならず、心理的にも、生物學的にも、社會的にも、倫理的にも動員を命ずる

ことになる。これ等改善の諸道は或は經濟的、或は心理的、或は生物的、或は倫理的であり、よつて以て人類の困窮を根本的に免除せんとす。これに對し、慈善はそれ自づからでは個人的であり、偶然的であり、亂雜であつて、足も腰も立つものでないのである。

Liese 氏は慈善の個人的たることを社會事業に對比してかく言ふ。

Jedenfalls gehört zur Wohlfahrtspflege wesentlich ein doppeltes: 1. Sie ist freie Thätigkeit zum wohle anderer; 2. Sie hat nicht zunächst den einzelnen im Auge, sondern das Wohl das Volkes aber ganzer Volksklassen. Durch das erste unterschreibt sie sich von der Sozialpolitik, die zwangsweise eingreift und Rechte verleiht, durch das zweite von der Wohltätigkeit, die dem einzelnen Mensch in der Not helfend und rettend naht (*wohlfahrtspflege und Caritas im Deutschland, Deutsch = Osterreich, der Schweiz und Luxemburg, S. 1*)

(社會事業にはいつでも次の二點が附隨する。第一、他人の幸福に向つての自由なる善行動、第二それは個々人を眼中にをかず、國民殊に全國民的階級の福祉を眼中にをく。第一によつて、それは強制的に執行し法律によつて實行する社會政策と區別せられる。第二によつて、それは個人の困窮を救助することを目的とする善行と區別せられる)

リーゼ氏の言ふてゐる第一の特徴が社會事業のものとするの誤りなることは既に述べた。第二に



いふ個人的なる救助を慈善の特徴とするは無論正しい。このことに就てはヅキゼ氏は一層明かに述べてゐる。ヅ氏は慈善を以て *Sie ist persönlicher, menschlich, individueller* (それは人格的で人間的個人的である) とし慈善の特徴は其他のものと共に個人的なることを言ふてゐる。慈善はこの特徴によつて、内的な、人格的な、人間的な、その上、人道的な意義を齎らし、人類世界を *humanise* しなければ止まない。それは一層適切には宗教的な神的なものである。中世の教會より流れ出でし慈雨や愛はいづれも慈善に淵源する。ローゼイ氏は *Die erste Armenpflege ist und bleibt die edelste Tochter der Christentums* (最初の貧民事業は基督教の貴き娘であり、また、さうであつた) と言つてゐるが、キリスト教の愛は慈善に於てその花を開く。この慈善の齎らす貴き神の娘分を無視し度外することは斷じてならない。これは恰も角を矯めて牛を殺す類である。

慈善の第二の特徴は個人的なると共に *eharmende Liebe* (情けある愛) である。この情や愛は燈火を以て照明せられぬ。かくて、慈善はそれ自づから盲目となり、無組織になり易い。單に救ふ故に救ひ、溺れてから救ふ。よつて救ふても救ひきれぬ窮狀に逢着する。たゞその情やその愛は如何程讚美しても足りないであらう。この情が人の胸をそゞり、世界を濡さなければ、世は如何に秋風落寞たるものであらう。それは法によらず、正義に頼らず、現代的な *soziale Ethik* (社會的倫理) と絶縁して、益々無組織な亂雜なものとなり、たゞ、物質的に困窮するものを救恤し、心の悩みを取り去らんと焦

るだけである。けれども、慈善の尊嚴はこれによつて毫も減損するやうなことはない。

○慈善は正義とは關係がない。そして、慈善は個人を社會につなぐことを知らない。社會や集團や階級は慈善と關係がない。個人に集中する憐愍を基準とすることが慈善の仕事である。

Jacobsohn 氏は慈善事業が個人的であること、慈惠の觀念によるものなること、法的規範によつて規律せられないものであること、従つて自由であること、正義の觀念には關係のないものであることを述べ、慈善の何であるやを總括してゐる。ヤンブゾン氏は慈善と對立すべき社會政策に就て左の如く言表し、慈善はそれと表裏關係にあると言つてゐる。

*Die Leistungen sind gesetzlich normiert, nach Umfang und Qualität festgesetzt; sie können weder erhöht noch herabgesetzt werden, so dass jede willkürliche Handhabung unmöglich ist. Die Arbeiterversicherung basiert auch auf anderen moment als die Armenpflege, sie baut sich auf der Grundlage ausgleichender, Gerechtigkeit auf und proklamiert ein Recht einer grossen Klasse an die Gesamtheit. Sie geht von der Solidarität der Gesellschaft aus und leitet davon deren Pflichten ab (Die Arbeiter in der öffentlichen Armenpflege, S. 2)*

(その運用は法律によつて規定せられ、その範圍や性質も限定せられる。それは取捨することの能きぬもので、自由なる裁量は不可能である。労働保険は貧民救済とは別の立脚點にある。それは同等



たるべき正義の基礎にをかれ、全體に向つて一大階級の權利を宣言するものである。それは社會聯帶より出發し、それに義務づけられるものである)

ヤ氏はこれによつて慈善事業は階級や全體に關係のないもの、自由裁量によるもの (ihr Kriterium eine grössere Beweglichkeit in Umfang und Art) なることを明定し、慈善は persönlicher (個人的) で die speziellen Verhältnisse das eingelenen, um seinen Charakter, um sein Milieu (個人についての各別なる關係、個人の性質、個人的環境) によるものであることを明かにしてゐる。

○リーゼ氏は社會事業と慈善事業との動機を Humanität (人道) と Wohltätigkeit (善行) となし、それによつて各を特徴づけんとしてゐる。社會事業の本質は人道的なものであるが、慈善事業の本質は慈愛によるものとする。人道は die Höhebildung des Menschengeschlechts (人類の進化) を目標とするが、慈愛は神に關係し憐人の愛を目標とする。コムトやニイチエやエレン・カイ (Allen Key) は人道の理想を標榜し、數限りない人々はそれに追従するが、慈愛の方がモット偉大なるものであるとする。かくて。リーゼ氏は Tiefe, Kraft, sozialer Wirksamkeit の三を慈愛の特徴としてゐる。人道は種族を目標とし、人種的衛生 (Rassenhygiene) を最も高きものとするが、慈愛は Tiefe (深さ) に於て優り、不死の精神として人に體現し、神の子として無限の價值をもつ。慈愛は又驚くべき Kraft (力) をもつ、それは、耶蘇と多くの聖徒の模範によつて、驚くべき力を示現するといふ。終りに慈愛は sozi-

aler Wirksamkeit (社會的效果) を齎らす。愛なくして與へたものは冷きこと石の如きものであるが愛によつて與へらるれば忽ちそれを柔げ潤し、社會的效果を齎らす。リ氏は Noch katholischer Auffassung ist das Almosen in Werk der Barmherzigkeit und somit ohne Teilnahme mit dem Nächsten nicht beweglich. Ein kaltes oder heuchlerisches Geben widerspricht seinem Werken (カトリックの見解によれば施與は慈愛による仕事である、隣人に關係せずして不可能である。冷かな施與はそれ自づから矛盾する) と言ひ、慈善の何であるかをキリスト教精神によつて表現しやうとしてゐる。それにリ氏は慈善と雖も、無批判的なものでないと言張し (daher ist es von vornhin unmöglich das Caritas ganz kritiklos sein soll) 慈善のうちにも技術が這入り込んでゐることを言はうとしてゐる。けれども、慈善事業と社會事業と對立する場合、慈善は無組織なものだといふことに異りはない。

## 二 慈善事業概念と社會事業概念との區別

慈善事業と社會事業との分界については、これを左の如く要約することができやう。

慈善事業は個人を救済の對象する全然個人的なもので、集團の觀念とは關係のないものである。社會事業は全然集團的ではないが、慈善事業に對しては集團的なものである。社會政策は階級を基準とする階級的なもので、かつ、集團的であるが、これに對し社會事業は單に集團的なものである。



慈善事業は個人を救済の對象となし、これに思ふまゝ慈愛と憐愍と同情とを加へやうとする。それは人格的な心情的なもので、これに加ふるに内的なものである。慈善は innerlich-persönlichen Nature をもつから、個々の被救助者の前造を一々見とゞけやうとする。これに對し、社會事業は客觀的である。社會事業の取扱ふところのものは客觀體であつて、之は慈善事業の取扱ふ主觀體と明かに對峙する。慈善事業は内的なものであるが、社會事業は外的なものである。慈善は個人的運命を左右することを目標とするだけで、その屬する階級や集團に關する社會的運命といふが如きものを眼中にをかない。これに對し、社會事業に於ては、個々人には無頓着で、個人を救済することによつて問題を解決しやうとするよりも、Objektiv-Notstände (客觀的な窮狀) を除去して問題を解決しやうとする。このことは第一斷定より自づから導き出さるゝことで、社會事業は全然集團的なものではないが、第二次集團的 (社會政策の第一次集團的に對し) なものであり、よつて以て、それは主觀よりも客觀を、個人よりも全體を救済の對象とするものとなる。それ故、社會事業に於ては、慈善事業に於けるが如く、救済するものと救済さるゝものとの對立、救済することゝ救済さるゝことゝの對立といふやうなものがない。救ふも救はるゝも全體のためで、救ふものに犠牲があるのでなく、慈愛があるのでなく、救はるゝものに感謝の念を要求する次第でもない。また、救はるゝものも特に救ふものに感謝する必要もなく、社會的正義によつて斯くあつたと感ずるだけで澤山である。よつて、慈善事業は人格的で

あり、人と人と魂と魂とが接觸する仕業であるが、社會事業は非人格的で、全體が調整せられさへすれば宜いといふ冷然たるものである。

慈善事業は救済的無組織的偶然的 (社會事業に對する意義に於て) であるが、社會事業は豫防的組織的計畫的であり、科學と技術とに依頼する。慈善にあつては、多く經驗によつて救済を遂行するが社會事業にあつては、能きるだけ完全なる科學と技術との方案によつてその目的を遂行しやうとする。そのために、社會事業は、或は經濟的に、或は生物的に、或は倫理的に、或は教育的に、若くはそれの統合によつて、社會改善の方案を建てんとするが、竟にそれは総合的な生存原理によつて、人類社會を全體として消極的に積極的に総合的に超越的に整理按排しやうとする (これに對し、消極的社會事業、積極的社會事業、綜合的社會事業及超越的社會事業の四部門が生ずる)

参考文献

「社會事業概論」第一編第五章に於ける文籍を見られたし



## 第四章 社会政策概念と社会事業概念

### 一 社会政策の概念

社会政策は如何なる階級に關するものであるかといふことは別として、それは(Klasse)に關するものであり、一の階級全體、即ち、(ganze Klassen)に關係するものと言へるであらう。社会政策は社会階級に對する國家の行動である(Wiese: Dennoch ist Sozialpolitik im engere die Betätigung des Staates gegenüber dem gesellschaftlichen Klassen)の意義は sozialen の politik の意味をはつきり限定した後でないも明瞭にならないが(このことは後に述べる)社会政策には國家の politik と之れの運用をうける Klasse とふものが含まれる(Wiese: Sozialpolitik ist dennoch die Politik des Staates gegenüber der Gesellschaft, d. h. den noch Besitz und Bildung gesonderten freien Gruppen des Gesellschaftsbens, die wir als sozialen Klassen bezeichnen)それ故、社会政策は國家の政策の向ふところの社会階級の問題に關係するものといふことになる。

社会政策は究極労働者に關するもので、その労働状態に關し、更らに、労働者と企業家階級との契約關係に關するものである。これについてズピンドレル氏はかく言表する。

Lore Spindler: Nicht alle Masnahmen indes; die Staat und Gemeinde zum Wohle der Arbeiterklasse

oder gar der minder bemittelten Bevölkerung treffen, fallen unter den Begriff der Sozialpolitik, sondern nur diejenigen, die der Arbeiter in seinem Verhältnis zur Arbeit erfassen und in das freie Vertragsverhältnis zwischen der Arbeiter und Unternehmerklasse eingreifen (Köhner Vierteljahrshefte für Sozialwissenschaften, 1 Jahrg. Heft 4)

労働者に關する社会政策は全體として其自由労働契約に於て階級としての労働者(der Arbeiter als Klasse)の福利を圖ることを目的とする。労働力を使用するにあたり、弱者階級として、生産について不利の地位に立つ階級としての労働者(労働者の全階級として)を強者たる企業家の掠奪に對し保護することが社会政策の本領でなければならぬ。

社会政策の中樞的意義は「階級的差異の緩和」(ein Milderung der Klassengegensätze)にある事は毫も疑ひなく、よつて以て「收得の平等」(ein Ausgleich der Einkommenbildung)を齎すことを目的とすることも疑ひない。社会政策は階級としての労働問題に關し、階級的なものであるが、更らにそれは階級間の差異を緩和し、弱者助けの舉に出づるものであると言つてよい。Zwiedineck-Südenhorst氏は社会政策の中心的意義として眞の社会政策とは als Inbegriff aller Masnahmen, die auf die Abschwächung der Klassengegensätze abzielen となし、階級的不平等の輕減を圖るものを社会政策だとしてゐる。特定社会階級の存在と、その利害に關心することが社会政策の本領である。この意義に基



き社會政策の概念は限定せられなければならぬ。

Sombart氏は社會政策は階級政策であるとなし、特定階級の利益を圖ることを目的とするものであり、社會政策を限定して斯様に言つてゐる。

Alle zielbewusste Sozialpolitik, sei Klassenpolitik, vierten Stands einmal in dem Sinne, das die nicht die Gesamtinteressen, sondern immer nur Intessen einzelner Klassen verstehen kann.

(凡て有目的の社會政策は階級政策であり、總ての階級の利害にあらざる特定階級の利益を對象とするものである) Schmoller教授は特定階級に對し第四階級といふ文字を使用して左の如く社會政策を限定してゐる。

Den Inbegriff der sozialen Frage dahin zusammenfasst, das diese bezwecke den Streit des mit den übrigen Klassen zu schlichten und die vierten Stand harmonisch in den Staat-und gesellschaftliche Organismus einzufügen.

(社會問題は畢竟第四階級がその他の階級との争闘を目的とし、國家並に社會有機體のうちに於て第四階級を調和することを目標とするものである)

シユモリア教授の vierten Stand はポールグ博士にあつては Lohnarbeiter-Klasse (賃金労働階級)なる文字となつて現はれてゐる。

Dr. Van der Borcht の狹義に於する社會政策の限定は左の如くである。

Sie bezweck die Hebung der Klassen, die ihre Arbeiterkraft im Dienste anderer in unselbständigen und abhängigen Berufstellungen verwerten müssen. Die Hauptgruppe, die hier in Betracht kommt, ist die Lohnarbeiterklasse, insbesondere die gewerbliche Lohnarbeiterklasse (Grundzüge der Sozialpolitik, S. 3)

(社會政策はそれの勞働力が他に使用されるもので從屬的であり、其職業的地位が他に從屬する階級の福利を圖ることを目的とする。この場合、主として取扱ふ集團は賃金労働者殊に工業的賃金労働者である)

これによつて、バン、デル、ポールグ博士の狹義に於ける社會政策の對象は賃金労働者であることが解るが、それは一層嚴密には工業的賃金労働者である。よつて、社會政策は工業的賃金労働者の福利を圖り、その階級的利益を増進することを以て目的とするものなりと言ふことに究まらう。それに、バン、デル、ポールグ氏は Angestellten 及び奴婢を工業的賃金労働者に附随せしめ、社會政策の範圍内のものをしてゐる。それ故、バン、デル、ポールグ氏になつては中等階級の一部も亦社會政策のうちに包含せられるわけである。ツウイデネエツク、ゾーデンホルスト氏は慣用の社會政策を狭きに失するとなし、獨逸社會政策學會の材料蒐集に關し中等階級をも社會坂策中に包擁すべきものなり



と主張してゐる。

廣義に於ける社會政策は特定階級の福利に關するものでなく、Gesamtinteressen (總ての福利) といふことに集中するものであるとする。Gesamtinteressen といふのは、die Interessen einzelner Klassen といふことに對立する。廣義に於ける社會政策は一の特定階級の福利増進を對象とするものではなく全體の福祉を對象とするものである。Van der Borght 博士はこの意義をもつての社會政策を限定して Sozialpolitik im allgemeinen Sinne des Wortes ist die Gesamtheit der Massnahmen, die das Gesamtwohl durch Einwirkung auf die Verhältnisse der zum Gemeinwesen gehörigen Gesellschaftsklassen zu fördern bezwecken (廣義に於ける社會政策とは總體に屬するところの社會階級の關係を調整することによつて齎らしうる全體的福祉に關する總ての規律を取扱ふものである) と言つてゐる。この Gesamtwohl といふことは無論、一階級に關することなく、Gemeinwesen に關することなのだから、この意義による社會政策は特定階級を眼中にをかずして、社會全體とその福祉とを眼中にをくものである。こゝでは、全體的福祉といふものが大切なのである。特定階級の困窮を軽減除去するといふことは、それがやがて das organische Gefüge des Gemeinwesen (全體の有機的構造) を脅かすからである。それ等の方案なり手段なりは、孰れも全體の福祉を實現することに集中する。もし、社會全體に著明なる階級差別ありとすれば、それは Ganze を脅かすものとして、その緩和若くは除去に努めねばならぬし

あまりに劣弱なる階級はその經濟力を高めて一般文化の水準に達するやうにしてやらなければならぬこれ、やがて、全體の福祉問題に關係するからである。茲に、廣義の社會政策が Gesamtwohl を對象とする所以が明白となる。

更らに一轉して、社會政策の語義の鑿穿に移り、その何を意味するかを一應明かにしやう。ヴィゼ教授は soziale といふ語の意義を鑿穿して、soziale は (a) allgemeine soziologische (一般社會的) (b) ethischen (倫理的) (c) Tagesgebrauch des Wortes (慣用によるもの) の三の意義をもつものとする。

一般社會的の見地よりすれば、社會政策の「社會」は Individium (個人) に對する意味に於ての Gemeinschaft (社會) と同義となる。Einzelwesen, Personen といふものが「社會」に對立するものとなる。Handbuch der Kommunalwissenschaften の七百八十二頁に據るや So viel ist sicher das „soziale“ den Gegensatz zu Individuen bildet, die sozial als den Gegensatz zu einer Politik, welche nur die Individuen ins Auge fast. こゝには「社會」が「個人」に對立する意義が明かにされてゐる。Jastarow 教授はこの意を表はして S. ist die Politik aufgefasst unter sozialen Gesichtspunkten, i. h. die S. umfasst das gesamte Gebiet der politik, jedoch immer nur unter sozialen Gesichtspunkten, (社會政策といふ社會的の見地による政策である。即ち、社會政策は社會的の見地よりする政策の全範圍を抱擁する) と言つて



ある。かの十八世紀に於て、個々の農夫を對象として法律をつくらず、寧ろ *Panerstand als Ganzes* (農夫を全體として)を法の對象とし、大工業時代に入つて、個々の手工業者を保護するよりも *Handwerker als Ganzes* (個々の手工業者を無視し、手工業者全體を對象として)を對象として法規を定めし如きは即ち *soziale* の意義に據つたものである。この場合、*individuell* (個人)とか *sozial* (社會)とか云ふときには、價值判斷には關係はないが、*個人的*(*individuell*)とか、「社會的」(*sozialistisch*)とか言ふときには價值に關係する。即ち「個人的」と言へば個人的の發達を基準とすることになり、「社會的」と言へば全體の要求を重し、する意味が生じ、價值判斷的となる。

次に、「社會を」*ethischen Sinne* (倫理的意義に於て)に解すれば價值判斷的となり、「社會」に對しては「個人」でなく、寧ろ「個人的」であり、この場合の *soziale* は價值判斷的な *sozialistisch* と同意義である。それ故、倫理的意義による「社會」の概念は「個人的」に對し倫理的に價值あるものといふことになる。この倫理的に價值ある社會生活は人間の同情による集團生活である。

慣用によると、これは俗用といふことになるが、「社會」は即ち「社會主義」の附加的意義を帶び、「社會」と云へば、「社會主義」とか、「社會主義の一分派」とかいふやうに解せられる。

我國でも「社會」なる語は以前にはこの附加的意義をもつて居たことは明かで、社會學會は社會主義學會であり、社會事業は社會主義的事業、社會課及社會局は社會主義的な課及局と解せられる傾き

があつた。それから「社會」は俗用によつて「労働者」と解せられて居る。Komunalwissenschaften 字典の七百八十二頁によると、*sozial* (社會)は即ち *Arbeiter* (労働者)となつて居る(*So hat in Laufe des 19 Jahrhunderts das Wort „sozial“ die Nebenbedeutung einer Fürsorge für die unteren Volksklassen bekommen, und speziell in Deutschland durch die oben skizzierte Entwicklung der 80er und 90er Jahre zugunsten des Arbeiterstands. Neben dem allgemeine Sprachgebrauch von „sozial“ in Gegensatz zu „individuell“ steht daher ein zweiter der das Wort so bracht als ob es das zugehörige Eigenschaftswort zu Arbeiter wäre*)

この三の意義に社會政策の「社會」は用ゐられるが、特殊的意義に於ける社會政策の「社會」は一般的社會的意味によるものとなり、個人に對立する意義に於ての「社會」である。

*Politik* の意義にも三つある。第一の意義は *Politik, als wirksame Handeln* (政策は有效なる行動)といふ一般的なもので、この意義によるときは「政策」は一定の熟慮計畫を以て意思によつて遂行實現するところの *wirksame Handeln* の義となる。それ故、この意味での「政策」は思考 終らざる行動といふことになり、意志に關係するものとなる。第二の「意義」の政策は「一定の目的をもつての有効なる行動」といふ義となるが、この *Handeln* 「行動」は即ち *Handeln des Staates und seine Organ* (國家及其の機關の行動)といふことになる。第三の意義による「政策」はその内的本質の上から



言ふもので、「政策とは権利の主張若くはその防禦」(Der Politik als Betätigung des Streber nach Macht oder Abwehr dieses Machtstrebens erkennen) といふ義になる。人類は集團によつて生存するもので、自づから集團的交通が生じ相互的關係が現はれる。よつて國家の中に權力の分配により、上下の階級ができ、個人や集團の間に競争が起るのみならず、國と國の間にも權力關係が生じ争奪が始る。これの Gleichgewicht (整調) に與るのが「政策」である。それ故「政策」は權力争闘 (Machtkampf) を對象とするやうに思はれる。

Politik の意味にも切開が加へられたから、同じく切開を加へた soziale のいづれの意義が「政策」に加はり社會政策の意義が限定せられるかを見、よつて以て社會政策の限定を終ることにする。

特殊の意義に於ける社會政策とは、(一) 一般的社會學的意味をもつものであり、(二) 「政策」は「國家の行動」を指し、(三) それは一般的社會學的意味による個人に對する「社會」と「國家の行動」とを結び合せたものであり、(四) よつて集團政策として、國家の力によつて進行するものといふことに究まる。かくて、社會政策は集團 (Gesellschaft) を對象として國家によつて進められる Macht によつての政策となる。この場合、集團とは社會階級のことである。それ故、社會政策は階級政策であるといふことになる。

## 二 社會事業と社會政策との區別

まづ、社會倫理と社會政策との關係を明かにしなければならぬ。社會倫理は社會事業と相通する。既に述べし如く、社會政策は全然倫理に無關係なることはできず、それは價值判断の附加さるゝことを免れがたい。この故に、社會政策は「法的政治的關係により階級政策を行ふ社會倫理」であるとなしうるに對し、社會事業は「政策的意義を全然排除し、法的政治的關係や階級的對立を除き去つた社會倫理」であると言ひうる。社會事業も社會政策も等しく社會倫理的なるものであると考へうるが、兩者の範圍は彼此相異なる。社會事業には社會政策に於けるが如き權力といふがない。權力的社會政策と無權力社會事業とは異つてゐる。

社會政策には倫理がない。従つて、愛が含まれて居らぬ。これに對し、社會事業は社會倫理であり愛の根底を有つ、社會事業には Lieblichkeit がはたらいて居る。然るに、社會政策は愛に對して正義である。この正義は冷淡であり、時に冷酷である。たゞ階級間の争闘は正義によつてさばかれて行くに過ぎぬ。愛の觀念がその中に入らなければ冷々淡淡たるを免れない。社會政策は集團的利己であり集團あるを知つて集團外のあるを知らない。それは慈愛や利他や博愛とは關係のないものである。それは道徳よりも權力を重しとし、道よりも力であり、愛よりも法である。秋霜烈日といふやうな峻険



がその間に榮える。社會政策は正義の利刀により、貧民や労働者問題を解決して行かうとするけれども、人類社會の眞の幸福は冷淡な正義からのみ來るのでなく、倫理的な愛からも來る。この意義に於て、社會事業は社會政策よりも人間的倫理的なものであると考へられる。けれども、單なる愛では人間は高き進化を遂ぐる事ができず、力によつて社會をまとめて行かなければならぬ。よつて、力を代表する Politik と愛を代表する soziale Ethik とが抱合して、人間の進化をはかつて行く。國家や階級間の關係は政策的關係であり、法や、正義や、力がそれを代表するが、それ以上には愛が潜入し、倫理的たるに至らざれば止まぬ。社會政策と雖も、社會倫理や愛を全く無視することが出來ず、それは政策であると共に倫理であり、倫理であると共に政策であるといふ面影をもつ。

以上分解せし正義と慈愛とを兼ねることの能きる社會政策の傾向を通じて回顧すれば、それは必ずしも慈愛に基く社會事業と全然別なものと言ふことはできぬであらう。けれども、正義に據る社會政策と慈愛による社會事業とは又別の世界に屬するものだといふことも同時に眞である。

社會事業は Machtfaktoren (權力的要素) を脱出し、政策的意味の少ないと同時に、階級的對立の觀念のないものであるが、社會事業と社會政策とは die allgemeine soziale Idee Abhängigkeit des Menschen von der Gesellschaft gemein であるところの集團的なものである。よつて社會政策と社會事業の兩者は Massenproblem を中心とするものたる言へる。

社會事業は慈善事業の如く個人に關係するのではなく、集團に關係し、客觀體として全體を救濟の對象とするが、その範圍は社會政策よりも狭い。社會政策は純客觀的であり、全然集團的であるが、社會事業はこれよりも集團的意義の劣つたものである (Wiese: Ihr Wirken ist individualistischer als die rein sozialpolitische Arbeit, jedoch sozialistischer als die Caritas) それ故、社會事業は Schema (圖式) に關係するもので、圖式的であると言ひうるが、全然圖式的であるとは言へない (社會政策の全然圖式的なるに對して)

Kommunalwissenschaften 字典に據ると、狹義の社會事業は左の如く定義されてゐる。

In einem engsten Sinne wird nur diese individualisierende Fürsorge Wohlfahrtspflege genannt und öffentliche und private Fürsorge, die hier gleichen Einzelobjekt und mit verwandten arbeiten, unter diesen Namen zusammengeft.

(最狹義の社會事業とは公的並に私的保護による個人的保護に關するものであり、個體とそれに似通ふ方法を以て運用するものを總括して社會事業なる名稱を適用する)

この定義は Caritas (慈善) に關するものであつて、社會事業 (Wohlfahrtspflege) に關するものではない。これを社會事業の定義とするのは誤つてゐる。なほ、この字典はヨリ廣義なる定義を左の如く定めてゐる。



In einem weiteren sinne umfasst die Wohlfahrtspflege nur die Masnahmen, welche der Abhilfe gegen die Not einzelnen oder ganzen Volkssichten dienen.

(ヨリ廣義なる社會事業とは、個人或は全國民の困窮に關する救濟の規準をいふ)

この定義は多少圖式的であるが、これ又不完全なものである。社會事業は多く ohne Rückicht auf Persönlichkeit (個人を無視して)の主義により、schematische に繰り返さるゝ困窮(在來の社會事業的意義によれば)や、Massennots (集團的困窮)を治療することを目的とするものである。私は wiederkehrende Notefälle (繰り返す困窮)と einmalige (一度かざり)のものを區別する。歴史的な繰り返へさない一回かざりの困窮を取扱ふものを慈善となし、この場合には人格にも個人にも入り込むが、繰り返すもので因果關係をもつものは社會事業の對象となる。それ故、社會事業では繰り返へす困窮が大切なのである。私の限定に従へば、繰り返すものは消極的なものであり、積極的なものであり、綜合的なものであり、更らに超越的なものである。これ等の wiederkehrende Notefälleによつての圖式的なものゝ社會事業に包括する。よつて、失業保護や、各種の保險即ち、疾病、災害、失業保險や、兒童救護などは孰れも繰り返すものとして圖式的に取扱はれるが故に社會事業たりうる。

社會事業を以て個人に關するものとする謬説は極力破折しなければならぬ。Spindler氏は Kölner Vierteljahrshefte für Sozialwissenschaften 誌の第一年報第四冊に於て Zur Begriffsbestimmung der

Sozialpolitik und der Wohlfahrtspflege (社會政策と社會事業概念の限定)なる論文を掲げ、極力社會事業の對象の個人的なることを主張してゐる。

ズビンデンル氏は言ふ。

Ganz anderes steht es mit der Wohlfahrtspflege. Sie erfasst nicht ganze Klassen, sondern nur es stes in erster Linie mit der Einzelnen zu tun, der auch dauernd in Mittelpunkt ihrer Bemühungen bleibt.

(社會事業は全く之と異なる。それは階級全體を對象とせず、一つに個人に關し、それを中心として盡瘁することに關する)

かういふ構想は慈善事業には適當であるが、社會事業には關係がない。社會事業と雖も初期に於ては個々人を慈惠の觀念によつて取扱つたが、漸次 Massennot (集團的困窮)を對象とするに至り、その取扱方法も亦一般的普遍的となつた。これに就てはザロモン氏は言ふ。

Die Ursachen der Not sind weniger individueller, persönlichen als sozialer, allgemein gesellschaftlicher Art. Die Notstände, die unbefriedigten Bedürfnisse, des Zurückbleiben hinter demem Zeitbewusstsein entsprechenden Kulturideen sind Masse notstände, Massencedürfnissen geworden

(困窮の原因は漸次個人的人格的たるを失ひ、社會的一般集團的となつた。困窮や、充たされざる慾



求や、時代精神に適合する文化思想の背後に落ちたることなど、いづれも集團的困窮及集團的欲求である（この集團的困窮といふものがズビンドレル氏には解らないのである。氏は恐く慈善概念と社會事業概念とを區別しえないであらう。

Helene Simon 嬢や Ailee Salomon 女博士は階級や集團を對象とするものを社會事業としてゐるが、ザロモン氏は、その著 *Leitfaden der Wohlfahrtspflege* の七頁に、*Die Wohlfahrtspflege wandert sich dagegen den Bedürfnissen ganzer Klassen, ganzer Bevölkerung. Sie bekämpft Misstände, die allgemein, sozialer Natur sind und nur durch allgemeine Massnahmen vermindert oder beseitigt werden können*（社會事業はこれに反し、階級全體及全集團を對象とする。それは一般的社會的性質の困窮に對戦するもので、たゞ一般的規律を以てのみ輕減し除去すべきものである）と言ひ、社會事業を以て集團的のものとしてゐる。ザ氏は個人的なる慈善に對し、社會事業を以て組織的なるものとなし、*die organisierte wohlfahrtspflege* の用字をしてゐる。ヘレネシモン氏は *Aufgaben und Ziele der neuzeitlichen Wohlfahrtspflege*, Stuttgart 1922 なる論文に於て、社會事業をもつて階級的性質のもの集團的のものとなし、明かに社會事業を *Gruppe* に關係するものと斷じてゐる。

社會政策と社會事業とは集團問題に關し、兩者共集團を對象とする。社會政策の集團は階級的なものであるが、社會事業のものは單なる集團であり全體である。社會政策の集團は嚴密なものであるが

社會事業の集團はそれより程度の劣れるものである。社會政策の集團は第一次的のもの、社會事業の集團は第二次的のものである。

参考文献

「社會事業概論」第一編第三第四章に於ける文籍を見られたし



## 第五章 社會事業の形態

### 一 形態の區分

社會事業は純一のものと思ふことが能きず、その中に諸々の形態を區別しうる。たゞ、これまで社會事業の形態論的研究が缺けて居たため、自づから、社會事業の形態的概念の下に、これを集約することが能きなかつた。すでに、いくつかの形態が社會事業の形態として區分されて居たけれども、これを形態として取ふまでには進んでゐず、従つて、形態論なる社會事業の一部門を開拓することができなかつた。私はこれまで社會事業形態としてはないが、雜然區別せられて、その儘に放置しあつたものを形態論的概念の下に集結し、更らに、幾個の新形態を検索し、これを geschlossene ものとしての縦斷的區分と、 offene なものとしての横斷的區分とに整齊排列した。即ち

縦斷的形態

- 一、體驗形態
- 二、個別形態
- 三、集團形態
- 四、綜合形態 體驗及個人形態と集團形態との混合するもの

横斷形態

A 關係形態

- 一、單獨形態
- 二、綜合形態
- 三、統合形態
- 四、融合形態
- 五、全一形態

B 經營形態

- 一、公的經營形態
- 二、私的經營形態
- 三、公私混合經營形態
- 四、宗教的經營形態

C 種別形態

- 一、一般社會事業形態
- 二、保健社會事業形態



- 三、兒童保護事業形態
- 四、教化社會事業形態
- 五、經濟社會事業形態

縦斷的形態の區分は鎖閉的なものとして區分したから、これ以外、如何なる形態をも入れ得ぬものとしての完全區分であるとする。横斷的區分としては、A以下三區分を施したが、この區分は開放的なもので、他の區分を導入する餘地の存するものである。よつて、將來、私に於ても、更らに區分を仕直すか、又一層精細な區分に移るか不明であるが、兎に角、縦斷的諸形態に共通なるべき横斷的區分の重要なものは擧げ得たと思ふ。但し、A以下三區分の各項の細分はこれで完了して居るわけで、關係形態、經營形態及種別形態の下に區分せられたるものは總て完了と見做す。

## 二 縦斷形態

縦斷形態としては、まづ、個別形態と集團形態とが區別せられる。體驗社會事業や慈善事業は個別形態に屬し、概念社會事業や社會政策は集團形態に屬する（これ等、形態の何であるかは「社會事業概論」にゆづることとする）私の個別形態は歴史的概念であり、集團形態は因果的概念である。私は社會事業の一切形態は個別形態、若くは、集團形態かのごとからかであるとする。私は個別形態を歴史的概念となし、集團形態を因果的概念として理解しようと思ふが、一切の社會事業はこれに對當して個別形態と集團形態とに集約することができる。尤も、この場合形態論的觀念により、これ等のものを形態として認識する學者は未だ現はれないように思ふが、社會事業を個別事業と集團事業との對立として取扱ふものはある。

たとへば Tufts 氏は社會事業概念を五つの方法によつて區分することができる（1. The field defined as that of aiding certain disadvantaged classes. 2. The field defined by aim and process. 3. The field defined by historical approach. 4. The field defined by enumeration of present lines of activity. 5. The field of social work defined by its relation to the various social institutions and social process—Education and Training for Social Work, pp. 1—31）これを第二の目的及過程により限定する方法をとれば、たとへば、Richmond 女史がその著 What is Social Case Work (pp. 98—99) に要約して居るが如く、これを左の四に區分することができる。

1. Case work consists of those processes which develop personality through adjustments consciously effected, individual by individual, between men and their social environment.
2. Group work serves it (personally) with people face to face but no longer one by one.
3. Social reform serves it by effecting mass betterment through propaganda and social legislation.



4. Social research serves personality by making original discoveries and re-interpreting known facts for the use of these other forms of social work.

社會事業概念を process により集結する方法をこれば、the detailed study and better adjustment of social relation の方法によるものだとすることが出来る。現時に於けるが如き複雑なる社會環境に適應することは至難であるから、そこに幾多の maladjustment が起つてくる。複雑なる環境に適應することが困難であるがため、特定個人又は特定集團が全體として、或は環境の一部分に適應せざることを、大發明や、それに基いて起る社會的、經濟的、政治的、乃至、家庭的變化は舊慣に適合しないために不適應となる個人や集團をつくる。工場生活や都市生活は人生のこれまで経験しなかつた諸々の不適應を惹き起しつゝある。かくて、これ等の不適應を調整するものを社會事業とすれば、社會事業とは The task of social work is to discover and classify these conditions of maladjustment, trace their causes, devise agencies and methods for their relief and possibility for their removal. (社會事業の任務は不適應のこれ等の状態の發見と分類となり、その原因を探究し、救助の手段及方法を工夫しその除去を企圖するものである) といふことが出来る。次に一轉してこれを aim によつて限定することゝすれば、社會事業は「人格の發達」を目標とするものとなり、リッチモンド女史の如く四分法をとることが出来る。

さて形態論の見地よりすれば、リ女史の四區分は別の見地より眺めなければならぬ。それは、いづれにしても、case work と group work とに要約するべきものである。social reform の如きものを無論形態とは認めがたい。たゞ、それは個別事業 (case work) か、集團事業 (group work) かを以てする方法により、社會改良の目的を達するものたるに過ぎぬ。社會改良は主として集團事業によるけれども、これと共に個別事業をも併せ動かす。それは、大衆に關するものであるから、自づから集團的方法をとることゝなるが、それでも、それは個人々人を視野の外に置くことはできぬ。その外、集團事業の最後の目的は個人々人の調整ともなるから、かたゞ、集團事業は個別的方法を無視することではさぬ。よつて、social reform は個別事業か集團事業かへ編入さるべきものとなる。social research に至つては、或は個別的方法によつて調査をなし、或は集團的方法によつて調査を遂行する。社會調査は個別事業と集團事業の兩者によつて行はれ、又調査の方法としても case-work と group work とに併せ依る。然らば形態論的にはリッチモンド女史の四分類は二分類として要約せられ、(一)個別事業、(二)集團事業となるわけである。

縦斷的形態は閉鎖的なものとして個別形態と集團形態とに區分せられる。個別形態は慈善事業形態若くは個人形態 (普通に謂ふ慈善事業でなく、個別主義によるものとしての形態論上の) と全一を對象とする體驗形態との二に分れる。集團形態は概念社會事業 (若くは社會政策) となるが、統合形態



は副として體驗形態、若くは、主として個人形態（慈善事業）と集團形態とを統合するものである。中央局を代表する強制的な集團機能と、委員會を代表する任意的な個人機能とを統合するエルバアフェルド法の如きは即ち統合形態の一例である。私は將來の社会事業を統合形態によつて組織し、これを強制的なるものと共に任意的なるもの、これを集團的なるものと共に個別的なるものとなし、一層有効に社会を調製するはたらしめなければならぬと思ふ。機關に於ても同様であつて、兒童保護機關として、院舎制 (institution system) と家庭委託制 (placing-out-system) との間に、小舎制 (cottage system) 若くは分舎制 (scattered home-system) が介在し、救貧機關として院舎制と院外救助との間に small almshouse principle が現はれ、settlement work に於て私が近時主張する一形式としての小隣保館主義が必要たる所以のものは、社会事業には體驗及個人形態と集團形態との混合形態を必要とするからである。この事に就ては統合形態を分析する際一層精細に分析闡明したい。

そこで、縦斷形態としては、統合形態は個別形態や集團形態の如く獨立のものではなく、それに附隨して發達したものであるから、これを個別形態若くは集團形態と並列せしむることは妥當でないかも知れない。併し嚴密に個別形態にもあらず、また、嚴密に集團形態にもあらず一種の混合形態が現實として發生し來り、これまで、私が主として論理的に構成しつゝあつた一新形態が發生史的に認識を強要することとなり、それが縦斷として、いづれの横斷形態にも共通であるところを以てすれば、

これを個別形態と集團形態と並列せしむることを避くることはできぬ。よつて、私は縦斷形態の一形態として統合形態なるものを認め「統合的社會事業」なる一新部門を設け、これを論文として發表した。「社会事業研究」第十六卷第四號、拙稿「公私社会事業反比例の法則」

體驗形態は個人形態としての慈善事業と共に個別形態に集約せられるべきである。よつて、縦斷形態としては、(一)體驗形態、(二)個人形態、(三)集團形態、(四)統合形態の四分類となる。

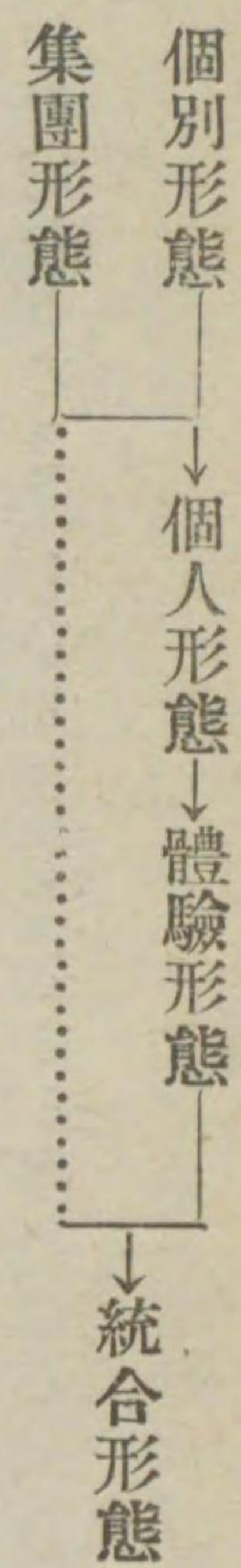
この四つ形態の順序は論理的と發生史的とによつて決められるが、發生史的のものは左の如き形式をとる。

體驗形態↓個人形態↓集團形態↓統合形態

すなはち、發生史的には體驗形態より個人形態を起し、それより一轉して、集團形態に轉成せられ竟に統合形態に達する順序である。これを論理的にみるも、個別形態を豫想し、更らに一轉して集團形態に進む。

發生史的に心理學的、乃至歴史的順序より言へば、體驗形態より個別形態へ、それより集團形態に向ひ、ついに、統合形態を起す方向をとつて發展進化するが、基本的形態を基準としてその開展する形相を定むるときは左の如き型式をとる。





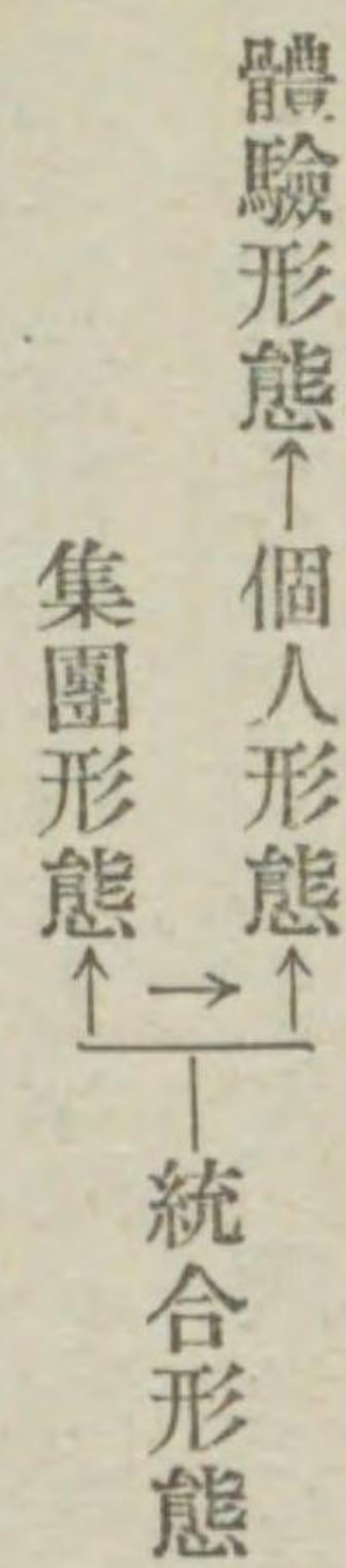
すなはち、一切の社會事業形態は基本形態としての個別形態と集團形態とに要約せられる。縦斷的形態に於て、個人形態及體驗形態は個別形態の分類と見られ、これが、もう一つの基本形態としての集團形態に對立する。統合形態は個人形態と集團形態との統合であり、若くは、體驗形態と集團形態との統合によるものである。

横斷的諸形態にあつては、それは關係形態としての單獨形態、綜合形態、統合形態、融合形態、全一形態、經營形態としての公的經營形態、私的經營形態、公私混合經營形態及び宗教的經營形態、種別形態として的一般社會事業形態、保健社會事業形態、兒童保護事業形態、教化社會事業形態及經濟社會事業形態に分れるが、それ等はいづれも個別形態若くは集團形態に還元せらるべきものである。

かくの如き關係は形態論的に觀る場合、若くは、論理的にその歸趨を定むる場合に表明せられるのであるが、これを發生史的にみる場合、若くは、心理的か歴史的かに觀る場合には一切の困窮は根源的困窮へ還元せられるが故に、體驗形態を以て一切諸形態の基本と見なければならぬ（「社會事業概論」第二篇、第四章、第五章—京都内外出版株式會社發行）すなはち、集團的困窮は個人的困窮へ還元せられ、個人的困窮は更らに根源的困窮に歸入すべきである。よつて、歴史的にみる場合には（形態論

的若くは論理的に對して）一切の社會事業形態は體驗形態を基本として發展し、夫々進化を遂ぐるものと見なければならぬ。

更らに、これを機能より見れば、統合形態はその統合する二の機能を分裂し、一を個人的機能へ返へし、他を集團的機能へ戻す。更らに集團的なるものは個人的機能へ進み、個人的機能はついに體驗的機能に還元せられる。すなはち、左の如き型式をとつて機能はその根源へ歸入して行く、



個別形態の目的とするところのものは個人を環境に調整し適應させることであり、リッチモンド女史は (What is Social Case Work, 1922. pp 98, 99) ケース、ウォークを定義して、Social case work consists of those processes which develop personality through adjustments consciously effected, individual by individual between men and their social environment) といふてゐる。集團形態の目的とするところのものは社會に於ける特定の集團をその他一切の集團に適應させることである。特定集團の生存はその他一切の集團に適應することにより、その生活に於ける機能と需要とを充足することが出来る。

### 三 横斷形態



横斷形態はいづれも縦斷形態たる體驗形態、個別形態、集團形態及び統合形態を貫通し、それに共通なるべきものである。横斷形態を開放的なるものとして、これを(一)關係形態、(二)經營形態、(三)種別形態の三に分つ。

關係形態は更らに(一)單獨形態、(二)綜合形態、(三)統合形態、(四)融合形態、(五)全一形態の五に再分するこの五分類に對し、(一)單獨社會事業、(二)綜合社會事業、(三)統合社會事業、(四)融合社會事業、(五)全一社會事業が成立しなければならぬ。これまで究明せられしものは、纔かに綜合社會事業であり、未だ統合社會事業の研究には着手されてゐない(これは私の昨春發表せし「統合社會事業」に關する論文を以て最初のものとなすべく、名辭も自分の造つたものである)融合形態を對象とする融合社會事業の研究は無論前人未踏のまゝ取り殘されてゐる。形態論より窺う社會事業の研究は今後極めて多事であるように見える。これまで、歐米に於ても、我國に於ても、社會事業は與し易きもの、俗解をいふもの、よように思はれて居たが、これは未だ社會事業の學的研究が發表されない以前の形觀で、無論誤解である。

社會事業はまづ單獨形態によるものと綜合形態によるものとの二に分れる。單獨形態によるものは一都市一地方の官公社會事業團體が夫々孤立して運營するもので、私はこれを單獨社會事業若くは孤立社會事業として表示する。現時にいたるまでの社會事業は多く單獨社會事業として進んでゐたが、

すでに、歐米諸國の社會事業は綜合的なものとして着色されて居る。歐米には所謂綜合社會事業が開拓されつゝある。但し、綜合社會事業の何であるやの研究は未だ初期のものである外何ものでもない。

綜合社會事業についても、その他の形態に於けるが如く、茲では、他の諸形態に關係する限りに於て分析する外はないから、各種社會事業形態については夫々の題目について論議せられなければならぬ。従つて、綜合社會事業についても、單に形態論上より綜合的なものゝ何であるやにつき、これと他の形態と關係する邊から、その形相を定むるに過ぎない。

單獨社會事業として經營する場合、個々の社會事業團體としては、社會の需要に應ずるが如く見えるが、綜合するにいたり、忽ち、重複若くは不足が現はれてくる。綜合社會事業形態は單に重複の弊を除くにあるようであるが、これは寧ろ誤解である。綜合形態に於ては、個々の社會事業團體の打算によつて社會の需要を決めるのではなく、社會全體の福祉を目標としてそれに對應するのである。綜合社會事業は need に應じて社會施設を實現する主義をとるから、社會の需要如何によつて、更らに、新たに施設を講じなければならぬような場合もある。即ち、新事業の企畫は綜合形態によつて自づから促進せられるようになる。その外、社會事業團體の救助方法や、社會を一體としての政策及理想の設定は綜合形態によつて初めて可能となる。單獨經營では何が社會及國家の福祉であるかを決めることができないが、綜合すれば、比較的容易にその何であるやが決められるから、主義及理想の決定に



は綜合形態は必要なる豫件であり前提であると言はなければならぬ。

これまで英米獨の社會事業は分斷の弊に苦められ、我國の社會事業も當然さうであるが、たゞ、我國に於ては未だ英米獨の如く分斷の弊を感得し認識する程度に達してゐないまである。この分斷の弊の認識はやがて綜合形態の導入となつて現はれる。英國の社會事業は(一)地方及國民同盟による綜合(二)監督による綜合、(三)會議による綜合、(四)財政的綜合、(五)融合の五の形式を採つてゐる。米國に於ける綜合は、(一)年會による綜合、(二)事業執行團體の融合による綜合、(三)宗教的事業團體綜合の三の形式を採つてゐる。クキン氏は(一)州及國家事業團體による綜合、(二)監督による綜合、(三)社會事業會議による綜合、(四)財政聯合による綜合、(五)融合の五を綜合形式として擧げてゐる。獨逸のジンゲル氏は綜合形式として、(一)中央機關によつての綜合、(二)需要者に情報を分配することによつての綜合、(三)困窮を除去する目的に向つて材料を蒐集分配することによつての綜合、(四)社會施設に關する文籍發行によつての綜合、(五)會議により意見交換によつての綜合の五を擧げてゐる。佛蘭西の綜合形式として著明なものはE里の Musée social であり、和蘭では、アムステルダムに Central Bureau voor Sociale Adviezen であり、勞働者の福利に關する材料を蒐集し、勞働施設の企畫に對し諮問機關となつてゐる。瑞西の Centralförbundet för Socialt arbete は社會問題の興味を作興し、その知識を傳播し、これが解決に盡力し、よつて以て綜合の實を擧ぐることに努めてゐる。丁抹には Socialt Sekretariat Bibliothek

といふ中央機關がある。社會問題を研究し、その知識を傳播し、その歴史的進化を探明し、諸種の社會思想を分析闡明してゐる。我國にも中央及地方に社會事業協會があるが、中央社會事業協會が相當な活動をして居るだけで、地方社會事業協會の活動は今後の成績に徴して見る外はない。

かくの如く綜合社會事業は一般に注意をひき、普遍化する程度に達したから、これに對して綜合社會事業形態を區分設定することは極めて自然的なことである。

次に、綜合形態を發生史的に探明することは困難ではないが、この形態の發見及認識は機未だ熟せず、文獻としても、自分の昨春發表せし論文が纔かにあるに過ぎないように思ふ。

統合社會事業は形態進化史の遙か後に現はれて來た救助形式である。形態の進化は原始時代に於ける體驗形態より(體驗形態については、形態進化の第一階段たる「體驗的全一」と、形態進化の最後に現はる、「概念的全一」との二種となるが、之場合に謂ふ體驗形態とは體驗的全一を意味する)中世にいたるまで盛なりし個人形態としての慈善事業に、それより資本主義時代に入り國家の發達と相まつて集團的なる社會事業形態(概念社會事業形態)の出現を見た。現時に於ける概念社會事業や社會政策はいづれも集團的なるものである。

然るに、この集團的方法是人間を物として取扱ふから、到底、人格の發達せし現代思想と相容れぬものである。そこで、救助形式は歴史的なものに轉化するのであつて、集團的救助はいづれにしても



個別的救助として人間化さるゝにいたる約束のものである。社會事業に於ける歴史的救助形式は現在以後に於て發生すべきもので、現時に於ては未だ十分明白にその姿を示現せぬ。それ故、徒らに、社會事業（概念社會事業）だの、社會事業政策（Wohlfahrtspolitik）その、社會政策などいふ集團的物的な取扱方法が繁昌してゐる。併し、この物的なる救助形式は如何にしても人間を取扱ふ形式ではないから、救助形式は將來一回轉をしなければならぬことを示す。

かくて現はれ來りしもの即ち統合社會事業である。

統合社會事業にあつては、集團的なるものと共に個別的なるものが合流する。すなはち、現時に於ては、集團取扱ひを餘儀なくされて居り、大量取扱ひに向ふが、更らにこれと共に、それを歴史化し人間を人間として取扱ふに堪えるものたらしむるが如く個別的意義を附加する必要がある。「統合社會事業」とはかくの如き意義と使命とを有つものである。

統合社會事業に於ては公企業と私企業とを統合する。それは公企業としての形式を有つけれども、その實質は特志家的である。形式と實質とが分業の觀念によつて統合せられる。形式的救助は公企業これを分擔し、實質的救助は特志家これを分擔する。それ故、統合社會事業にあつては、形體は集團的で物的であるけれども、内容は個別的であり人間的である。

今後の社會事業は名目上公企業たるに止め、實質はどこまでも特志家を中心としなければならぬ（エ

ルバアフェルト法に於けるが如く）集團的でありながら個別的であり、個別的意味や機能によつて終始するもの即ち統合社會事業の本質である。

統合社會事業形態が一轉すれば融合形態となる。融合形態は外觀上單獨形態のような姿態をとるがこれは統合形態より一轉せしもので、集團的なるものと個別的なるものが融合せし面影を存する。その機能は集團的個別的である。これに對し統合形態は集團的十個別的なるものである。すなはち、

(一) 統合形態の様式

集團形態⇄個別形態

(二) 融合形態の様式

集團形態⇄十個別形態

統合形態にあつては集團的機能と個別的機能とは補充關係にあるだけであるが、融合形態にあつては集團的機能と個別的機能とは一體として組み合され、融合關係に轉ずる。

方面委員制度について、この關係を考察すれば、現時の方面委員制度に於ては、中央局を表現する集團機能と委員會を表現する個別機能とは補充關係の態様をとり、彼此その機能を補充し合ふに過ぎない。中央局たる社會部若くは社會課は官公吏によつて組織せられ、集中的な組織的な命令的な作用を施行してゐるが、これに對し、委員會では分散的な實際的な救助事業を遂行してゐる。この兩者は



單に名目上方面委員制として結合してゐるだけで、官公に於て代表する強制的救助事務と、委員會に於て代表する任意的な救貧實務とは對立して居る。

そこで、兩々、各自の機關により對立しながら、夫々仕事をなし、任務を遂行してゐると考へて居る。かくて、屢々、兩者の間に排擠が起り權限争などが生ずる。素より、方面委員制度は官公衙によつて創設されたるものではあるが、既に特志家による實質的な救助事務を中樞としてこれを組織して居る趣がある。この實質的救助機關は實務を占得し、それによつてのみ、方面事業が運営せられるといふ形をとる。それ故、現今では、中央局は有つても無くても宜い姿態をとり初めて來た。我國の方面委員制度に於ては、大都市に於けるものは委員會の權能餘りに過大であり、中央局は有れどもなきが如く、屢々虚器を擁するに過ぎざるものゝやうであり、地方、及中小都市（中都市に於ても大都市の如く委員會の權能著大なるものあり）に於ては中央局の勢威餘りに過大で委員會は恰もなきが如く中央局それ自づからに於て實務をも遂行してゐる趣がある。大都市と、小都市及地方（全縣に委員制を布くものあり）に於ける夫々かくの如き中央局と委員會との明白なる對立は何によつて生ずるかと言へば、中央局及委員會が各自の機關により、互に相下らず、競争をなし、權限を擴げ、他の持場を蠶食せんとする意識を包藏するからである。大都市に於ては、委員數大にして、かつ、有力なるものが多い。それに、取扱事件も一般的活動も著大なるを以て、勢威頓に張り、自づから中央局を押しやり

り獨り勢力を揮ふ趣がある。然るに、小都市及地方に於ては、官公が自づから創設し、委員の囑託をもなしたるに關らず、委員の勢威足らず、取扱事件も少く、一般活動亦微弱なれば、中央局では餘儀なくこれを代辨し、また、その序に自分のつくつたものに對し相撲をとる心理をも發生し、これを壓倒する態度をとるにいたるからである。

統合形態によつて結合するものは、統合せらるゝ機關の機能が各獨立に存在して居るから、對立關係の明かなるものあり、調和ともなれば、反撥ともなる。反撥となれば、自他排擠し、嫉視し、競争し、一組織體内に争闘を起すにいたる。これ、統合社會事業形態の免れざるところの弊害である。素より、統合形態によつて結合する限り、その調和の邊に於て結合するのであるが、組織體内の要素のうち對立關係をつくる傾きを生じ、反撥作用の生ずるを如何ともすることができない。

もし、これが、融合關係に轉成せらるれば、二又それ以上の機關や機能は一體としてその機能を表現するにいたる。この場合、最早、權限の主張もなく、従つて、争闘も排擠も嫉視もない。綜合形態にあつては施設の重複や反目や争闘は減少するし、統合形態に於ては頓に平和の氣分を増加し、恰も一體としての機能を表現することが出来るけれども、眞の平和は融合形態にいたらなければ表現することができない。

融合形態より一轉すれば、全一形態に達し、一にして二ならざる究竟地にいたる。これによつて、



全く一體としての機能を表現し、融合する要素間の對立關係は茲に消滅する。もし、方面委員制に於ても、中央局と委員會とが融合の極致に進みうれば、乃ち、融合形態によつて運用することゝなるから、最後の平和は茲に實現するわけである。この場合、中央局は委員會に對しては對立關係にあるのではなく、兩者全く融合して一體となり、二にして一なる關係を示現する。それ故、中央局は恰も神經中樞の如く、委員會は恰も手足の如く、相俟ち相依り、一有機體を組成するにいたる。こゝに融合形態の妙趣がある。

全一形態は融合形態が一體としての極致に達し、機關の上にも、機能の上にも、要素たる姿態や作用をとらざるにいたつて發現するものである。

横斷形態の第二範類は經營形態である。これによつての區分は經營團體による分類である。經營團體としては集團事業としての公的經營形態と、個別事業としての私的經營形態とが對立する。これに對し、宗教的經營形態は獨自の特徴により彼と此と區別せられなければならぬ。教團は現時の形相によつて、一つには心靈的であるが、これと共に社會的たる姿態をとる。現時の宗教は往時のものに比し明かに社會的で、「社會的宗教」として表示せられる。眞宗や救世軍が絶大なる勢威を揮ふ所以のものはそれは動的であり社會的であるからであらう。眞宗の宗教的活動は著るしく社會的であり、救世軍の心靈運動は出獄人保護や廢娼運動や無料宿泊所や婦人ホームの形ちをとつて現はれ、是又社會的

である。そこで、現時の宗教は心靈活動によつてその範圍を確保すると共に、社會活動によつてその王國を擴張する。かくて、宗教的社會活動ともいふのが導き入れられよう。この宗教的社會活動の體現即ち宗教的社會事業であり、その形態即ち宗教經營形態である。經營形態には、この外、公私經營を合體する公私混合形態がある。

公的經營形態は現時に於ける社會事業公企業化の趨勢によりその發達益顯明である。現時の救助形式は益々集團的となりつゝある。これ、現時に於て概念社會事業及社會政策の發達する所以である。概念社會事業に於ては、全體に従屬投歸する意味によつての全體の見地により、社會政策に於ては、階級的見地によつて、階級政策として集團を對象とする。集團を對象とする社會事業の益々隆昌にをもむく所以のものは、現時に於ける集團的救助形式勃興の趨勢の表現であるまでゝある。

公的社會事業は愛に對し法則による。法則による公的社會事業は法的強制による形式的なもので、自づから自由裁量の餘地に乏しきものである。併し、かくの如き公的經營形態が生れなければ、現時にいたり、特に著明となつて來た救助の集團的現象を如何ともすることができない。社會政策の救助形式は全階級を對象とするにあるから、社會政策にあつては、個々の勞働者を救助の對象とせず「全體としての勞働者」が抽象物として救助の對象となる。社會政策にあつては凡てが形式的で自由裁量の餘地に乏しい。社會政策の處遇は法的であり、強制的であり、規範的である。これに對し、社會事



業にあつては、全體に投歸する故によつて救助し、又これと同じく法的に規範的に取扱ふ。それ故、概念社會事業による救助形式にあつては、その取扱方法は非人格的となり、個々人の要求や、性質や、境遇を一々見とゞけ、一々それに對應し、自由裁量を加ふることができぬ。公的救護は秩序の源泉であり、警察的な規律によつて、強制的に Sozialer Schäden を規正することができる。それは個人的責任によるのでなく、一般的責任により、普く救護の範圍を擴張せんとする。公的經營形態は法的規範的取扱を分擔し、秩序と警察的規律とを要求する時代の聲に應じて實現し來る。それは法的たり規範的たるを要するところに、それに相當する經營形態が現はれるのであつて、これ即公的經營である。

これに對し、法に對し愛を基準とする經營形態がなくてはならぬ。すべて、秩序により警察的規律によつて扱つて行くことは、なるべく回避すべきことではなくてはならぬ。なるべく、警察的な規律を減縮して人間たるにふさはしき取扱方法を發見しなければならぬ。法だの、強制だの、形式だの、抽象だの、客觀だの、集團だのといふことは人間を取扱ふ所以ではない。之等の救助方法は因果的であるが、これに對し歴史的な取扱方法が發見せられなければならぬ。これ即ち歴史的なる人間的なる私的社會事業である。私的社會事業は愛の上に立つ。愛は偶然であり、亂雜であるけれども、主觀的、人格的、人間的である。自由なる愛のはたらきより發する動的（公的社會事業の靜的なるに對し）なもの即私的社會事業である。私的社會事業は公的社會事業や社會政策よりも自由裁量の範圍の大なる

ものであり、救助者と被救助者との間に倫理的關係を結び、涙を澱ぎ愛と同情とを加ふることができ。公的社會事業や社會政策は客觀的のもので冷然たること氷の如きものである。こゝでは、惱めるもの、苦めるもの、病めるものは涙を拭はれ、苦める心情を慰められ、苦痛を癒さるゝことはできぬ。すべてが冷然、單に抽象物として取扱はれ、形骸として救護さるゝに過ぎぬ。物として救護するに對して、私的社會事業は人として救護する。それは救助を因果的なるものより、歴史的なるものへ移す。こゝに、貧民や勞働者は als Ganzes としてなく、個々として慰められ、個々として救はれて行く。これが愛を基準とする救助形式の形觀である。こゝに、愛による私的社會事業が、法則を基準とする公的社會事業と對立する。かくして、私的社會事業が生じ、従つて、私的經營形態が現はれる。ウアルネル氏はこの關係に最も明確な分界を施して左の如くいふ。

The probable line of demarkation between the field of public and private charity seems to lie between those dependents requiring some degree of control and those that may be allowed their freedom; between measures for chronic dependents and those looking to prevention; between institutional care on a large scale and private aid to the needy is best fitted to conditions where much personal, individual sympathy is required; public charity to problems requiring large funds, equipment, and control. Finally, private charity, under the stimulus of some individual enthusiast, will mark out



new paths, which when proven may be adopted by the State. (Warner, American Charities, p. 395)

愛と法則とは救助形式の二つの基準であり、救助には、そのいづれをも缺くことができぬ。これに従つて二種の經營形態が現はれてくる。即ち、公的經營形態と私的經營形態と。

公的經營と私的經營とは時に混同するを免れぬ。經營は私的であるけれども、財源は大部分公的であるといふようなものは公私混合形態である。公的でありながら私的であるエルバアフェルト制度の如きものも亦公私混合形態である。多くの社會事業には特志家が参加してゐるが、斯くの如きものは公私混合によるものである。公團體が私團體を監督し統制するが如きことも公私混合である。補助金を受くる私團體は當然公團體によつて監督されなければならぬが、これを通して、公私混合形態にいたるは明かである。私團體に與へらるゝ補助金は無論公金であるから、官公は公衆に代つて、その使途につき嚴重に監督しなければならぬ。その詐偽的なるもの、若くは、賣名的のものに對しては、統制を加へなければならぬ。私團體によつて取投はれてゐる被救助者に對し、國家は民衆の福利のため、それを保護しなければならぬ義務がある。かくして、公團體は私團體の經營の中へ入り込むにいたる。

これによつて、公的經營形態及私的經營形態の外に公私混合形態なるものが生ずる。

宗教倫理の發するところに独自の宗教的經營形態が現はれる。宗教は心雲生活を基準とするけれども、地上生活にその宗教倫理を投影するにいたれば、必ず宗教的な社會活動が現はれるであらう。宗

教的活動はつねに helfenden und rettenden Liebe となつて現はれてゐる。地上生活の苦痛に對して、助け救ふ愛が射入することは自然のことである。そこに、宗教倫理の模範に則り、助けを與へるところの愛や、愛の活動や、生命の開展が現はれてくる。この宗教的社會活動の現はれば公的經營によるところの主として經濟的な現はれとは特異のものである。そこで、官公團躰の救助が増進し、社會事業が公企業化さるゝに連れ、宗教的社會事業は無用の長物であるとするのは一知半解だと言ふことにならう。兩者の本質は彼此相異してゐる。

宗教的社會事業は自由なる愛によるもので、集團的のものではなく、また、それかと言ふて私的な社會事業とも異つてゐる。それ故、宗教的社會事業を独自の一分枝としてこれを區別することにした。これを形態論上の一分枝と觀、宗教經營形態として、その他の經營形態に對立させることとする。

#### 四 種 別 形 態

社會事業の分類については今のところ諸家に於て歸一するところがない。プロシヤの社會事業は(一)國民保健部門 (Abteilung für Volksgesundheit) (二)住宅部門 (Wohnungsabteilungen) (三)福利及保護部門 (Abteilung für Wohlfahrt und Fürsorge) に分れる (Hirtsiefer, Die Staatliche Wohlfahrtspflege in Preussen, S. 5) プロシヤの女社會事業家檢定試験に於ては、社會事業を(一)經濟社會事業、(二)國民保健



事業(三)兒童保健事業(國民教育をも含む)に分つてゐる(Salomon, Soziale Frauensbildung und Soziale Berufsarbeit s. 37)。(これに對しザロモン女博士は獨逸社會事業を(一)一般社會事業(Allgemeine Wohlfahrtspflege)。(二)保健事業(Gesundheitsfürsorge)。(三)兒童福利及國民教育事業(Jugendwohlfahrt und Volksschulungswesen)。(四)職業的保護事業(Das Wesen der beruflichen Fürsorge)の四部門としてゐるが、(Salomon, Leitfaden der Wohlfahrtspflege, s. 27)恐く、諸家の分類中、これが最も妥當なる分類と見做すことができよう。社會事業の分類については、別の論文として精細を期する外はないが、私は社會事業の發生史的及論理的區分に従つて、社會事業を五部門に分つて居る(拙著「社會事業概論」一八七頁)今のところ、これが最も妥當なる分類であると信ずる。私の五部門と稱するところのものは左の如きものである。

- 一、一般社會事業 (Allgemeine Wohlfahrtspflege)
- 二、保健社會事業 (Gesundheitsfürsorge)
- 三、兒童保護事業 (Jugendfürsorge)
- 四、教化社會事業 (Volksschulungswesen)
- 五、經濟保護事業 (Wirtschaftliche Fürsorge)

この社會事業の分類に基き、種別形態は區分せられなければならぬ。よつて、種別形態は左の如く

區分せらるるであらう。

- 一、一般社會事業形態
- 二、保健社會事業形態
- 三、兒童保護事業形態
- 四、教化社會事業形態
- 五、經濟保護事業形態

一般社會事業 (Allgemeine Wohlfahrtspflege) は多くの場合體驗形態に歸屬するであらう。一般社會事業は das ganze Leben umfassende und ergreifende Fürsorge のこと、或は經濟的とか、或は教育的とか、或は保健に關するとかといふやうな Leben の一側面に對應するものでなく、 ganze Leben を抱擁するものである。それ故、それは經濟社會事業に對して全生活を含み、保健社會事業に對して教育的なるものも、その他をも含むであらう。原始基督教に於ける救助は單に經濟的に救助するのではなかつたから、現時に於て主として經濟的に救助することを目的とするところの貧民事業 (Armenpflege) とは異つてゐる。原始基督教に於ける救助の様式は單に經濟的なるものでなく、 allgemein = menschlichen, das ganze Leben umfassende Wohlfahrtspflege である。原始基督教に於ける一般社會事業救



助形式は私の謂ふ「體驗的全一」によるもので、それは總ての救助形式の最高進化の階段たる「概念的全一」によるものでないから、素朴ではあるが、經濟とか、保健とか、教育とかに分岐せる救助形式よりも完全なるものである。眞に救助することはその全人格全人間に對して言はるべきことで、單に經濟により、單に保健により、單に教育によつて救助する場合には言はるべきことではない。これ等の分化せし救助方法は人間生活の破綻の一側面を補綴し、これを全人間及全人格に還元することの外意味のないものである。然らば、救助形式として眞に意味のあるものは一般社會事業であると言つても宜いであらう。

現行の貧民事業は主として經濟的に行はるゝけれども、貧窮の由つて來るところを衝き、これを治療せんとすれば、經濟的な救助方法を踏み越えて、或は教化的となり、或は保健によることとなる。すなはち、貧民救助はそれが困窮を救助するといふ消極的な限りに於て經濟的であるけれども、それが積極的建設的となれば、如何にしても教化など積極的なもの文化的なものを抱擁せざるをえざるにいたる。こゝに於て、すべてを含むところの貧民事業や全生活を抱擁するところの一般社會事業が現はれてくる。ザロモン女史は戦後に於ける獨逸貧民事業が單に經濟的なることができず、その範圍を擴げると共に、一般社會事業としての貧民事業の形式によつて運営せらるゝにいたつた過程を述べてかくいふ。

Damit tragen sie nicht nur einer Stimmung der bedürftigen Kreise Rechnung, die dem Begriff der Armenpflege auf Grund der entehrenden Bedingungen, mit denen sie lange Zeit verknüpft war, feindlich sind. Sie berücksichtigen auch besonders ein durch den Krieg hervorgetretenes Bedürfnis. Dem nachdem die durch den Krieg geschädigten Kreise durch eine andere Vorsorgungs- und Wohlfahrtsform aus den Kreisen der übrigen Bedürftigen herausgehoben worden sind,..... und durch die Wochenhilfe weitere Gruppen von hilfsbedürftigen tatsächlich aus der Armenpflege herausfallen, verliert die Bezeichnung Armenpflege ihren Sinn..... Sie darf nur den Charakter einer subsidären Wohlfahrtspflege für alle tragen, die von den Sonderzeigen der Wohlfahrtspflege nicht berührt werden. Aber sie muss allgemeine Wohlfahrtspflege, das ganze Leben umfassende und ergreifende Fürsorge sein (Leitfaden der Wohlfahrtspflege, S. 28)

一般社會事業は ganze Leben umfassende であるから全生活の消極的な治療と積極的な構成とを同時になすことを目的とし、それは消極的社會事業に屬すると共に、積極的社會事業に屬することを表示する。全生活を抱擁するといふことより、必然的に或は經濟的、或は教化的、或は保健によるといふ救助方法は全生活の一部を治療し補綴する意味をもち、更らに、総合的な Ganze Leben を再造することを目的とするものとなる。全生活を抱擁し渾然として全體を直觀しうるもの即ち體驗形態で



ある。私の意味するところのものでは、一般社會事業は體驗形態たることを表示し、また、それは體驗形態にいたる約束のものである。

保健社會事業といつても、いつでも、それ自身獨立のものではない。純粹に保健社會事業といふよ  
うなものも多くの場合有り得ない。そこで、保健社會事業にも Grenzgebiete といふものがいくつあ  
る。嚴密に言へば、純粹に保健といふが如きものは多くの場合ないから、いつでも他の四部門に關係  
し、それを豫想することとなる。ヒルトジーフエル氏は一九一九—一九二三年にわたるプロシヤの國  
家社會事業を研究して (Heinrich Hirtsiefer, Die staatliche Wohlfahrtspflege in Preussen, 1919—1923)「社  
會事業分枝分斷不可能の原則」(Prinzip der untrennbaren Zusammengehörigkeit der einzelnen der  
Wohlfahrtspflege) といふことを確立した。身體的缺陷の治療は精神的、乃至、倫理的範圍に擴張しな  
ければならず、彼と此とは不可分の状態にあり、彼此分斷することはできぬ。ヒルトジーフエル氏は  
Die fünfjährige Arbeit des Ministeriums für Volkswohlfahrt hat den untrennbaren Zusammenhang der  
einzelnen Zweige der Wohlfahrtspflege und der Fürsorge in tausendfacher Erfahrung erwiesen と言つて居り、  
獨逸社會事業の實驗に於て、社會事業分枝は凡て分斷すべからざるものだといふ斷定に達してゐる。  
分枝はいづれも分斷すべからざるものだとする方針によつて、社會事業は凡て分類を施されなけれ  
ばならない。保健社會事業だの、兒童保護事業だの、教化事業だの、經濟社會事業だのといふような

分類は單に學の便宜に従つて施されたものに外ならない。個別的、乃至集團的に示現せらるゝ經濟的  
困窮は倫理的困窮や身體困窮と關連すべく、その他の分枝も亦互に不可分的關係にあるものと見なけ  
ればならぬであらう。それ故、眞の救助形式としての gemeinsame の立場にある種別形態は單り一般  
社會事業あるのみといふことになる。私の意味する一般社會事業はそれ自身 untrennbaren Zusammen-  
hang der einzelnen Zweig にあるものであり、ganze Leben umfassende のもので、他の分枝の如く夫  
々特徴に従つて區分されるものではない。眞に救助と言はるべきものは ganze Leben を目標とするも  
のであるが、總ての社會事業分枝は實際としては他と不可分の關係に於てのみ存立して居る。各部門  
はその eigenen Aufgaben をもつて eigenen Methoden によつて進んで居るが、それは終極に於て、  
いづれも gemeinsame の立場にあり、各部門はその他の部門を豫想し、それと關連することによつて  
問題を解決する主義をとつてゐる。この事は社會事業及社會事業法制の實際を研究すればする程その  
感を深うするのであつて、例へば、ヒルトジーフエル氏の如くプロシヤの社會事業を一九一九年より  
一九二三年にいたるまで如實に研究せし如きものにあつては氏の如く Darum kann kaum ein einziges  
Problem zum ausschließlichen Arbeitsgebiet eines Teiles des Ministeriums werden, ohne das auch die  
anderen Teil in Kenntnis gesetzt und herangezogen werden といふ斷定を下さざるを得ないであらう。  
これは實際に通ずる社會事業研究家の同様に到達すべき共同な結論でなければならぬ。そこで、社會



事業の現實に於て、總ての分枝は不可分なる關係にあるのであり、その種別の如き到達嚴密に彼此分斷することは不可能である。實際としては社會事業の種別といふやうなことは嚴密に行はれない。實の社會事業は各他を豫想し、他の助けに依存してゐる。たゞ、それが各自の種別を基本として他を回顧することによつてのみ、初めて、それが保健事業たり、經濟保護事業たり、教化事業たるに止まる。すなはち、主として經濟的基點より、他の分枝を豫想するものは經濟保護事業であり、主として保健を基點として他と關連するものが保健社會事業たるが如き類である。糸はいたる所に引きまわされ、それが次第に多くも繁くもなり、全く網狀に結び合されるといふのが、輓近社會事業の實勢である。よつて、これを強いて分斷するは現實の社會事業を無視するものである。たゞ學として、乃至、研究の便宜に従つて、實際として存在しない Gebiete を區分するに過ぎない。

かくて、*seneinsame* な立場にあるところの社會事業分枝は單り一般社會事業のみで、その他の種別による社會事業は總て各自の Merkmale によつて分斷されたものであるといふことになる。従つて、一般社會事業以外のものは、他の分枝を豫想することによつて、現實をして初めて存立するものだと云ふことにならう。

保健社會事業にあつては、保健を基點として、その他の分枝と關連する主義をとる。たとへば、飲酒家保護といふことは生理的な保護を意味するであらうが、それは一層適切には經濟的保護、乃至、

道德的保護を意味しなければならぬ。

保健事業は貧民事業に近接してゐる。貧民事業はたゞに經濟的なるばかりでなく、それは、多くの場合、病患保護を含んでゐる。貧民を保護し救助することは、最もよく病患を保護するといふことに一致する。そこで、保健事業と貧民事業とは一層密接に關係することゝならう。然るに、貧民事業は全生活を抱擁する一般社會事業たるにいたるから、保健事業はついに *allgemein = menschliche* なものに關係するものとなり、*Ganze Leben* に關係をもつものたるにいたる。

かくの如き關係を通じて現今社會事業は左の如き形觀をとる。

現時に於ける社會事業はいづれも個人形態より集團形態に進み、集團化を目標としてゐるから、種別形態はいづれも集團的救助を基本としてゐる。すなはち、輓近社會事業に於ける種別形態は救助の集團化と共に集團的なものとなつて現はれて居るが、この中、一般社會事業はその性質として、救助を完全なものとしようとするれば、それを歴史的なものとしなければならぬから、集團形態によるよりも、寧ろ個人形態若くは體驗形態によらざるを得ざるべく、兒童保護事業にあつては現今集團形態と個別形態との界限範圍を擴張する趨勢となつて居る。すなはち、兒童の集團的保護たる院舍制は漸次その効果を減滅して、小舍制若くは分舍制となり、更らに、それを家庭制に還元せんとする趨勢を生むにいたつてゐる。



児童保護事業も亦嚴密に他の分枝と分斷することはできぬ。たとへば、學童の保護は他の分枝と關係することが多い。學童の食物公給の如きものは經濟的困窮に關するけれども、校醫、學校看護婦などは保健に關し、學童預り所 (Kinderhort) などは一面經濟的困窮に關し、他面教育的である。托兒所は幼稚園と異り (獨逸などでは幼稚園と托兒所 || Kinderbewahranstalten || とは混同されてゐる) 生理的保護と悪化の防止といふような消極的機能に向けられなければならない。托兒所の目的は (一) 兒童心身の教育 (二) 悪化の防止、(三) 婦人勞働の助長を主とし、これに (四) 兒童相談及母親保護、(五) 兒童保育研究が附加せられてゐる。托兒所は組織的な教育をなす所でなく、親に代つて委託されたる兒童心身の保護及その發達と、悪化防止とを目的とするものであるから、主として、生理的保護機關ならなければならない。勿論、それに、倫理的保護も、多少の教育も附加せられるであらう。

児童保護事業と雖も、かくの如く多形たる限り、その分野は諸々の社會事業分枝に出入するものであると言ふべきである。

現状を以てしては、児童保護事業は個別形態、殊に個人形態によつて運營せられるものと言ふべきである。それは體驗形態によるよりも個人形態によるであらう。

社會事業がある意味に於て教育的なるものである限り、教化事業は重要な社會事業分枝である。併し、教化事業も亦界限範圍を有ち、他の分枝を聯繫するから、festabgeschlossene Form としての教

化事業といふようなものはない。保健と教化とは分斷しがたい。よつて兩者は界限範圍として各自互に出入する。獨逸社會事業の實驗によつて知り得たることは、その社會行政に於て、保健が精神及倫理生活に關係することであつて、保健と教化とは密接に關係するから、彼此分斷しがたいといふことであつた。ヒルトシーフェル氏は Darum entstanden damals fast in allen Staaten neue ministerien für Volksgesundheit, für Volkswohlfahrt und soziale Fürsorge, deren Aufgaben sich nicht mehr, wie früher ausschließlich oder überwiegend allein auf die Sanitätspolizei beschränkten, sondern einmal den Begriff der Gesundheit über die körperliche Bedrohung hinaus auch auf die seelich und sittliche ausdehnen. (Die staatliche Wohlfahrtspflege in Preussen, S. 2) と言ふて居るのであつて、獨逸の社會行政に於ける實驗に於て、保健と教化とが彼此分斷しがたいことを見出したと言つてゐる。たとへば學童に食物を公給することは、單に兒童の保健に向けられずして、寧ろ、その教化に向けられてゐる。營養と學科とが相關々係のものであることが分つたため、學童に食物を公給することによつて學科の成績を改善することになつたのである。然らば、こゝにも、保健と教化とは關係し出入して居るのであつて、明かに兩者を分斷することはできない。

經濟社會事業は職業紹介、社會保險、工場福利増進、勞働法などを含む。

經濟社會事業は主として集團形態によつて運營せられるけれども、これとて、個別形態をいれなけ



れば完全なる救助形式たることができぬ。例へば、職業を紹介するには求人と求職とを適合せしめなければならぬけれども、集團取扱ひを強いらるゝ現時の職業紹介所に於ては完全にこの要求に應ずることはできない。個別化しないような職業紹介は無効であるから、今後職業紹介に於ては一層個別化するが如くその組織を改善しなければならない。

一切の社會事業種別は現時の趨勢により集團形態として進みつゝあり、愈公企業化する形勢にあり概念社會事業若くは社會政策として益々その羽翼を張るばかりである。この趨勢に一見逆行するが如く見えるものは公企業の私的社會事業化である。公企業の救助形式は因果的のものであるから、人間を sachlich なものとして取扱ふことを餘儀なくされ、到底、人間を人間として救助する形式ではないたゞ、集團的困窮の出現が集團的救助形式を發達させたまで、あつて、集團的救助形式は個人的救助形式より高級な救助形式であることを意味するのではない。眞の救助形式は Hilfe von Mensch zu Mensch より外にはない。

公企業は集團的形態の發達に伴ひ必然的に示現せられたものであり、私的社會事業を後退せしめて現はれたような姿態をとつてゐる。ために、救助形式の必然的進化は私的社會事業より公的社會事業へ向ふように考へられるのである。こゝに、現時屢々見るが如き公企業や集團形態に高き價値を與へんとする妄想が現はれる。

集團的救助の究極は個別的救助への還元である。すでに、現時に於てその趨勢が現はれ初めてゐる社會事業發生史に於ける個別形態は集團形態へ向ふが、それは又「個別的集團的形態」(統合形態)へ進まなくてはならぬ。現時集團化の趨勢は益々著明であるから、一切が集團化されるものゝように思はれる。官公社會事業や社會政策の隆昌を見れば、一切は集團化されるを當然とするように思はれよう併し、これは單に形體上のことで、救助の意味より言へば、集團救助は因果的のもので、allgemein-menschlichen なものとして人間を救助することは不可能であるから、現代以後、かゝる救助形式は一回轉をしなければならぬ約束のものである。これ各種別形態に於て、集團救助がもう一度個別化する過程をとるに至つた所以である。

集團化の勢ひ益々盛となれば個別化も亦愈々顯著となるであらう。かくて、救助の意味の邊から集團救助は明かに破綻を呈露しつゝある。集團取扱は unavoidable のものとして發達し來つた暫定的のもので、これによつて人間を歴史的なものとして救助することはできぬ。それ故、もし、集團救助が個別化作用を随伴しなければ益々 sachliche たるに至り、ついにその限界的效用に達して慘敗する外はない。現時に於ける公企業の一方的發達は人類の福祉を齎らす所以ではない。かくて、集團形態によつて種別形態を律するとしても、それと共に、個別化するにいたり、一轉して統合形態により運営するにいたらなければ、種別形態は全體として、その救助能力を喪失するを免れぬ。集團的にして個



人的なる統合形態の發生史的意義はこゝに確立する。

## 五 社會事業形態の進化

救助の内容と形式とは反比例の關係にある。救助の内容豊富にして充實すれば形式狭小となり、形式擴大すれば内容貧小となり空疎となる。全一的救助の内容は最も豊富にして充實するけれども、その救助擴大すれば内容貧小となり空疎となる。全一的救助の内容は最も豊富にして充實するけれども、その救助範圍は最も狭小である。個人的救助は無限の結合による救助であるから、その内容は全一的救助たる體驗によるものに次ぎ豊富で充實するけれども、その範圍は個人以上には出でない。然るに集團的救助は、所謂抽象的救助で客觀的窮狀 (objektivnotstände) に向けられるものであるから、その形式範圍は廣いけれども、その内容は最も貧小にして空疎である。これによつて、救助の内容と形式とは反比例の關係にあるを見ることが出来る。

次に、救助形態の進化は體驗形態より個人形態に、それより集團形態にいたり、更らに、現代以後に於て、個別形態と集團形態とを統合する新形態にいたる。私の今春以來新たに區分せし統合社會事業なるものは輓近社會事業に於て、エルバアフェルド制度となり、院舍制と家庭委托制 (placingout system) の中間としての小舍制 (Cottage system) 若くは分舍制 (scattered home system) となり、Warner

氏の small almshouse principle (Warner, American Charities, p. 204) となり、私の小隣保館主義となり、救助形式の根本的變改を促しつゝある。これ、現代以後に於て、救助形式の將に一回轉をなすことを示現するもの外ならぬ。私はこれを救助の意味の變化であると解する。すなはち、救助は如何なる社會事業形態にあつても、その終局の意義は歴史的なるもので、人間を人間として取扱ひうるものでなければならぬ。それ故、救助に於ては、何づれにしても、Hilfe von Mensch zu Mensch といふことが究極の救助形式となり、集團的救助に於けるが如く、集團的困窮 (Massennot) を對象とし、客觀的窮狀を sachliche に取扱ふが如きものは竟に救助の意義を喪失するものとして敗退しなければならぬ運命をもつであらう。救助を因果的なものとなし、一般性 (allgemeinheit) に於て取扱ふことは、救助を個別的なものより、集團的なもの sachliche なものに移すのである。輓近社會事業としての個人的形態より (體驗形態に對して) 集團形態に進み、集團事業として發展しつゝあるから、社會事業の必然的な進化は個人的なるものより集團的なものへ進展すると考へ、これを以て、最後の救助形式なるが如くに解釋するのである。救助を個別化し、これを歴史的なるものとする構想に對し、形態の進化を發生史的にのみ考ふるものは (論理的なるに對し) 集團形態を以て最後に現はるゝ形態であると解する。されど現時にいたり、既に發達し初めし統合形態は今後益々發達して、集團形態より一新形態を出すにいたるであらうから、集團形態を以て最後の救助階段であると思ふことは失當であらう



今に於て、既に社會事業形態は集團形態より統合形態に進展しつゝある。それ故、發生史的に見る場合と雖も、集團形態を以て究極的なものと見做すことは誤りである。私の形態的區分は單に論理的區分につきるのではなく、又發生史的な區分をも回顧してゐる。

發生史的には個人形態より集團形態に必然的に進化するから、これは individualisierung することができなくなるといふ悲觀論に對し、發生史的に於ても、既に集團形態は個別化して「個人的集團形態」即ち統合形態をとりつゝあり、集團的なものと共に個人的なことが能きると答へうるであらう。これは單に論理的な斷定ではなく、發生史的なもので、形態の必然的進化として輓近の社會事業は集團的なものより、個人的集團的なものへ轉化しつゝある。尤も、集團的困窮を對象とする必要上、現時に於て集團形態が發生したのであるから、これは純粹な個人的なものへ還元せらるゝことはなく、また、それは不可能であらう。けれども、それが集團的であり、集團的困窮を對象としながら、個別的事であることは不可能なことではない。そこで、現代の救助特質として集團救助が發現するにいたつたけれども、救助を歴史的なものとする現代救助思潮に照應し、再び集團的なものを個別化するものとして一回轉をなすことは決して理解しがたきことではない。かくて、輓近社會事業に於ては救助は因果的なものより歴史的なものとなり、sachliche なものより menschliche なものに轉化し、ここに統合社會事業形態なるものが現はるゝにいたつたと解釋することは決して不當なことではないであらう。

體驗形態と個人形態とは個別的といふことで一括せられ、これが集團形態と明かな對峙をつくる。救助形態としては、これに統合形態が加はるから、救助は畢竟次の三の範類によりて行はる。

- 一、個別形態による救助
- 二、集團形態による救助
- 三、統合形態による救助

この三の救助の進化は個別形態によるものより、集團形態によるものに進み、それより統合形態によるものに移るであらう。個別形態のうち、體驗形態は未だ現代人によつて十分明かに理解認識さるゝに至らない。個別形態による救助は比較的不完全なる「無限の結合」といふ形式によつて遂行せらるゝが、これ即ち慈善事業である。

社會事業は知的なるよりも、そもく心情的なるものであり、客觀的なよりも主觀的なべきである。よつて救助も亦これに基いて、主觀的なものとして、内的人間的なものとして行はれなければならぬ。然らば、社會事業による救助とは畢竟體驗的救助を意味し、更らに個人的救助を意味しなければならぬ。

集團救助は昨今隆盛の機運に向つたが、この概念的社會事業に對し、法に基くものとしての、法的



社會事業となり、歐州大戰以來歐米諸國及我國に長足の進歩を遂げ、發展を遂ぐるにいたつた。

現今に於ては、個別形態と集團形態とは各獨立のものとして進展しつゝあるが、現實に於ては、彼此錯綜し一なるものとして統合さるゝ機運に達しつゝある。そこで、將來に於ける社會事業は必ず統合社會事業の發達に進むべきであるが、現時に於ては未だ統合形態を明かに認識するに至らない。然らば、現時實施さるゝ救助形式は個人形態と集團形態であつて、體驗形態と統合形態とは將來施行すべき救助形式として取り殘されて居ると言はなくてはならぬ。

かくて、救助形態進化の形式は左の如くにならう。

體驗形態↓慈善形態↓集團形態↓統合形態

個別形態は dynamic なものであるが、集團形態は static である。なほ、個別形態は機能的であり、集團形態は構成的である、生命そのものに肉薄しうるものは獨り個別形態のみであるが、集團形態に於ては生命の硬化するところに生ぜし sachliche なものたるに過ぎぬ。

原始社會の救助形式は體驗形態によるものである。原始社會に於ける體驗形態は主觀と客觀との分裂分斷を通り越して全的な姿態を示現する、そこには主觀と客觀との分裂がなく、目的と手段との區別がなく、回顧も豫想もないところの藝術的作品で、純粹なる全一である。體驗形態の對象は慈善事業の如く主觀でも、個人でも、無限の結合でもなく、生命そのものである。それは概念により破碎せ

られず、直觀によつて洞察せられ、心情によつて感得せられるだけである。

原始社會の救助に於ては主觀と客觀との對立がない。それは極めて漠然たるものに過ぎない。そこでは、嚴密に謂ふ救助者と被救助者との對立といふものがない。慈善事業に於ては救助者と被救助者との對立がある。原始社會に於ける救助は部落に屬するといふだけで助けられる。原始社會は共同的集團であるから、共同的に自由に任意に自づからなる施與をしてゐた。原始社會の施與の觀念は共同生活を維持發展することに關してゐた。それ故、部落に屬するものに對しては自由に任意に助けるけれども、部落外のものに對しては冷然たるもので、活かすも殺すも自由であつた。こゝに原始社會の二重道徳がある。原始社會の道徳は文明人のものと異つてゐる。モルガン氏はインディアンの二重道徳についていふ「部落の客分となれば、飢えたものには食を與へ、疲れたものには床を明け渡し、裸のものには着物をきせる。十八世紀のオノナダゴの會長カナサテゴは白人に向つていふ。白人が我等の小屋に入れば能きるだけ好遇する。彼が寒ければ温めてもやらう。飢えて居れば食せもし飲ませもしよう。疲れて居れば毛皮をひろげて休ませてもやらう。我等はこれに對し、何も求むるところがない。然るに、我等がアラバニイの白人へ行つて食物や飲料を求むれば、直ぐ金を出せといふ。金がなければインディアンの犬め、出で行けといふ」これによつて、明かに文明人の救助特質に對して原始人の救助形式が表示されてゐる。



原始人は個人のために施與をするのではなく、部落を維持するため、その生命を延長するために自他助け合ふのである。この場合、個々人に對し助けると云ひ、また助けられるといふ觀念はない。單に助るといふ動作が行はれるだけである。これは助けること、助けられることの明かなる區別のないところの體驗形態による救助に外ならぬ。Ganze Leben に關するものとしての體驗形態による救助には救助者と被救助者との對立がなく、従つて、助けること、また助けられたることの機能も意識もない單に助けるといふ事實があるだけである。それは意識的のものではなく、主として無意識的のものである。體驗形態に於てはありのまゝのものへ、また、生命の流動の中へ助ける機能が入り込むだけでそこには手段と目的、助けること、助けられることとの潛入する餘地がない。體驗形態に於ける救助は客觀としてある社會事件をそのまゝ體驗に移し、生命として、それを構成して行く。かくて、構成されたる生命の流れは歴史的な助けることの機能を入れ、かつ、載せるだけで、社會事件は客觀的氣分の豊かなる助けること、助けられることとの觀念の鮮明なる「無限の結合」によるものでも、國家と國民との間の關係たる救助の商取引に類する純客觀的窮狀に對するものでもなく、また物的で人間の感覺の極度に脱出する集團的救助たる概念社會事業や、社會事業政策や、社會政策によるものでもないそれは概念社會事業や社會政策の客觀的なる物としての救助や（これは斷じて人間を助ける方法ではない。人間は無限の結合に於て全一に於て歴史的に救助せらるゝだけである。）形態論的なる慈善事業

の主觀的にして、たかく、無限の結合に於て救助さるゝに過ぎざるが如き不完全なものでもない。體驗社會事業に於ては、生きたありのまゝの社會事件即ち綜合的社會事件を對象とするから、そこには主觀も客觀もなく全一的なものがあるだけである。形態發生史の最初に現はるゝ形態はかくの如き漠然たるものではあるが、これ即ち Ganze Leben umhassende なるものである。

社會事件と云るべきものには無限の結合によるものと、集團的なものとの外に、倫理的感覺のある生きたありのまゝの全一によるものがある。體驗形態による社會事件とは無論ありのまゝなる全一によるものである。貧者といひ、病者といひ、老者といふ。かくの如きものゝ Not はいづれも個人的なるもので、知的なるよりも情動的なるものである。されば社會事業は概念的に理解せらるゝよりも一層明かに心情によつて感得せられる。心情社會事業は知的社會事業よりも高級な形式である。貧者といひ病者といふことは間接的意味をもつに過ぎない。集團としての「貧民全體」だの「勞働者全體」だのとは明かに異つて居る。なほ、それは「無限の結合」による慈善形態によつても充分理解しうるのではなく、ありのまゝの貧民及病者といふことに於て初めてその個人的困窮の何であるやを遠望しうるのみ。社會事件は(一)體驗形態による社會事件、(二)無限の結合による社會事件、(三)集團による社會事件の三つに分つことができるが、完全なる困窮の理解は體驗的なるものゝ外にない。全一による社會事件は體驗社會事業の對象であり、無限の結合によるものは個人事業としての慈善事業の對象



であり、集團によるものは概念社會事業、社會事業政策、及び、社會政策の對象である。

體驗形態にあつては物としての社會事件と雖も、これを内に投影し内觀することによつて生命化して完全化する。無限の結合による社會事件はかくして一階段の進化をなす。集團による社會事件を個人化し、更らに、これを體驗化する手段がないとすれば、それは現時に於けるが如く救助を以て凡て集團的と解し、物的救助の對象たらざるを得ずとする悲觀論となつて現はれて來る。無限の結合や體驗によつて救助することは歴史的事であり人間的事であるが、如何せん、現代に於ける救助形式の進化は助けらるゝものゝ大數なることより自から量的となる。又現時に於ては助けることを集團化せざるをえないから、物的集團救助たる外、策の施すところがないことゝなる。かくて、救助形式は個人形態より集團的にまで進轉する。併し、集團形態に於ては物として人を助けるのであり、人として人を助けるのではないから、人間的意味による救助は集團化時期に於ては人間界より脱失して了ひ亡んでしまふであらう。但し、これは救助形式の進化を現代にいたるまで追及せしに過ぎず、更らに、現代及現代以後に於ける救助形式の新たなる開展を見落して居るものである。現時に於ける救助形式は集團形式としての院舍制 (institution system) は或は小舍制 (cottage system) 或は分舍制 (scattered home system) に向ひ、個別化作用を導入せんとし、兒童の取扱ひ方は集團的なるものより placing-out system となり、養老院は small almshouse principle となつて現はれて來た。かくの如く、現時にいたるまで

の集團的取扱方法は再び個別化的方向をとり、人間性を取り入れ、これを歴史的なるものに置き換へんとする人類の努力となつて現はれて居る。私の因果的なものを歴史的なるものへ、集團的なるものを個別的なるものへ還元せんとする試みは決して救助形式の進化法則を無視するものでも、社會事業發生史に逆行するものでもないのである。

さて、原始社會に於ける救助は概念的全一の形をとることは能きぬけれども體驗的全一の形に於て體驗形態をとつてゐる。それは間接的のものではなくして直接的のものである。それは意識的のものではなくして無意識的のものである。それは合理的のものではなくして非合理的のものである。それは知的のものではなくして感情であり意志である。それは物的なるものではなくして人間的なるものである。それは一般的なるものにあらずして具象的なるものである。それは sociale なるものにあらずして karitative なるものである。最後にそれは全一そのものであつて、言表すことをえず、單に指し感得しうるだけである。

原始社會に始まりし體驗形態は一層進歩せし社會に於ては個人形態としての慈善事業に轉化した。すなはち、體驗形態は個人形態に進化するのである。

原始社會に於ける救助は共同的で、共同觀念によつて、兒童、頽齡者及貧者を救助し、他部落人と雖も部落の客分となれば優待もし好遇もしたが、一層發達せし社會に於ては、優者が劣者を救助し保



護する形式をとり、所謂慈善形態を出現するに至つた。

慈善形態に於ては救ふこと、助けらるゝこと、の意識があり、救助者と被救助者との對立がある。社會事業にあつては、救助は *Objektiv-Notstände* に向けられるだけで、慈善事業の如く明確なる觀念によつて救済するものと救済せらるゝものとの對立がなく、救ふも救はるゝも *Zugehörigkeit zur Gemeinschaft* といふことによつて行はるゝに過ぎず、救ふものに犠牲があるのではなく、慈愛があるのではなく、救はるゝものに感謝の念を要求するのでもなく、また、救はるゝものに於て感謝する必要もない。慈善事業にあつては、*innerlich-personlichen* といふことで救ひ、救ふこと、救はるゝこと、の意識があり、救助者と被救助者との對立があり、人と人との接觸することによつて個々人の運命を一々見とけようとする。それは社會事業の集團的なるに對し、「無限の結合」なる形式によつて救助を一層完全化せんとする。この個人形態による救助は原始的救助形式より一段の進化を遂げたものではあるが、それは形式に於て言はるべきことで、その内容は分化し遙かに貧小なるものとなつた。

中世に於ける救助は教會に於て行はれたが、教會の救助は慈善形態による救助であつた。教會に於ける最初の救助は集つた人々の祭壇に捧ぐる贈物を貧民に分與することであつたが、その後教會が分れて教區たるにいたり貧民救助は教區に於て行はれた。グレゴリー治下の羅馬では *Deacon* が教區内の貧民鰥寡孤獨の保護救助にあたつた。シャールレマンの治下では収入の十分一を貧民に喜捨することが、法的な義務となり、僧侶はこの財源によつて貧民を救恤した。この時代に於ては、凡て優者より劣者へといふ形式に於ける慈善は有徳の行爲とせられ、何の原則も方案もなく亂雜な救助が行はれ、ために、教會の救助は所謂濫救となつた。慈善事業に於ては社會事業に於けるよりも技術を要せず、心情を重しとする。當時アンブロースは貧民救助の方法を力説してゐるが、この時期の救助は科學と技術とによるものではなかつた。アンブロースの救助方法と雖も、單に施與を公平にするといふ以外のもものではなかつた。英國では十四世紀の中頃より新興の勞働階級に着目することゝなつたが、浮浪人と勞働者とを混同し、浮浪貧民に對し嚴重なる制裁を加へてゐた。新時代にいたり、中世の貧民濫救は改善の緒につき、同時に教會本位の貧民救助は公的貧民救助に置き換へられた。

中世に於ては優者が劣者を保護し、救助する形式をとり、宗教や社會的倫理によつて支配階級は不遇なるもの不如意なるものを善心をもつて助けた。然るに、近代にいたり、優者が劣者に恩恵を與へるといふ思想は衰退し、救助は國家と國民間との冷然たる取引たるにいたつた。かくて、發生史的に、個人的救助は集團的救助に進化した。集團的方法は量的取扱方法として發達したもので、これが質的取扱方法たる體驗形態や慈善形態と明かなる對立をなす。集團形態に於ては量的には進化したけれども質的には却つて退化した。救助形式や社會事業形態は個人形態より集團形態に量的取扱を機縁として推移したまで、これを以て、本質的な進化と見做すわけにはゆかぬ。ライゼ氏はこの事につい



つかく言ふ。First recht gilt das neben das stets mehr oder weniger bürokratisch vorgehenden öffentlichen Armenpflege; die bedeutenden Fortschritte der letzteren seit einem halben Jahrhundert, die sich an das Elberfelder System anschliessen; sind begleitet von einem Eindringen caritativen Geistes. Was die Caritas so wertvoll macht, ist von allem ihrgewaltige Hochschätzung des einzelnen Menschen. Humanität und öffentliche Armenpflege sehen zunächst auf grössere Gruppen oder den ganzen Staat; der einzelne gilt erst etwas, wenn er für die Gesamtheit bedeutsam ist, ohne Beachtung der unsterblichen, Seele ist ja an dem armen Menschen, dem verkrüppelten oder idiotischen Kinde nicht viel wertvolles zu finden. (Liese, Geschichte der Caritas, Bd. I. S. 9) リイゼイ氏は無論私の言ふが如き統合社會事業の觀念には達して居ないが、救助形式の頂點をもつて集團的なるものと言ふことに不満を表明してゐる。集團的なるものを Hochschätzung des einzelne Menschen の思想によつて補充して行くといふに、Die Caritas ist und bleibt unersetzlich なるものがあるを考へてゐる。集團形態は、äusseren Technik につぎるが、これに對し、個人形態(慈善事業)は humanitären Fürsorge なる特徴をもつ、集團事業は凡て外を整へ、外形に應接するのみで、集團事業では、たとへば、施與の如きも單に äussere Gabe たる almsen につぎるのである。この種の救助形式の完全なものでないことは明かである。助けることは物を與へることではなく、寧ろ心を與へることである。それは金を與へることではなく

心を與へることである。集團事業に於ては單に物を與へ、金を恵み得るのみで Seele や善心を與へることはできぬ。これ心を與へ善心を與へうる慈善事業の集團事業よりも救助形式として優れたる所以である。與へる、そして、受くるといふ一方的關係、及び、優者より劣者へといふ救助形式は進歩したる現代には不向だと言ふけれども、それ等の不完全な非現代的な觀念を去れば、個別形態(體驗形態及個人形態)は心と善心との形式によるもので、如何程集團事業より優れたものであるか知れない。なほ、慈善事業は一方的關係たり差別觀念の付着するものとしても、その物よりも心、金よりも善心であるとする humanitären Fürsorge によるものたる限り、それは物と形ちとに終始せざるをえぬ低級なる救助形式よりも如何程高貴なものであるか測り知るべからず。ケインル氏は Almsen ist Ausdruck von dem, was wir Caritas nennen. Almsen ohne Caritas ist eine Halbheit. Caritas und Almsen, oder besser gesagt, das Almsen, die materielle Gabe, durchleuchtet und verklärt von der Caritas, das ist das Ganze, das allein Richtige, nach katholischer Lehre といふ。慈善のうちに心がなく、更らに、善心がなければ、それは心のない單に商取引であるに過ぎないところの概念社會事業や社會政策と同一なものになる。概念社會事業や社會政策はこの意味に於て低級なる救助形式たるに過ぎない。概念社會事業と社會政策とは主として經濟的に物の取りやりをする商取引である。かくの如きものに高き救助形式たる位置を與ふることはできぬであらう。



たゞ、慈善形態に於ける無限の結合は寄木細工であり、集合であつて、救助の完全態とは言ひがたい。それは、個人的であり、人間的であり、具象にすることができ、集團形態よりも貴き救助形式であるけれども、それは畢竟全一態としての體驗形態に還元せられ歸入せらるべきものである。慈善形態に進化せしものは更らに集團形態に進化しなければならぬ。優者が劣者に恩惠をもつて施與をなすといふ差別觀念の死するところに國家と國民との大量的な施與關係が現はれてくる。國家と國民との大量關係は商取引となつて現はれ、救助を物的なものとした。

集團形態は客觀的で物として救助し、抽象的で、人間あるを知らず、人を物に換算し換置して救助を進める。かくの如き低級なる救助形式に對し現代人は不當な高き地位を與へる。

形態の進化は體驗形態より個人形態に、それより集團的形態にいたる。一切の社會事業を以て公企業化し、集團的なるものを以て救助形式進化の頂點とする見解が流行して居るが、集團形態は更らに一回轉をしなければならぬ。

更らに一階段の進化を遂ぐるにいたれば、集團形態は統合形態に轉成せられるであらう。これによつて、集團的でありながら個別的であり、従つて、物的でありながら人間的たる救助形式が發現するのである、この「個人的集團的形態」即ち統合形態は現代にいたり發達し初め、現代以後の救助形式を獨占せんとする新社會事業形態である。こゝに於て統合社會事業が導入せられ確立する。

## 六 形態的定量の法則

### A 形態の定量的關係

形態は定量關係に支配せられるやうに見える。高田保馬博士は社會的定量の法則なるものを設定せられて居るが、私はかくの如き數量的關係を形態に認め、これを「形態的定量の法則」と呼ぶことにする。

體驗形態、個人形態、集團形態及び、統合形態の間には定量關係があつて、救助意識の一定量を分有する程度に應じて、それだけ各形態に消長を來す。たとへば、個人形態減衰して集團形態隆盛となりし現代に於ては、一時代一社會に於ける一定の救助意識はそれだけ集團形態に占斷されて、個人形態に於ける分有の程度を減少する。定量關係による個人形態の減衰とは、一定の救助意識が集團形態に多分に占斷せられて、それだけ減少せしことを意味する。もし、體驗形態や個人形態に分有せられし救助意識が集團形態に併合せらるゝ度の高くなればなる程救助意識は集團形態に全有せらるゝ如き程度に達するから（救助意識が集團形態に全有せらるゝが如きことは絶対にないけれども）救助意識は全く集團形態に集中して集團事業旺盛を極むるを見る。

現時に於ける基本的救助形態は「個別的集團的」なる統合形態である。「個別的集團的形態」と「集



團的個別的形態」とは區別せらるべきである。「集團的個別的形態」は「機能的集團」と「形態的個別」の結合せしもので、機能としては集團であり、單に外形上個別的たるに過ぎないものである。現時の集團事業は如何に個別化せんとつとむるも、機能的なるものとしての集團と、形態的なるものとしての個別では、如何にしても救助を個別的基準の下にをくことはできない。たとへば、我國中小都市及地方に行はれて居るやうな方面委員制度にあつては（大都市に於ては特志家偏重である）名目上 Administration として特志家が參加し、Decentralized したものとなつてゐるが、（米國救貧制度として North Carolina Plan の如きは集中と分散との過不及なき結合を目的とするものである）、これは Policy を代表する中央局の權能過大なるもので、機能としての集團で、單に名目上個別的であるに過ぎないものである。これに對し、別に「個別的（機能上の）集團的形態上の」なる統合形態により Policy としての Administration とを組み合せ、分散的機能を主とし、集中的機能を従として、貧民政策を新たな軌道にをかんとする私の試みは最近公刊せられし拙著「貧民政策の研究」によつて發表せられたが、私は「集團的個別的」なるものは更らに「個別的集團的」たらなければならぬとする。「個別的集團的」にあつては個別は機能によるものであり、單に名目上集團によつて集團的救助を遂行するに過ぎない。現時の社會的救助は一度び集團化した上で、最近、更らに個別化し、Individual basis の上に歴史的なるものとして再現して來た。これ即ち集團的でありながら個別的なる統合社會事業形態である

が、この場合、最早「集團的個別的」たるにあらずして、「個別的集團的」たるのであり、かくて社會的救助は物の世界より人間の世界に移されたのである。

それ故、諸形態に對當する内容は救助意識の一定量を全有若くは分有することによつて、その形態の強度を異にするものと解釋しなければならぬ。救助意識は一定の時代、一定の社會に於てその存在する總量が定つてゐる。この一定の時代一定の社會に於ける救助意識の總量によつて、その時代その社會の救助は行はれるわけで、總量以上に救助は如何にしても行はれ得べきでない。それが一時代一社會の救助の界限となる。救助の界限に達する救助意識を「救助意識の總量」と呼ぶ。

救助意識の總量は諸形態の間に分配される關係をもつ。一時代一社會の救助意識の總量は一定して居るから、社會的救助が純一であらうとも、諸々の形態をとらうとも、その總量には何の異りもないと見なければならぬ。そこで、形態的定量法則の現はれは左の三つの様相を含む。

- 一、一時代一社會に於ける救助意識の總量は一定する。
  - 二、諸形態は夫々救助意識を分有することによつて消長する。
  - 三、特定形態が救助意識を多分に占斷することにより、一時代一社會の救助形相を確定す。
- 特定形態を基本として見る場合、一時代一社會の有する救助意識の總量はその形態的内容を基準として分有し、その他の形態内容をそれだけ少く分有する。たとへば、體驗社會事業時代には、體驗形



態を基準として所有し、個別形態を最も僅かに、集團形態を全く遮断するが如き態様をとり、個別形態時代には、これを基準として、體驗形態及集團形態をそれだけ排除し、集團形態時代には體驗形態を排除し、最も僅かに個別形態を分有する態様をとる如き即ちそれである。次に、諸形態の間に救助意識が分配されて居る場合には、諸形態はたとへば一時代一社會に於て慈善事業が中心を占むるときは、概念的社會事業はその時代その社會に占有しうるだけの分量として入り込み、體驗社會事業もその時代その社會に許さるべき分量だけを占得する。この事は體驗社會事業本位、若くは、集團社會事業本位の場合に於ても同一である。

それ故、定量法則の現はれとしては、第一、一時代一社會に於ける救助意識の總量が一定されて居り、第二、諸々の形態は一時代一社會の特徴によつて（現時に於て集團形態基本たるが如き）或は多く救助意識を占得し、或は少くこれを占有し、救助意識の分有によつて夫々形態に消長を來し、第三一時代一社會に於て基準として見らるゝ特定形態の出現により、その時代その社會の救助形相が定められ、以つて、特定時代特定社會に於ける救助形式を決定するを見る。

かくて、形態論上に於ける救助意識の分配に基き、基本形態としての個別形態と集團形態とは反比例の關係に於て現はれ來るべきものといふ斷定に達する。即ち、特定時代特定の社會に基準たるべき形態を本位として、これが占得する分量を控除し、その余の分量を他の形態に分有せしむるから、個別形態を基本とすれば集團形態は減衰し、集團形態を本位とすれば、個別形態はそれだけ後退することとなる。これによつて、個別社會事業と集團社會事業とは反比例の關係にあり、公的社會事業に對し、私的社會事業及宗教的社會事業は反比例の法則によつて支配せられるといふ斷定を生ずる。

#### B 現行社會事業に於ける定量關係

公的社會事業は略概念社會事業であり、集團的社會事業であるが、公的社會事業が個別的たる私的社會事業には、た、ら、き、か、け、る、關、係、を、と、ら、な、け、れ、ば、い、つ、て、も、兩、者、は、反、比、例、の、法、則、に、よ、つ、て、支、配、せ、ら、るゝを免れぬ。たとへば、我國現時のものは官公社會事業として發達し、私的社會事業は壓迫せられてゐるが、米國の社會事業はこれに反し、殆んど私的なものとして發達し、公的社會事業を壓倒してゐるが如き、いづれも集團事業と個別事業との反對關係にあるを示す。米國に於ける私團體による社會事業は戦後益々増加しつつあるが、これ戦後工業の發達により、人口の都市流入となり、市民の生活状態激變せしため、不良住宅問題、遊戯場問題、兒童死亡率問題、保健問題勃發し、これに應じて、私團體が益々活躍の機運に向つたことに因る。社會の急激なる變化に對應するものとしては、變化や個性をいゝ私團體を動員しなければならぬが、萬事窮屈な、鈍感な官公團體に於ては、よく個性と變化とに應じ、臨機應變の機略をめぐらすことはできぬ。これ、戦後米國に於て私團體の勃興し所以である。それに、米國では戦後富の激増により、國民の資金を慈善事業に放下する氣風を生じ、爲め



に巨萬の財が救助事業に注ぎ込まれた。かくて、戦前に於ける私團體の發達をうけつぎ、戦後に於ける諸事情は益々米國の社會事業を私的なものに轉化した。米國の社會事業がかく私的形態を本位とする限り、官公社會事業は反比例の法則に支配せられ、減衰乃至壓倒せられなければならない。

C 個別形態と集團形態平行の法則

個別形態と集團形態との關係については左の二の法則を設定することができる。

第一法則

個別形態と集團形態とは、一が他に無關係なる場合には反比例の法則によつて消長する。

第二法則

個別形態と集團形態とは自他反應の状態にあるときは平行の法則によつて支配せられる。

集團事業は個別事業と相關々係にあり、兩者無關係なることはできぬ。集團事業の盛衰は個別事業に反應して、盛衰共にそれだけ消長を來す。即ち、一が他にはたらきかける (react) 場合には、集團事業と個別事業とは兩々平行して發達するけれども、兩者無關係なる場合には、反對關係によつて終始する。集團事業は集團的なものとして發達するが、個別事業と無關係なる場合には、兩者は反對關係にあるから、集團事業は個別事業の個人的なる邊によつて補充されるようなことはない。それ故、集團的なものは個人的なものを壓迫、乃至、驅逐し、個人的なるものは集團的なものと對立する。

もし、集團的なものが、一時代一社會の基準となれば、現時に於けるが如く慈善事業は衰敗し、單に全體に歸屬するが故に集團として救助せらるゝといふような形式をとる。

併し、集團形態と個別形態とが互に react するときは、分業の觀念に支配せれるから、一が他を補充するといふ關係に一轉する。この場合、集團形態は分業によつて個別形態に補充せられ、個別形態は又集團形態を豫想してその機能をつくす。それ故、兩者各他にはたらきかける場合には、集團事業の發達は、必ずしも個別事業の衰敗とならず、また、個別事業の繁榮は必ずしも集團事業を敗走せしむるようなことはない。但し、現時に於ける社會事業は凡て兩者がはたらきかける原則によるものではないから、現實として、個別事業と集團事業とは常に反對關係にあり、反比例の法則によつて支配せられてゐる。

官公社會事業は主として集團的なもの、私的社會事業は概して個別的なものであるから、自他はたらきかけざる關係にあつては、一が他を壓迫し、或は集團基準となり (我國の如く) 或は個別基準となつて現はれる (米國の如く) 我國私團體の官公團體に於ける怨聲や、經營難などはこの法則のほたらきによつて生れてきた現象であり、形態的定量の法則によつてさうであると解釋しなくてはならぬ。救助意識の總量は公私團體に分配せられ、一が盛なれば他が衰ふといふ關係を現はす。

この事は官公社會事業と宗教社會事業との關係に於ても同一である。官公團體では、資金も豊富で



あり、権力もあるから、官公團體に於て専ら社會事業を運営する場合には、矢張り、宗教團體の社會事業は壓迫を感じ、若くは衰滅する外はないと考へらるゝであらう。但し、官公社會事業と宗教的社會事業との間には分業の觀念が著明であり、兩者は一見同じようであつても、是以外、質に於て別異のものといふ觀念が盛であるから、一が他を兼ねるといふ關係は生じないであらう。併し、兩者がはたらきかける分業の觀念によらず、宗教團體が、單に無意味に官公團體に追従するに過ぎないならば兩者は反對關係に一轉する外はなく、忽ち、形態的定量の法則に支配せられることとなる。現時に於ける官公社會事業、民間社會事業及び、宗教的社會事業には react とする觀念は微弱であり、機能を綜合する作用がはたらいて居ないから、凡て救助意識の定量關係に支配せられ、一が盛なれば他が衰ふといふ關係によつて進退する外はない。

これによつて、諸形態は自他相關々係をもち、一定量の救助意識を爭奪し救助意識強度の相關に支配せられ、一が盛なれば、それだけ他が衰ふといふ斷定を下すことができる。

#### D 救助意識の強度及純化

救助意識は形態によりてその強度を異にする。たゞに強度のみでなく、救助意識が豊富であるか純粹であるかといふことも形態によつて異つてくる。

集團形態にあつては、集團を對象とし、Sachliche なものとして大衆を一時に一律に取扱ふから、

救助意識は形式化し、標準化し、かつ、不純なものとなり、無内容に近いものとなる。「労働者全體」だの「貧民全體」だのといふ抽象物に對しては何人も涙を垂れ情を加ふることができぬ。集團社會事業（概念社會事業）にあつては個々の貧民、個々の労働者、個々の兒童を相手とせず、時に數百萬の貧民時に幾十萬の兒童を一括して救助の對象とするから、救助意識の強度は極度に微弱となつて現はれる。かくの如き救助形式にあつては、素より個々に對し救助意識を尖銳にして、愛と情とを豊かにそぐことはできぬ。數百萬の貧民に共通な救助意識なるものは殆んど無内容に等しい。

形態の含む範圍が小となるに従ひ、救助意識の強度は高まり、豊富にして純粹なものとなり、範圍の大となるにつれ、救助意識は微弱となり、内容は稀薄となる。

多數の貧民、時に數百萬の貧民に應接する心持はその多き故により、愛も情も加ふることができない。集團事業は救助を全體に及ぼすことを目標とするから、如何にしても、Objektiv-Notstände に對するもの以外でないところの冷然たるものとなる。救助意識を一時に多數のものに動かす場合には強度は弱からざるをえず、愛によつて愛を見失ふ結果とならう。集團事業による救助は形態的定量の法則によつて、全く愛なく情なきものとなり、物に對する救助形式とならざるを得ざる窮狀に陥る。現時にいたり人に對する救助形式の強調され出したのは、集團的救助は人間に對する救助形式としを是全く不當であるからである。如何に慈愛に富み、人道的氣魄盛んなればとて、數人の貧民に對して注ぎ



えた涙と情とを一般化して、全階級と、全國民とに及ぼすことはできるものではない。路傍に窮民を見、不遇な境遇を打ち開ける無告者に對しては何人と雖も強さ純粹な感情を表示するであらうが、集團的救助によつて取扱ふが如き抽象物に對しては惻隱の情を動かすことは全く不可能である。體驗形態や個人形態による救助形式は範圍の小なるもの、極小なるものであるけれども、救助意識は強く、愛と情とは自由な發露を見ることが出来る。救助は凡て人間より人間への形式を目標としなければならぬ。これによつて救助事業が物として進む外なき集團事業を漸次見捨てつゝあるは止むを得ざることである。

體驗形態による救助は極小なるもので、その救助範圍は狹小、その對象は個人に限られ、かつ具象的であるから（慈善事業の「結合」に對して）愛と情とを動かすことは最も深大であり、かつ救助意識は純化の極に達し、これに次いで慈善事業は「無限の結合」によつて個人を對象とするから、體驗形態の如く救助意識は最強至純ではないけれども、切實に同情し共鳴することが出来る形式である。集團形態にあつてはもとより個人の數が餘りに多くなり、かつ抽象化するから、その強度は極度に減少し、救助意識は不純なもの更らに中性なものとなり、同情し共鳴すれども、恰も同情なく共鳴なきが如き表現をなす。個々の被救助者に對し、その全靈その全身に溶けこみ得る體驗形態に於ける救助は渾身の愛と情とを傾注し、その極致をつくすことができるが、これ定量の法則によつて全體に對す

る愛と、一時代の情と一社會の感みとが一時に一人に注ぎかけるからである。こゝに初めて人間的な純粹な強い愛情が現はれる。

愛と情との意識なき救助形態はそれ自づから矛盾であるが、集團を對象として救助意識を動かす必要益々増大する現時に於ては、縱へ、救助意識の減衰を來し、客觀的窮狀 (Objektiv-Notstände) を對象とせざるべからざるものと雖も、一と先づその存在を許す外はない。たゞ、それは形態的定量の法則を自覺し、それ自づから無上の救助形式と思はなければよい。

#### E 個別形態への還元

形態的定量の法則より觀る救助形式は狭く、強く、かつ、純粹なるものとなりつゝある。個別形態と集團形態とは強度の相關々係に於て、一度び集團事業に救助意識を占斷せられたが、現時に於ては再びこれを個人形態に返へしつゝある。救助形式としての集團的 Alms-house は既に舊式な方法となり、ケルソンの所謂 Intelligent investigation of need, followed by careful planning in the application of aid, that is to say, trained case work がこれに代つたが、後者即ち個別事業である。院内救助によつて總ての要救助者を救助することはできぬ。院内に於て總ての被救助者を救助することは不可能である。こゝに於て、最新なる救助方法として院外救助による Case work が現はれてきた。非分類的な混合する厭ふべき救貧院や勞役場 (Work house) による救助主義は後退した。現時に於ける救助方



法は集團的なるものを個別化することである。集團形態を以て現時に於ける最高救助形式であり、發生史上最後に現はれて來たものゝ如く解するは正當なる見解ではない。現時に於ける救助形式の中心は集團形態を個別化することである。すなはち、現時に於ては救助思想は集團的個別的形態にまで進んでゐるが、將來、再びこれを「個別的集團的」なるものとする機運に向つてゐる。

社會行政は *uniformity in planning* の機能を缺くことが能きないから、集中作用は必ず現はれてくるが（たとへば、米國に於ける *Central Board of Supervision or Control* や、英國に於ける *Local Government Board* の如き）、これよりも一層大切なことは *multiplicity of local unit* をいふことである。實は統一は雜多に對してあつて、統一のみある行政組織は無意味である。マッサチユウセツの貧民救助史を研究し貧民救助事業に對し妥當なる意見を發表してゐるところの Kelso 氏は *The more impersonal and devoid of neighborhood contact we make the relief of poor, the more weaken the individual pride of personal independence. It follows that whatever practicable the administration of poor relief should be local* (*The Science of Public Welfare, p. 202*) を言ふて居り、貧民救助には分散的機能の大切なことを主張してゐる。ケルソ氏はこれについで *The History of Public Poor Relief in Massachusetts* (1620—1920, p. 191) に於ては左の如き妥當なる結論を下してゐる。

Essentially the system now in operation decentralizes the administration of public poor relief leaving it to the smallest unit of government, the town; and centralizes the development of the right method of social programme in the State Government. This, then, is the answer: centralized policy; decentralized administration.

私は更らに一步を進め、統合社會事業によつて、個別的（機能的）集團的（形態的）形態に基き社會行政組織をつくらんとするが、これ、すなはち、集團事業を分散し、これを個別化せんとする方針の表現である。現時に於ては、救助を *Massing* なるもの *Classing* なるものとして表示するは舊式に屬し困窮の取扱は凡て個別的でなければならぬとすにいたつた。

個別形態に一切を還元するとせば、集團形態は相關々係によつて減衰の途を辿らなければならぬ。救助範圍は漸次に廣げられた。村落の救助は地方の救助となり、地方の救助は國家的救助となり、それは竟に國際的救助にまで進んで行つた。かくて、救助意識は極度に減退し、全く物が物を取扱ふ非人間なものとなつた。世界人や大都市人などに愛情や友誼のある筈がない。社會の擴大は隣人を亡ぼし、友情を削り去り、愛情を奪つた。この極端なる物的な非人間的な救助方法は現代人の反感を買ひ既に凋落の方向についた。小さき地方單位による救助形式が再現してきた。かくて、弱きもの病めるものが人類の愛情を獨占し得るようになり、強き純粹なる愛を味ふことが能きるようになつた。少數の友人に對し、小さき地方的單位に對し、個々の人間に對し抱擁し、接吻し、人情の極致をつくし



身も魂も溶け合ふ體驗形態の出現によりて、初めて、人間と人間とが相向ひ相見ることができるようになる。

形態的定量の法則によつて、一切を個別形態に還元し、それを根源的困窮に返へし、赤熱する友情と、個人と、地方的單位とを對象として、強き、純粹なる、且つ、唯一の（形態的定量を獨占することによつて唯一となり、又、本位となつたところの）救助を進むることの可能なる理明がなり。かくて、救助意識は體驗形態と個人形態とに究極せざるを得ぬ。體驗形態と個人形態的定量の法則によつて、「強さ」と「純粹」と「唯一」とをその内容に加ふるにいたり、初めて、その眞の形相を呈露するであらう。

## 七 究極的形態としての統合形態

### A 個別形態と集團形態との合流

機能的意義よりすれば、體驗形態は究極形態であるけれども、現時に於ける救助形式を確定する見地に於ては、統合形態は究極的形態でなければならぬ。純粹個別形態によつて救助を進むことは Massennot を對象とする現代と相合はず、唯一集團形態を以て當ることも人間を對象とする性質の上から是認することが能きぬ。こゝに於て、「集團的個人的形態」若くは「個人的集團的形態」なるものが

が發達し來らなければならぬ。この形態即ち統合形態であるが、統合形態にあつては個人的でありながら、同時に集團的なるを得る。

個別形態と集團形態とは平行の法則によつて兩者その機能を補充しなければならぬ關係にある。個別形態と集團形態とが各自 react する關係をとるときは、兩者は右と左とに離れ去る力にあらずして合流すべき性質のものである。こゝに個別形態と集團形態との統合する契機がある。

困窮は個人的困窮 (Individuelle Not) と集團的困窮 (Massennot) となつて現はれるが、個人的困窮を取扱ふもの即ち體驗形態及個人形態であり、集團的困窮を取扱ふもの即ち概念社會事業及社會政策である。困窮の取扱方法について見れば、現時に於ける困窮は集團的なものとして出現するから、救助は自づから社會事業（概念的）となり社會政策となる。個別的なる慈善事業は舊式の救助方法と考へらるゝであらう。これ形態上の慈善事業と雖も既に古き型に屬し、社會事業の出現によつて再び現はれ來らぬ過去の形骸の如く取扱はれ誤解せらるゝ所以である。

現時に於ける困窮は Weniger, individueller persönlicher als sozialer allgemein gesellschaftlicher Art であつて、現代人の要求は Massennot の形をとり居り、従つてその困窮は massennot として出現してくる。現代に於ける經濟生活は特に産業國家や大都市の困窮を集團的なものとなし困窮は多く且つ困難なものとなつた。經濟的困窮が集團的なものとなつたばかりでなく、geistig = sittliche Not が